

平成 17 年 第 3 回

# 宿毛市議会定例会會議録

平成17年9月14日開会  
平成17年9月27日閉会

宿毛市議会事務局



## 平成 17 年第 3 回宿毛市議会定例会会議録

### 目 次

第 1 日 (平成 17 年 9 月 14 日 水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前 10 時 20 分)	
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
○日程第 3 議案第 1 号から議案第 36 号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前 10 時 41 分)	
陳情文書表	9

-----  
第 2 日 (平成 17 年 9 月 15 日 木曜日) 休会  
-----

-----  
第 3 日 (平成 17 年 9 月 16 日 金曜日) 休会  
-----

-----  
第 4 日 (平成 17 年 9 月 17 日 土曜日) 休会  
-----

-----  
第 5 日 (平成 17 年 9 月 18 日 日曜日) 休会  
-----

-----  
第 6 日 (平成 17 年 9 月 19 日 月曜日) 休会  
-----

-----  
第 7 日 (平成 17 年 9 月 20 日 火曜日)

議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1

出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前10時08分)	
○日程第1 一般質問	1 3
1 中平富宏議員	1 3
市 長	1 5
中平富宏議員	1 8
市 長	2 0
中平富宏議員	2 1
市 長	2 3
中平富宏議員	2 3
市 長	2 4
中平富宏議員	2 4
2 宮本有二議員	2 4
市 長	2 5
教 育 長	2 6
宮本有二議員	2 7
教育次長兼学校教育課長	2 7
宮本有二議員	2 8
教育次長兼学校教育課長	2 8
宮本有二議員	2 9
教育次長兼学校教育課長	3 1
市 長	3 1
教 育 長	3 2
宮本有二議員	3 3
教 育 長	3 6
市 長	3 6
宮本有二議員	3 7
総務課長	3 8
教 育 長	3 8
宮本有二議員	3 9
市 長	4 0
宮本有二議員	4 1
3 沖本年男議員	4 1
市 長	4 5
教 育 長	4 8
沖本年男議員	4 9
市 長	5 3

沖本年男議員	5 4
市　　長	5 6
4　菊地　徹議員	5 6
市　　長	5 8
菊地　徹議員	6 1
市　　長	6 3
菊地　徹議員	6 4
市　　長	6 4
延　　会（午後　4時08分）	
-----	
第　8日（平成17年9月21日　水曜日）	
議事日程	6 7
本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
事務局職員出席者	6 7
出席要求による出席者	6 7
開　　議（午前10時00分）	
○日程第1　一般質問	6 9
1　西村六男議員	6 9
市　　長	7 1
西村六男議員	7 2
市　　長	7 4
西村六男議員	7 4
2　有田都子議員	7 4
市　　長	7 8
教　育　長	8 1
有田都子議員	8 3
市　　長	8 6
教　育　長	8 6
有田都子議員	8 7
教　育　長	8 8
有田都子議員	8 8
3　中川　貢議員	8 8
市　　長	9 4
中川　貢議員	9 7
市　　長	1 0 0

中川 貢議員	100
○日程第2 議案第37号及び議案第38号	101
（提案理由の説明）	
市長	101
散会（午後 3時08分）	
-----	
第9日（平成17年9月22日 木曜日）	
議事日程	103
本日の会議に付した事件	103
出席議員	103
欠席議員	103
事務局職員出席者	103
出席要求による出席者	103
開議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第38号まで	105
質疑	105
1 寺田公一議員	105
農林課長	106
商工観光課長	107
土木課長	108
都市建設課長	109
教育次長兼学校教育課長	110
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	110
寺田公一議員	111
農林課長	111
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	112
都市建設課長	112
委員会付託省略（議案第1号及び議案第15号から議案第24号まで並びに 議案第37号）	112
委員会付託（議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号）	112
散会（午前10時48分）	
議案付託表	113
-----	

第10日（平成17年9月23日 金曜日） 休会

-----  
第11日（平成17年9月24日 土曜日） 休会

第12日（平成17年9月25日　日曜日）　休会

-----  
第13日（平成17年9月26日　月曜日）　休会

-----  
第14日（平成17年9月27日　火曜日）

議事日程..... 115

　　本日の会議に付した事件..... 115

　　出席議員..... 115

　　欠席議員..... 115

　　事務局職員出席者..... 115

　　出席要求による出席者..... 116

開　　議（午前10時00分）

○日程第1　議案第1号から議案第38号まで..... 117

　　（議案第1号）

　　討論・表決..... 117

　　（議案第15号から議案第24号まで及び議案第37号）

　　討論・表決..... 117

　　（議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号）

委員長報告

　　総務常任委員長..... 117

　　教育民生常任委員長..... 118

　　産業建設常任委員長..... 119

　　質疑・討論・表決..... 119

　　（議案第2号から議案第14号まで）

　　決算特別委員会設置・付託..... 120

　　決算特別委員の選任..... 120

○日程第2　陳情第34号外3件..... 120

　　（陳情第34号及び陳情第36号並びに陳情第37号）

　　継続審査..... 120

○日程第3　委員会調査について..... 121

　　継続調査..... 121

（閉会あいさつ）

　　市　　長..... 121

閉　　会（午前11時55分）

　　委員会審査報告書..... 123

　　閉会中の継続審査申出書..... 126

　　閉会中の継続調査申出書..... 128

----- • ----- • -----  
付 錄

一般質問通告書	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3

第 3 回 宿毛市議会定例会

第 1 日

平成 17 年 9 月 14 日（水曜日）

平成 17 年  
第 3 回宿毛市議会定例会会議録第 1 号

1 議事日程

第 1 日 (平成 17 年 9 月 14 日 水曜日)

午前 10 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

○ 諸般の報告

第 3 議案第 1 号から議案第 36 号まで

議案第 1 号 専決処分した事件の承認について

議案第 2 号 平成 16 年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3 号 平成 16 年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号 平成 16 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 号 平成 16 年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6 号 平成 16 年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 号 平成 16 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8 号 平成 16 年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9 号 平成 16 年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 10 号 平成 16 年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 11 号 平成 16 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 12 号 平成 16 年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 13 号 平成 16 年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 14 号 平成 16 年度宿毛市水道事業会計決算認定について

議案第 15 号 平成 17 年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 16 号 平成 17 年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 17 号 平成 17 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第18号 平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について  
議案第19号 平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について  
議案第20号 平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について  
議案第21号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について  
議案第22号 平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について  
議案第23号 平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について  
議案第24号 平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について  
議案第25号 宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について  
議案第26号 すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定について  
議案第27号 宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例について  
議案第28号 宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第29号 宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について  
議案第30号 宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第31号 宿毛市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第32号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第33号 こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について  
議案第34号 字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について  
議案第35号 市道路線の認定について  
議案第36号 市道路線の認定について

-----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号から議案第36号まで
- 

## 3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	10番 沖本年男君
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君

13番 佐 田 忠 孝 君 14番 田 中 徳 武 君  
15番 山 本 幸 雄 君 16番 中 川 貢 君  
17番 西 村 六 男 君 18番 岡 崎 求 君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

な し

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 田 延 治 君  
次 長 小 野 正 二 君  
兼 庶 務 係 長 岩 本 昌 彦 君  
議 事 係 長 乾 均 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君  
助 役 西 野 秋 美 君  
収 入 役 中 上 晋 助 君  
企画広報課長 小 松 宣 男 君  
総 務 課 長 岡 本 公 文 君  
市 民 課 長 松 岡 繁 喜 君  
税 務 課 長 松 田 雅 俊 君  
会 計 課 長 夕 部 政 明 君  
保健介護課長 西 本 寿 彦 君  
環 境 課 長 谷 本 秀 世 君  
人権推進課長 美濃部 勇 君  
農 林 課 長 小 島 正 樹 君  
水 産 課 長 間 和 海 君  
商 工 観 光 課 長 谷 本 実 君  
土 木 課 長 茨 木 隆 君  
都 市 建 設 課 長 豊 島 裕 一 君  
福 祉 事 務 所 長 岡 添 吉 見 君  
水 道 課 長 兼 下 水 道 課 長 江 口 日 出 男 君  
教 育 委 員 長 奥 谷 力 郎 君  
教 育 長 嶋 統 一 君  
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 西 尾 諭 君

生涯学習課長  
兼宿毛文教  
センター所長  
学校給食  
センター所長  
千寿園長 高木一成君  
近藤勝喜君  
尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時20分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成17年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村六男君） おはようございます。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、9月12日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から9月27日までの14日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月27日までの14日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの14日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

閉会中の議員派遣について報告をいたします。

去る7月20日、平成17年度国道321号改良促進期成同盟会が土佐清水市で開催され、副議長、産業建設常任委員長及び副委員長が、

8月4日、平成17年度高知県市町村議会議員研修会が開催され、浅木 敏君及び田中徳武君が、8月25日、土木事務所の再編計画について、高知県知事に対し要請を行うため、産業建設常任委員会委員長がそれぞれ派遣されました。

本日までに陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を9月15日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告をしてください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成17年第3回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

先日、衆議院議員の選挙が終わったばかりでございまして、議員の皆様方におかれましては、それぞれご支持する政党、候補者の方々のためにご活動されたんじゃないかなというふうに思っております。暑い中を本当にご苦労さんでございました。

その前に、まず、台風14号が来たわけでございまして、市内の方にも一定の被害等が生じております。その件につきまして、ご報告を申し上げます。

去る9月5日から7日にかけて、日曜に襲来しました台風14号でございます。皆様ご存じのとおりでございますが、本市においても、猛烈な風雨によりまして、樹木の倒壊による負

傷者、そして防災活動を行っておりました消防団員が負傷するというふうな人的被害が生じております。負傷された方々には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈りを申し上げます。

また、山奈地区とか平田地区におきましては、昨年に続きまして、多くの家屋が床上や床下の浸水に見舞われる被害を受けました。さらに家屋の倒壊とか、農産物、水産業等にも大きな被害を受けております。被害を受けられました方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、道路等の公共施設の一日も早い復旧に向けて、積極的に取り組んでまいります。

報告事項でございますが、報告第1号でございます。平成15年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算継続費の精算に関する報告でございます。平成15年度及び平成16年度の2カ年の事業で実施しております特別養護老人ホーム千寿園の改築につきまして、事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、お手元に配付しております精算報告書のとおり、報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 「議案第1号から議案第36号まで」の36議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由を説明をいたします。

議案第1号は、専決処分をした事件の承認を求めるものでございます。

衆議院解散に伴う選挙のため、緊急に予算補正をする必要が生じましたので、地方自治法第

179条第1項の規定に基づき、平成17年度宿毛市一般会計補正予算を専決処分したものでございます。

議案第2号から議案第14号までの13議案は、平成16年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものでございます。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出しておりますので、説明は省略させていただきますが、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

議案第15号は、平成17年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。総額で1,406万6,000円の減額をしようとするものでございます。歳出で増額する主なものは、人事異動に伴う人件費の調整等を除きまして、総務費の港南台区自主防災組織育成事業補助金100万円。農林水産業費の中山間地域等直接支払交付金、413万8,000円、弓場ため池地質調査等委託料としまして400万円、共生林整備事業手数料としまして915万4,000円。土木費のがけくずれ住家防災対策工事費620万7,000円、松田川親水公園整備工事費1,100万円。教育費の中尾ミエチャリティーコンサート委託料254万円。災害復旧費の過年度土木施設災害復旧費1,708万4,000円。

減額をするものといたしまして、土木費の地方道整備事業費2,494万3,000円などございます。

一方、歳入で増額する主なものでございますが、地方交付税1億4,986万2,000円。国庫負担金1,282万円。県補助金1,273万1,000円。繰越金1,556万2,000円。市債1,080万円。

減額するものといたしましては、国庫補助金1,650万円。繰入金1億9,461万8,

000円などでございます。

議案第16号から議案第24号までの9議案は、平成17年度の各特別会計補正予算でございます。

議案第17号及び議案第24号を除きまして、いずれも人事異動に伴う人件費の調整を含めまして、必要最小限度の経費を補正しております。

議案第17号は、平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。人事異動に伴う人件費の調整を含めまして、総額で1,759万8,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきまして、国民健康保険税の収納率向上対策のための費用、並びに療養給付費等負担金に係る返還金が必要となりましたので、増額補正をしようとするものでございます。

議案第24号は、平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。総額で8,022万6,000円を増額しようとするものでございます。

増額する主なものは、特定入所者介護サービス費として6,250万円、平成16年度国庫負担金等に係る返還金として1,511万7,000円を増額補正しようとするものでございます。

議案第25号は、宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定でございます。

地方公共団体における職員給与等の公表については、これまで昭和56年の自治事務次官通知に基づいて実施していましたが、地方公務員法が改正されたことに伴いまして、条例で定めるところにより公表することとなりましたので、条例を制定するものでございます。

議案第26号は、すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定でございます。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正す

る法律が施行され、それまで公共団体や公共的団体等に限定されていた公の施設の管理委託について、条例で定めるところにより、民間企業を含む法人、その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されました。

今回、すくもサニーサイドパークの管理運営を指定管理者に行わせるため、条例を制定するものでございます。

議案第27号は、宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例でございます。

審議会の委員のうち、市議会の議員及び市の職員を除くとともに、委員の数を23名から18名に減員するものでございます。

議案第28号は、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

弘瀬小学校と母島小学校及び弘瀬中学校と母島中学校の統合等に伴い、条例別表の一部を議案内容のとおり改正するものでございます。

議案第29号は、宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例でございます。

審議会委員のうち、市議会の議員を削除しようとするものでございます。

議案第30号は、宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

当施設ができた当初は、1階の一部をトレーニングルームとして使用しまして、使用料を徴収していましたが、現在は、備品等の保管室として利用しているということから、別表からトレーニングルームを削除するものでございます。

議案第31号は、宿毛市公園条例の一部を改正する条例でございます。

議案第26号の「すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例」の制定に伴いまして、宿毛市公園条例から「すくもサニーサイドパーク」の項を削除するものでございます。

議案第32号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

宿毛市総合運動公園の施設のうち、これまで使用頻度が少なく使用料の設定を見合わせておりました体育館及び陸上競技場のシャワー施設について、使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第33号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

中村市と西土佐村が平成17年4月10日に、また池川町、仁淀村及び吾川村が平成17年8月1日に合併しまして、それぞれ四万十市及び仁淀川町となったことに伴いまして、規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第291条の3第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、字の区域及び名称の変更並びに字の廃止でございます。

宿毛市錦の一部で、通称「四季の丘」の住居表示を実施するにあたり、字の区域及び名称の変更並びに字の廃止をする必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号及び議案第36号は、市道路線の認定でございます。高砂地区内の道路を新たに市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、9月15日及び16日は

休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 異議なしと認めます。

よって、9月15日及び16日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月15日から9月19日までの5日間休会し、9月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時41分 散会

陳 情 文 書 表

平成17年第3回定例会

受付番号	受付年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第36号	平成 17. 6.30	宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について	団 体	教育 民生
第37号	平成 17. 8.16	義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書の提出について	団 体	教育 民生

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成17年9月14日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

第 3 回 宿毛市議会定例会

第 7 日

平成 17 年 9 月 20 日（火曜日）

平成 17 年  
第 3 回宿毛市議会定例会会議録第 2 号

1 議事日程

第 7 日 (平成 17 年 9 月 20 日 火曜日)

午前 10 時 開議

第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員 (17 名)

2番 中 平 富 宏 君	3番 有 田 都 子 君
4番 浦 尻 和 伸 君	5番 菊 地 徹 君
6番 寺 田 公 一 君	7番 菱 田 征 夫 君
8番 宮 本 有 二 君	9番 濱 田 陸 紀 君
10番 沖 本 年 男 君	11番 西 郷 典 生 君
12番 岡 村 佳 忠 君	13番 佐 田 忠 孝 君
14番 田 中 徳 武 君	15番 山 本 幸 雄 君
16番 中 川 貢 君	17番 西 村 六 男 君
18番 岡 崎 求 君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員 (1 名)

1番 浅 木 敏 君

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福 田 延 治 君
次長	小 野 正 二 君
兼庶務係長	
議事係長	岩 本 昌 彦 君
調査係長	乾 均 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時08分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

浅木 敏君から、会議規則第2条の規定により、今期定例会は欠席の届出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。おはようございます。

早速、質問に入ります。

まず、防災についてお聞きいたします。

先月末に、アメリカ南部を直撃した超大型ハリケーン、カトリーナの被害は、アメリカ史上最悪クラスの自然災害をもたらし、ニューオーリンズでの死者は数千人に達し、町の一部は現在も水没しております。

また、今月5日から7日にかけて、記録的豪雨をもたらし、全国で死者、行方不明合わせて27人の犠牲者を出し、本市にも大きな被害を与えた台風14号など、災害が後を絶ちません。

新聞には、連日、災害、防災の記事が載り、市民の関心も高い中、宿毛市においても、近い将来、必ず襲ってくる南海地震に備えて、着々と準備をしているところであります。

中でも、自主防災組織の重要性は高く、市長みずからもその必要性について、一般質問の答弁を通じて述べておられます。

私は、自主防災組織の意義はコミュニティ力、すなわち地域の人々の輪の向上だと考えております。自主防災組織の活動を通じて、その地区の人を知り、会話を楽しんだりしながら、コミュニティ力を高めることによって、災害時にみんなで助け合えることのできる地域になれると考えております。

防災訓練で火を消すことを覚えるのも大切ですが、みんなで参加することが最も大切であり、人と人を結び、コミュニティ力を上げることが重要だと考えております。

コミュニティ力を上げる手段の1つとして、屋外放送設備があります。連絡事項が発生するたびに、回覧板を回す。または、1軒ずつ電話するのは時間もかかり、大変です。放送を使えば、瞬時に対応でき、地域内の連絡を密に行うことができます。

この整備については、コミュニティ助成事業で行っていますが、1年に1件から2件の実施に対して、現在、6件の要望があります。この事業は、宝くじの普及広報事業費を財源として、コミュニティ活動全般に助成を行っており、防犯灯やお祭り、レクリエーションなど、いろいろな事業に活用でき、引っ張りだこの事業であります。

そんな中、いまだ屋外放送施設のない地区に加えて、既に施設がある地区も、老朽化に伴う修理や機材の交換が必要であり、場所によっては、聞こえない状況になったまま放置されている地区もあります。

現在、自主防災組織が災害時に避難活動を円滑に行うための資機材等の整備に対して、県2分の1、市2分の1の財源をもとに、宿毛市みんなで備える防災対策補助金として、各組織に助成を行っていますが、その内容は、地区独自の防災マップの作成などをを行う組織育成事業、それと機材の整備などをを行う組織整備事業であり、ハンドメガホン、トランシーバーなどは購入できますが、放送施設整備にはほとんど使えない状況であります。

自主防災組織を活性化するためにも、屋外放送施設が必要であり、宿毛市独自の財源をもってでも、放送施設整備を含むコミュニティ活動に使える助成事業を行うべきだと考えますが、

どうお考えかお聞きいたします。

あわせて、現在の自主防災組織の立ち上げ状況をお聞きいたします。

続いて、防災無線についてお聞きいたします。

9月4日に県下総合防災訓練が行われ、宿毛市において、午前9時5分に津波警報の防災無線、並びに消防無線のサイレンが鳴りました。この防災行政無線は、沿岸を中心に市内に55基設置されていますが、後日、沿岸地域の市民の方から、このサイレンが聞こえなかったというお話を聞きました。

訓練ということで、連続で鳴らすサイレンを25秒でとめており、災害時には、もっと多くの人々に聞こえるはずですが、津波発生を知らせるサイレンは、とても大切であります。どの程度聞こえるか、改めて調査をすべきだと考えますが、どうお考えかお聞きいたします。

次に、宿毛湾港についてお聞きいたします。

池島第一防波堤工事の再開により、湾港の背後地に巨大なケーソンができ、海上では基礎捨石を敷く工事が行われ始めた今、以前、私が一般質問を通じて提言いたしました防波堤を利用し、生態系を生み出す港づくりについて、再度、質問をいたします。

昨年の6月定例会において、市長より、水産業は基幹産業の1つであり、海の森をふやしていきたい。これから県の港湾関係者と取り組んでいくと答弁をいただきました。

あれから1年が過ぎ、全国各地で藻場づくりの取り組みが盛んに行われ始めております。

鳥取県は、近年、藻場が減少傾向にあり、このことが、沿岸漁業の漁獲量の減少の一因とされていることを受けて、藻場造成アクションプランの策定を行い、人工リーフへの藻場移植や、公共工事現場に藻場、これアラメですが、それを持ち込むなど、海岸工事との連携による海藻移植試験を行っております。

また、中部国際空港は、海上に建設されるため、伊勢湾の汚染が心配されており、空港等、外周護岸の12キロメートルのうち、10.6キロメートルについては、傾斜底護岸、これは垂直ではなくて、斜めの護岸になっているそうです。それとし、藻場を移植した人工藻場がつくられ、魚などの住みかとなる漁礁機能を持たせる予定となっております。

宿毛湾港の防波堤建設に合わせて、同時に人工藻場の計画も進める必要があると考えますが、現在、どのような計画で進んでおられるのかお聞きいたします。

また、第一防波堤の完成予定はいつなのか、あわせてお聞きいたします。

最後に、企業誘致についてお聞きいたします。

第一防波堤は、フェリー航路再開によって工事が再開されましたが、第二防波堤と緑地を含む周辺整備は、背後地へ企業が来て、港を利用していただくことが完成への近道であります。

先日、新聞に最新鋭の地球深部探査船「ちきゅう」が完成、探査に向けた訓練が続いているといった記事が載っておりました。

この探査船「ちきゅう」は、海洋研究開発機構が600億円をかけて建造した最新鋭探査船で、喫水が9.2メートル、全長210メートル、海面から上の高さが120メートルであり、高知県では、宿毛湾港以外に入港できないと聞きました。

同船が掘削した海底コアは、高知大学の海底コア総合研究センターに運ばれ、分析される予定であり、宿毛湾港を基地港の1つとして利用していただければ、船員、研究者合わせて150名の食料や、関連施設の宿毛市進出など、いろいろな可能性が生まれてきます。

太平洋に開けた良港、宿毛湾港をアピールして、積極的に働きかけるべきだと考えますが、どうお考えかお聞きいたします。

また、我が会派、自民クラブは、先月、小松製作所を訪れ、宿毛湾港をデリバリーポイントとして、また物流の一拠点として利用していただけないか、検討のお願いをしてまいりました。

現在、小松製作所は、予想を上回る需要を抱え、国内に設備投資額300億円で新工場を建設する予定など、投資の増額を始めております。

また、コマツ創業の人、竹内明太郎がこの宿毛市出身であり、その関係により、3月9日の梓立祭に小松製作所 萩原会長みずから宿毛市を訪れ、講演を行っていただくなど、宿毛市出身で早稲田大学建学の母と称される小野 梓先生の研究を通して、宿毛市発展に寄与することを目的とした梓会によって、友好関係を築いていただいております。

湾港の背後地を利用していただくよう、官民合わせて働きかけるべきだと考えますが、どうお考えかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。  
中平議員の質問にお答えいたします。

答弁の前でございますが、先ほど、議長からご紹介で、浅木議員が今議会にご出席できないということで、おかげをされたということを聞きまして、この場をお借りしまして、執行部全員でお見舞いを申し上げまして、一日も早い復帰を願うものでございます。

それでは、中平議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、1点目の防災関係でございます。これは、中平議員おっしゃるとおりで、本当にコミュニティ力を高めるためには、この放送設備というものは、非常に大切であるというふうに、私自身も本当に認識をしているわけでございます。

先ほどのご質問にございましたように、これ、

コミュニティの助成事業ということで、財団法人の自治総合センターが助成をしてくれておりますとして、地域の放送設備の整備を行っておるところでございますけれども、ご承知のとおり、この事業につきましては、ほぼ100パーセントの助成事業であることでございまして、非常に財政的にも、この助成事業を使うことに対しまして、非常に助かるわけでございますが、なかなか競争率が高くて、毎年、何件もということで、宿毛市だけに予算をつけてくれているという状況には至っていないということでございまして、今の中平議員のおっしゃるとおり、私ども、本来、宿毛市独自の財政助成をするということについて、これはおっしゃるとおりではございますが、なかなか財政がついていかないというのが実情でございます。

これは、ぜひ、何とかこういったものについて、緊急性、必要性の高いものでございますので、なおその財団法人の自治総合センター、そういうところにも掛け合いますし、また、執行部としましても、ぜひこのようなとこの財源でも捻出できないかというふうな検討も、やっぱりしていかなければいけないのでないかなと思っておりますが、なかなかすぐに、ここで、「はい、すぐやります」という形で答弁できないのがちょっと、私自身もじれったいところでございます。

それから、自主防災組織の立ち上げの状況でございます。現在、宿毛市全体では18地区で、今、自主防災組織が立ち上がっておりまます。この組織率といたしましては、約37パーセントということでございまして、そのうち、南海地震による津波の浸水が予想される地域につきましては、13地域、いわゆる18地域のうちの13地域で組織化されていると。

その津波浸水の予測される地域の組織率は、49パーセントということでございます。

市といたしましては、市内全域の自主防災組織の組織化を目指して、取り組んでおりまして、議員の皆様方におかれましても、それぞれの地域でご協力を賜りますよう、お願いを申し上げておきます。

それから、防災無線の関係でございますが、中平議員がおっしゃられたように、9月4日に県下一斉の震災対策訓練が行われまして、本市におきましても、訓練の一環として、9時5分に大津波警報のサイレンを鳴らしました。

当日は、市の職員の訓練だけではなくて、沿岸地区の5地区の自主防災組織の約600人の方々にもご参加をいただきました。

サイレンに合わせまして、津波避難訓練を実施していただいたわけでございます。台風接近のための悪天候にもかかわりませず、多くの方々にご参加をいただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

本市の防災行政無線につきましては、これは平成9年度に設置されたものでございますが、これまでも地区長さんから、地区内の場所によって、聞こえにくいなどの話をいただいたときには、無線設備の調整とか、保守点検時、これに合わせましてスピーカーの方向などの調整を行う、そういうことを対話してきておるところでございますが、なお、聞こえづらいというふうな声も聞いております。これは、十分承知しております。

そういうことに対して、電波状況とか、気象状況が、多少、影響しているんではないかと思いますが、これ、サイレンを鳴らすときは、そんなことを言っておられないわけでございますので、重要な警報を鳴らす設備でございます。今後、地域の皆様の声も聞きながら、どこがどういうふうに聞こえないかとかいうふうな形もつくってまいらなきゃいけないというふうに思

っております。

また、今回は1回のサイレンの鳴らし方だけでございましたけれども、これは、災害のときにはやっぱり繰り返して鳴らさなきゃいけないというふうなことで、認識もしております。

皆様方におかれましても、平素からサイレンの音なんかにも関心を持っていただいて、円滑な執行に向けてご協力願いたいと、このように思っているわけでございます。

それから、防波堤を利用した生態系を生み出すということで、藻場づくりのことについてご質問がございました。これ、私も防波堤そのものを、ただ防波堤という役割ということで、1つの目的に使うということではなくて、防波堤という多大なお金がかかっておるものですから、これを多用途に使うべきであるというふうな認識を、実は、前から持っております、中平議員が、昨年の6月でしたか、第2回の定例議会で貴重な提言をいただいたおります。そのことで、私もその後、第一防波堤が今、建設着手しております、12函ほどケーンができるわけでございますが、昨年12月に、これ、県を飛び越して、県にはまことに申しわけないんですが、国土交通省の港湾局へ参りまして、この防波堤に藻場づくりをぜひ、実現させてほしいということで要望を申し上げました。

その結果で、これ、全国で初めてではないかと思いますが、防波堤の附帯工事として、補助の事業として採択をいただいたわけでございまして、この採択をいただいて、補助事業の中で、この藻場づくりをしていただくということになっております。

これ、国土交通省の港湾局の方も、海の環境に対して非常に、今、力を入れているということでございまして、我々の発案と申しますか、中平議員からのご提言もあって、国土交通省へ行きました折に、これ、海の環境に非常に役立

つんであるというふうな認識をいただいて、防波堤に藻場をつくっていくということでございます。

先月も、私、東京に参ったときにも、この件の確認をいたしまして、どういった形で藻場をずっとやっていくのかという、具体的なお話もさせていただきまして、補助事業での再確認ということも、確認をしてまいりました。

それで、国土交通省の方では、せつかくつくる藻場でございますから、人工の、まず藻場からやらなきやいけないわけでございますが、魚にこれ、途中で食われてしまったら何ともならないので、ぜひ、効果の上がる形で実施をしていただきたいというふうな、逆陳情もいただきまして、これ、高知県の方にも、その人工の藻場につきましては、必ず効果の上がる形で、大学の先生が絡んでおりますので、こういった専門家のご意見を、ぜひ取り入れて、実施をしていただきたいというふうに、県の方にもお願ひをしております。

実施に際しましては、どういった形でやるのか、競争入札でされるとは思いますが、多分、防波堤の本体、今、陸上にケーソンがつくっておりますが、その陸上の部分でプレートを打ち付けて、その打ち付けた後、ケーソンを海に沈め、その後で人工の藻を植えつけると。水中で植えつけるというふうなことになろうかと思います。

また、このケーソンは直立消波堤でございますので、外海側には穴が開いた防波堤でございます。これは、消波ブロックを使用しないということで、経済効率性には富んでおるわけでございますが、この穴によって、漁礁の役目も少しずつするんじゃないかなと、こういうふうな期待も、自分自身はしておるわけでございます。

それから、今年度中には、恐らくケーソンが12函ほど座るというふうに聞いておりまして、

ようやくその宿毛湾港の岸壁のために、防波堤が、この12函座ります、約150メートルぐらいの防波堤が、この年度末には出現するというふうな形になろうかと思います。

それから、ハードの方のことの別に、宿毛湾港についてでございます。

第二防波堤、今は第一防波堤でございますが、第二防波堤も必要ということで、港湾計画に載っております。この第二防波堤の整備にかかる条件としましては、背後地の企業誘致というものが非常に大切になってくるわけで、これを条件に反対されておるわけでございます。

そんなことで、我々地元として、また高知県として、この企業誘致には最善の力を尽くしていかなきやいけない。

また、先ほどのお話にもございましたように、中平議員の会派の皆さんで、小松市にも行っていただいたということも伺っております。

私自身も、5月に竹内明太郎さん、小松の創業者でございますね。この明太郎さんをたたえる小松市での顕彰碑にも出席をさせていただきまして、小松の工場長にもお会いしました。

そしてまた、いろんなことも聞きましたし、それからまた、小松市の市長さんにもお会いしまして、いろんな交流を図っていきたいなというふうなことで、お話をもるるさせていただきました。

こういうことで、ぜひ、大きな組織でございます。いろいろな事業もされておる小松に対して、いろんな企業誘致についても働きかけをしているところでございます。

それから、もう1点、地球探査船の「ちきゅう」ですね、これ、先ほど中平議員の紹介にもありました、私も実は、これ、議員さんにも見ていただきたいんですが、「ちきゅう」という船、こういう感じの船でございまして、非常に高い、やぐらを船の中に組んでおります。これ、

私、6月の6日にこの海洋開発機構に参りましたて、ここの宿毛湾での基地港化ができないかということで、国の、国土交通省の方と一緒に参ったわけですけれども、残念ながら、この船は、海上でずっと作業をする。基地にするということは、あんまり港に寄らないということでございまして、船員の入れかわりもヘリコプターで、このヘリコプターの基地ございます。こういったヘリコプターで運んでいくということで、基地港化というのは、今のところ考えていないということで、残念ながらですね。

ぜひ、高知には海洋コアセンターがございますので、この海洋コアセンターとの連携が必要な船でございます。ぜひ、来ていただきたいということでお話をるる申し上げたんですが、残念ながら、基地港化がなされません。

そのかわり、年中、そこの海洋にいるわけじやございませんので、たまに船員の息抜きとか、補給とかいう形で、港には寄ることはあるでしょうということでございます。

そういう意味で、先ほど中平議員がおっしゃいましたように、ぜひ、こういった船に宿毛湾港に来ていただいて、寄っていただいて補給をしていただく。そしてまた、地元の、これ、非常に科学の最先端をいく船でございますので、地元の振興、それから教育にも、子どもたちにも役立つんじゃないかなというふうなことも思っております。

ぜひ、こういった「ちきゅう」がこの港に寄っていただけるよう、これからも高知県と一緒に働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

以上で答弁を終了させていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、自主防災組織についてですが、本来、

宿毛市独自で助成事業を行っていきたいが、財源がなかなか伴わないという市長からの答弁が、今、ございました。

早い段階に、ぜひ市長の今のお言葉が偽りにならないような形で、前向きにそういった財源が持てるような取り組みを、またお願いしていきたいし、私たちもまた、協力していきたいという思いがいたしました。

災害時に各地区に放送施設があれば、細やかな連絡、そして地区独自の情報を放送することができると思います。

例えば、手の貸せる人は、〇〇おばあちゃんの家に助けに行ってくださいとか、そういうふうに、限られたエリアの中の情報を、そのエリア全体に伝えることができるのが、この地区のそういう屋外放送施設だと思います。

現在の防災行政無線は、マイクがこの市役所にありまして、各地区の情報に対して、瞬時に対応することはできない状況であります。災害時に各地区で、独自に使える放送施設が必要になってくると思いますので、そういった放送施設を整備する方向で、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、これから防災活動というのは、コミュニティー、イコール自主防災組織と考えて、活動の手助けをしていくべきだと思います。どんどん地域独自のそういった防災訓練も実施して、地域の輪をより高めていただける方向で考えていただきたいと思います。

そういうものを踏まえて、再度、ご答弁がありましたらよろしくお願ひいたします。

防災無線については、調査を早い段階に行っていただきまして、先ほど、市長の答弁の中にもありました、聞こえない地域があれば、それをぜひ、防災マップ上で記載というか、明記していただきまして、皆さん、この地域は防災無線が聞こえにくいんだなというのが、日ご

ろからわかるような形にしていただきたいと思います。

藻場についてですが、ただいまの市長の答弁を聞きまして、前向きに話が進んでいるんだなという実感を受けました。まずは安心しました。

宿毛市のホームページの紹介の中に、宿毛湾は「魚のゆりかご、天然の養殖場といわれるほど魚種の豊富な海で、ここで取れる魚の味は絶品です」とあります。

しかし、実際は、年々漁獲量が減っており、漁師にとっては、この文章は偽りにうつるというか、見えるかもしれません。

いまや、自然豊かなこの宿毛湾の恩恵を守りつつ、そして再生していくことが、そういった取り組みが必要な状況になっていると思います。そのためにも、この人工藻場の設置を、そういった取り組みを、ぜひ成功させていただきたいと思います。

次に、企業誘致についてですが、「ちきゅう」については、ただいま市長のお話の中で、基地港が必要ではないという、ちょっと残念な話もありましたが、ぜひ、宿毛に寄港していただけるような、引き続き、取り組みをお願いいたします。

小松への取り組みについての中で、向こうの小松市長に、市長みずからお会いしたというお話をありました。私たち会派も、先日、小松市を訪れた際に、小松市議会も訪問いたしまして、小松市の議員と姉妹提携に向けて、友好関係を築いていきたいなという話も出ました。そういった取り組みも、またしてまいりますし、現在もライオンズクラブの方が、小松市のライオンズクラブと姉妹提携を結んでおるという話も聞いております。

そういった友好関係を利用するというか、使って、ぜひ前向きに、いろんな意味で宿毛市にそういった、貢献していただけるものはしてい

ただくという形で、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

それから、昨年の台風で、同じく企業誘致に関するなんですが、昨年の台風で宇須々木地区のブンタンが塩害を受けております。

これを見ていただきたいんですが、これ、計画です。後ろの方はちょっと申しわけないんですが、この計画に載っているように、計画では、背後地と北側と県道との間に緑地帯ができる予定となっております。こここの緑の部分ですが。

この緑地帯は、当初行われた地区説明会において、塩害を防ぐ防風林の役目として整備するという約束だったそうです。しかし、いまだ約束は守られておりません。

第二防波堤や、この緑地を完成するためにも、企業誘致が必要あります。以前から期待をしている飼料会社については、2年以上が過ぎ、いまだ契約ができていない状況ですが、新しい企業があらわれれば、その飼料会社の来る予定地となっているそのところを、その企業に渡すのか、それとも予定地をその企業のために確保しながら、新しい企業に対して話を進めていくのか、市長のお考えをお聞きいたします。

また、藻場の答弁でも、防波堤の消波について、若干話がありましたが、この第一防波堤ができるにより、南西からの波が防波堤を伝わって、藻津漁港に入ってくるのではないかと、地元の漁民が心配しております。

現在、湾港ができたにもかかわらず、防波堤がないために、池島、宇須々木地区の港の一部が、台風のときに今まで避難港に使えていたところが使えない状況になっております。今度は、防波堤ができることによって、藻津漁港が台風時に高潮のといった災害を受けるとか、避難港として、利用できないことになれば、これはとても重要なことになります。

専門家でもあられた市長の意見を、ここでぜ

ひお聞かせ願いたいと思います。

以上で、1回目の再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えします。

先ほど来のコミュニティー事業でございます。ぜひ、中平議員のおっしゃる形で、最大限、努力をしてまいりたいと思いまして、これ、本当にお金のことを言うと、何もできなくなりますので、できるだけお金のことは言いたくはなかったんですが、できるだけ地域の防災のためには、できる限りのことをしていかなきやいけないと、このように思っておりますので、ご理解と、またご協力もまた、議員の皆様にもお願ひをしたいと思います。

それから、聞こえづらいところをマップに落とせということもございました。マップを作成するのにも、かなりな金額がかかるもんですから、今のものに落とすとなると、そういうことをやると、設備をするのがいいのか、この天秤というものを、そういったものもかけていかなきやいけないんじゃないかなというふうにも思っておりますので、また、地域の皆様方にもいろいろなご説明もさせていただきたいと、このように思っております。

それから、魚の関係で、宿毛市が漁獲量なり、魚の宝庫だということで売つておるわけでございますので、議員のおっしゃるとおり、これ、人工の藻場づくりから始めまして、昨年、森は海の恋人といったように、やはり山の方の整備もやっぱりしていかないと、山からの栄養素を、海に運んでいただくというふうなことも大切じゃないかというふうに思います。

それにも増して、やはり海の方も、人工の藻場、これを成功させるという形で小さい苗のところから、魚に食われてしまっては大変ですので、この方法も、高知大学の先生方の方でいろ

いろ考えていていただいているというふうに聞いております。

それから、「ちきゅう」の寄港でございます。これ、私が聞いているところは、「ちきゅう」は7月の末に、長崎造船所で完成をしまして、引渡しを受けて、今、長崎近海の方で習熟運転をしているというふうに聞いております。それから、八戸の方の沖の方へ行きまして、試掘をするということでございます。

海底下7,000メートルというところまで行く船でございます。その海底下でございますから、海底へ行くまでが、まだ4,000メートルの海底というものがございますので、トータルで、船の底から下までが1万1,000メートルまでが掘れるというふうな船でございます。

非常に、最新鋭、世界でも例のない船でございますので、ぜひ、私自身は宿毛湾港にも寄港していただきたいというふうなことで、こういった働きかけもしておるところでございます。

それから、小松市との姉妹提携でございます。友好な関係が、議員の皆さん方もしてきていたいた。また、市長同士もしました。また、梓会との取り組みの中で、民間同士とのコミュニティも図るということでございますし、ライオンズクラブは、既に姉妹提携しているというふうなことも聞いておりますし、これは、一口に姉妹提携と申しましても、今回、人の交流は始まったわけでございますので、ぜひ、これからは物の交流といったことも含めまして、そういう人と物が交流するようになれば、おのずから姉妹提携という形もスムーズにできるんではないかなと、こんなに思っているわけでございます。

それから、宇須々木の方の塩害を受けたということで、港湾の現在の緑地帯ができるないので、防風林としての役目がひとつもないとい

うことでございます。

これは、ひとえに背後地に企業が来てないというところから、遠因があると思います。

そういうことも含めまして、とにかく、1社でも2社でも、早いとこ企業が誘致できるような努力を最大限していかなきゃいけないというふうに思っております。

当初の飼料会社の件でございます。私、この飼料会社、今、合併とか繰り返しまして、新しくなっているようでございまして、この社長さんと宿毛市内でお会いしまして、いろんなお話を聞かせていただいたわけでございますが、いろいろな国内の飼料関係の会社とも合併をしたりしておりますと、私自身が社長とお話したときには、社長は、非常に宿毛というところは、非常にいいところだというおほめの言葉はいたいたんですが、なかなか企業立地、いつ行きます、来ますという話は聞こえませんでした。これで、非常にその合併を繰り返しているもんですから、国内でほかに飼料工場とかが、その会社の中に入っていますので、非常に難しいんではないかなというふうに思ったわけでございます。

高知県主体に、この会社が折衝されておるわけでございますが、私自身は、非常に困難じゃないかなというふうに思いました。

そこで、この飼料会社のためにとある土地を、よその会社が来たとき、明け渡すのかどうかということでございますけれども、この辺はまだ、私、高知県の方とも話もさせていただいておりませんので、その辺の見極めを、今、ここでこうしますということは、ちょっとご答弁できませんので、ご容赦願いたいと思います。

それから、防波堤ができることによって、また岸壁ができることによって、波の影響であるとか、海流が変わることにつきましては、これは、私は実は、港湾の技術という形での、

波の解析ということでは、なかなか、ちょっと素人なものですから、こここのところははっきり答えられませんが、これ、港湾計画を立てるときに、恐らく、恐らくではございません。港湾審議会というのがございまして、このそれぞれの分野の有識者の方々が、船の操船はどうなるとか、防波堤をここにつくれば、波の影響がどういうふうなところに行くかとか、いうふうな話を、恐らく、そのときに審議会の中で検討されていると思います。

これ、その当時の審議会の議事録、私、まだ見ておりませんが、そういったところにかなりのものが入り込んでいるんじゃないかなと思います。

これにつきましては、議事録等、これから入手しまして、また、中平議員の方にも報告をさせていただきますということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、2回目の再質問をさせていただきます。

まず、藻場についてですが、藻場については、引き続き、いろいろとその工事に関して、もっといい方向で行うことができないかとか、そういった研究をして、続けていっていただきたいと思います。

防災無線について、防災マップをつくるのに、かなりのお金と言いますか、費用がかかると。

現在の防災マップに、その上に載せて、また再度配布するのは無理であっても、自主防災組織という、せっかく、そういった組織もあります。それから、立ち上がってないところにも、各地区があって、地区長さんおられます。そういうところに、ぜひ、地図の上に、今ここに若干、防災行政無線がどこに、市内のどこにあるかという地図があるんですが、こういった簡

単なものにでも、どのあたりまで聞こえるよというような形で落としていただいて、そういうふたものを配布していただければ、また機会あるごとに皆さんを見て、自分の中で認識していくだけるのではないかと、そういうふうに思いましたので、よろしくお願ひいたします。

それから、自主防災組織についてですが、9月14日の高野のコラムの中に、「災害は真っ先に弱者を危険にさらす。台風14号では、九州を中心に、計20人以上が亡くなった。犠牲者の多くは、65歳以上の高齢者で、避難できずに自宅で被災した例が目立つ。」といった記事が載っておりました。

どこの家に老人や、また体の不自由な人が住んでいるのか、そういうことを、地域の皆さんのが認識しておく、知つておく、そんなコミュニティ一力の高い、そういう地域が災害に強い地域になってくるのだと思います。

そういう地域をつくる、そういうことに、ぜひ執行部として力を注いでいただきたいと思います。

企業誘致についてですが、先ほど、私の方からお話をした、宇須々木地区になるんですが、こちらの防風林についてですが、当時の説明会、またいろいろな資料に、湾港の将来の図というような形で、こういった、これ以前、私、一般質問で1回、皆さんに見ていただいたんですが、こういった絵がございます。地区の人たちは、こういった完成予想図を見て、いろんなお話ををして、そしてあそこに湾港ができると、そういう計画が進んできたというのが事実です。

ただ、現在、あそこの湾港を利用する、そういう計画がないから、雑草が生えて、不法投棄されてもそのままにしておく、といった話では、地区の人たちは納得することができません。

これは、県のことになってくるのですが、ぜ

ひ、ここまでできなくとも、最低限の整備というのは進めていかないといけないと思いますし、それをするためにも、一日も早く、あそこの湾港を利用していただく、それがやはり早道ですので、それに向けて努力を、私たちも続けていけないといけないし、宿毛市として、市長を先頭に努力していただきたいと思います。

それから、藻津港の波については、これから市長の方で、資料とかを請求していただくということで、一緒に勉強していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、続いて湾港のことなんですが、地元でまじ波と呼ばれる南西からの大きな波に対して、現在、工事が着工している第一防波堤、この黒く塗った部分ですが、この300メートルは埠頭の455メートルのうち、水深マイナス7.5メートル、全長195メートルのフェリー埠頭にしかというか、その埠頭には対応できますが、企業誘致に肝心の、こちらになります、マイナス13メートル、全長260メートルバースに対する消波機能は余り期待できません。

これはどういったことかと言うと、波が南西から、こっちから入ってきますので、見てわかるように、この方向で波が入ってきますので、この先の方は消波機能がないということです。

それに、波というのは、まっすぐまっすぐ入ってきませんで、回り込んでも入ってきますので、実際、この第二防波堤380メートルの着工というか、完成がなければ、ここの埠頭455メートルすべてが使えるということにはならないという話なんですが、企業誘致が本格化してくると、すぐにこの第二防波堤380メートルの着工が必要になってくると思われます。

これに対して、市長はどのような、第二防波堤に対して、どのような構想というか、お考えを持っておられるのか、その点について再度お

聞きました。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再々質問にお答えします。

藻場の工事については、先ほど申しましたように、高知大学の先生という、専門家がおります。こういった方々のご意見を、ぜひ、これ取り入れた形で、ただ単に港湾工事関係の技術屋さんだけではなくて、藻場の専門家の方と一緒にになってやっていただきたいというふうに、これも補助事業を実施しております県の土木の方に、私自身は既に申し入れをしておりますので、恐らくそのような形でやっていただけるんじやないかなというふうには思っております。

それから、マップに載せる聞こえづらいところ、簡単な形で、できれば費用が要らない形で、行政の方でできるものでありますから、そういう形をとらせていただきたいと思っております。

それから、弱者の方に、災害というものはすぐ襲ってくるということでございます。これは、るるおっしゃった形のものにつきましては、これは自主防災組織の説明の中で、いろいろな形を、例えば弱者がどこにいる、動けない人がどこにいるということを、地域地域で把握していただきたいというふうに、自主防災組織の立ち上げの場で、地区の皆さんにもお願いを申し上げております。

それから、企業誘致につきましては、ぜひ、これは最低限の整備をしなきゃいけないということは、もう十分にわかっておるわけでございまして、これについては、県、国を入れて、そしてまた、企業誘致につきましては、私ども、できるだけ宿毛市の人脈、それから、高知県の人脈を通じました形で、あんまり形にとらわれないで、高知県とも話し合いながら、最大の努力をしてまいりたいと、このように思います。

それから、第二防波堤の件でございます。こ

れ、私、第一防波堤、もう既に始まっておりますので、これ、中平議員に今、どう考えているのかということでございますが、第一防波堤、もう既に始まってますので、港湾計画にのっている第二防波堤、この第二防波堤がなきゃいけないということでございますので、これは、不必要なものなら、港湾計画にのせないということだろうと思います。

マイナス13メートル岸壁の波が、消波機能がないんだろうというふうなことはおっしゃるとおりでございますので、ぜひ、この第二防波堤について、どういった形でやっていくのかという形についても、国土交通省、それから県の方にも申し入れをしているわけでございます。

ただいま、第一防波堤は、補助事業ということで、県の事業になっておりますが、第二防波堤は、国直轄になるかもしれない。ただ、この整備形態については、國の方でも県の方でも、まだ決まっていないということを、この間のお話、実は先月、8月に本省へ参りましたときにも聞きましたときに、どういう事業形態になるのかがまだ決まってないということでございました。

これ、第二防波堤というのは、必要なことでございますので、ぜひ、国に対しても県に対しても、この促進については、日ごろから私自身も申し述べているところでございますので、ぜひ、議員各位におかれましても、県、国に対して、この第二防波堤の着工ということについて、ぜひ、ご協力を願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 1点についてだけ、再質問をさせていただきます。

若干、私の方が、後先になつたりして、質問がうまく市長に伝わってなかつたのかなという

思いもいたしますが。

第一防波堤、第二防波堤の話で、第二防波堤は、必ず必要であると。第一防波堤だけでは、埠頭がマイナス13メートルバースのところまで、全部、波をカバーできないので、第一防波堤はできることが今決まって、着工されているが、第二防波堤も必ず、企業誘致に向けて必要になってくるので、早くつくらないといけないと。

それに対して、話あったんですが、国直轄事業というような話も出てきます。そういった中で、市長として、現在、きっちりとした話が決まってませんので、その話を聞きたかったわけです。

第二防波堤をすぐにつくらなくてはいけない状況になるが、それについては、どういった考え方を持っておられるのか、再度、市長に答弁を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員にお答えします。

第二防波堤、すぐに、おっしゃるとおり必要であるということは、十分認識しておるわけでございまして、そこでどういった形のものになるかについては、まだ形、自分の構想と申しますか、そういうものには入っておりません。

これは、どうしても国とか県とかというふうな話の中で、決めていかなきゃいけない問題でございますし、また、これに、建設に伴います、我々、財源も確保していかなきゃいけない。いわゆる、国の直轄事業でありましょうとも、県の補助事業でありましょうとも、地元の負担金というものをきっちりとられるわけでございますので、そういった財政面のこともございます。

すぐに必要であるという認識には、変わりないということを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） その第二防波堤が企業誘致するにあたって、今まで、第一防波堤がネックになっていたんですが、当然、大きな船をつけるということになれば、第二防波堤も同じように、また、企業誘致を進める中でのネックになってくると思います。

企業誘致を進める中で、同時に、この第二防波堤をどういった形でつくっていくのか、国にそういった要望もしていただきながら、企業誘致に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、一般質問をいたします。

きょうは、私もついてないなと思うんですが、前回6月に質問したときは、午前中にやりまして、昼食をはさんでやる気をそがれて、昼からまたやりました。きょうは、3番目に通告をしておりましたが、市長申されたように、浅木議員のことがございましたので、そのことは議運で聞きましたから、まあそれはいいんですが、中平君に30分ぐらいで済むと聞いておりましたんで、随分と時間が長くなりまして、また昼食を挟むというようなことになりますけれども、それも仕方ないことでございますから、一般質問を行います。

きょうは、通告をしておるのは1問だけでございます。篠山小中学校の改築計画について、前回の少しおさらいになりますけれども、まず、市長にお伺いをいたします。

去る6月の議会におきまして、教育に金を惜しむわけではございませんけれども、この教育現場のあり方であるとか、子どものために、本当になるのかという視点で、費用対効果や財政非常に厳しい三位一体改革の進む流れの中で、本市の財政事情も考えれば、この篠山の50人

規模の学校に、9億1,812万円という巨額の投資をすることが、いいのか悪いのかということで、市長には、私は厳しく改築に対する見直しをしてはどうかという質問をいたしました。

そのときの議会での市長答弁は、かいつまんで言いますと、市長は、就任後に組合議会に行きましたが、これはもう、既に既定の事実であって、そういうふうな感じを持ったので、基本設計を当初予算に組みましたと。

それから、もう1点は、本宿毛の議会でも、このことが十分に審議をされていないという事実も、初めて知りましたと。そういう流れの中で、市内にもたくさん、まだ改築をしなきやならん学校がたくさんございますから、財政も非常に厳しいということは肌で感じておるので、見直しをしていくと。ただ、改築の方向が前向きに出ておる関係上、これを否定をするものではないが、愛南町の町長、組合長でもあられますので、一緒に話し合いを進めていく。

愛南町の谷口町長も、今までの過程、経緯は経緯として、現状をしっかりと踏まえた上で、必要な決定をしなきやならんのじゃないかと、こう申しておられるので、改めて協議をしてまいりますという、6月議会でのお答えをいただきました。

そのことで、今回、3カ月たったわけでございますけれども、どのような議論がなされたかについて、その経過を、まずお聞きをしたいと思います。

それから、続きまして、教育長にお聞きをいたしますが、6月議会においては、私はまず、教育長に、学校規模の適正化とはどのようなものであるかというご質問をいたしましたし、今後、6年間ぐらいの篠山小学校の児童生徒数の推移についても、お伺いをいたしました。

それから、教育長には、財政と無関係ではありませんけれども、本当にいい教育ができる環

境ができるのかということも、あわせて聞きましたし、毎年、教育行政方針には明記をしておりますが、学校の統合に向けた、いろいろな施策を打ち出しておりますが、そういうことに対して、支障を来たすんではないかということをお聞きをいたしました。

答弁では、適正規模というのは、20人から25人程度で、1学年に2学級の複数学級ぐらいが適当であろうと。学校の経営上では、これはまあ、文科省の方では800人程度、そういうことになりますと、宿毛市はそれに見合う学校は2つ3つしかないと。小学校で2つ、中学校で2つというお答えもいただきましたし、そういう少数になった中で、教育の方針としては、小中の一貫教育を貫いていって、実のある教育をしますというお答えでございました。

それで、統合については、地域の方々、住民や保護者の皆さんとの理解が基本であるから、長い間、改築の方向に向かっておるということも踏まえれば、その方向で取り組みをしていくという、こういう答えだったと思うんですが、その後、私もいろいろと意見を言いましたけれども、3カ月間の間に、愛南町の教育長、あるいは教育委員会とお話になった経過があると思いますが、教育効果とか、統合に支障は来たさないかということも含めて、そのあたりのご報告を、まずお願いを申し上げます。

1回目を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員のご質問に答えさせていただきます。

篠山小中学校の改築を見直してはどうかということで、6月議会においてもご質問、ご提案もいただいたわけでございまして、今、議員の方から、そのときの内容につきましても、いただきました。

その後、愛南町長、谷口町長と話もし、それ

から議会、組合議会の方も2度ほど開かさせていただきまして、宿毛市の議員さんも愛南町の議員さんも出られているわけでございます。

町長とお話したときには、町長も、合併で町長になられて、一本松の町長ではございませんでしたので、合併になってから、こういった過去の経緯についても知ったという形でございます。

それで、そのときの中で、1つだけ、ちょっと資料を見させていただきます。

16年の1月の29日でございますか、この南宇和郡の定例町村会、これは合併の予定町村会だそうでございまして、このときに、その改築計画をお話をされておりまして、その合併予定のところでは、ほぼ了解を得ましたということでございます。

それから、町長にも、私も前回、ちょっとお答えさせていただきましたように、私自身も、本当に既定の事実というふうに認識を、その当時してたものですから、基本設計につきましての予算を計上させていただいたということでございます。

町長の方も、そういった形で、もう既に、この計画については、改築ということで合併前からずっときておるというふうなご認識でございましたので、これを今、統合に持っていくとか、そういった形では、なかなか難しいんじゃないかなと。そのかわり、議員ご指摘もございましたように、その教育効果でありますとか、金額の問題でございますね、財政的な問題がございますので、これほどのものを本当につくっていいのかどうかということにつきましては、議会の中でもご発言されて、その見直し、中身の見直しについては、していこうではないかというふうなことで、議員の皆様方であるとか、それから地元、両地元の教育委員の方々であるとか、そういった方々のご意見を聞いた上で、今、総

事業費で、これは基本設計の段階でございますので額は変わりますが、先ほど、議員も申されました9億1,800何がしということが、6億2,000万に、今のところ落ちております。基本設計上でございます。

ただ、これをもって、一応、組合議会の方には提示をいたしまして、その後、9月の7日の愛媛県の教育の予算をつけるんですが、この愛媛県のヒアリングを受けたということでございます。

このヒアリングを受けるについても、議員の皆様のご了解を得た上でということで、当面、理解をいただきまして、こういうふうな形で減らせるという形でのヒアリングを受けております。

それから、私自身としましては、まだ基本設計、9月7日に愛媛県に説明をするという資料の前に、前日になってなんですが、議会が終わった後なんですけど、まだまだ経費の削減というものが見込める部分があるんじゃないかなということで、いろんな、細部にわたっての意見をこれに出しております。その上で、基本設計の段階ですから、基本設計をきちんとやっておかなければいけない。これは、金額は恐らく、実施設計組むときは変わってくるとは思いますが、そういったことについての、何と申しますか、合理的な金額というふうなものについて、細部にわたって、7日の前の日ですから、6日の日にファックスを送って、ぜひこういったものについて、ご配慮も願いたいというふうなことで申し入れをしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、8番、宮本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初に規模の小さい学校の教育効果について、お答えをさせていただきます。

小規模の学校は、教科指導とか、生徒指導など、教育活動について、目が、非常に行き届くと。また、子ども一人ひとりの実態に即したきめ細かな指導ができる。さらには、子ども一人ひとりの興味、あるいは関心に応じた授業が展開できるなど、非常にメリットがある一方で、子どもたちの価値観の固定化や、集団としての決まりを学ぶことの機会の少なさ、そういう面で、人間関係上の問題の解決する力、解決力が非常に弱くなる。

あるいは、競争力が身につかないなどのデメリットも考えられます。

このような考え方を十分、地域の方々、平成8年、9年ごろから、この改築についての要望が上がりまして、随分とそういった面についても、協議会の指導のもと、検討もされておったようございますが、そういう中で、篠山小中学校は小中一貫と、こういう教育を掲げて、改築という形で踏み切っておると、こういう計画でございます。

この小中一貫教育のメリットといたしましては、小中学校間に存在する学力観や指導観、広い意味での教育観などの違いを是正をして、子どもたちから学力向上の負担を取り除くとともに、人間形成上の連続性を持った、持たせることができ、そういうことが行える、そういうことで非常にメリットもあるかと、教育効果も上がろうかと、こういうふうに考えております。

次に、今後、宿毛市内の学校の適正規模への統合の支障にならないかとのこのご質問についてでございますが、宿毛市におきましては、これまで、沖の島小中学校の統合を初め、数校の統合を行ってまいりました。

統合を行う場合には、ご存じのように地域保護者の方々のご理解、合意を得て行ってまいりました。今後も、統合を行う場合には、地域保護者の方々にご理解、ご意見を、合意をいただ

けるような努力をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再質問をいたします。

まず、市長に質問をする前に、今、減額になった6億2,000万ほどになったという内容を聞きましたが、教育次長兼学校教育課長にお聞きをしたいんですが、概算工事費9億一千数百万から6億2,000万程度、3億近い減額の主だった工事、どんなとこを見直したのか、当初と比較しながら、主だったものだけでよろしいですから、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。8番、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

篠山小中学校の改築につきまして、当初、9億1,800万円の基本設計が、現状で6億2,600万という形になっております。その主なものは何ぞと、こういうことでございますが、その主なものといたしまして、まず最初に、敷地の造成工事を1,400万見ておりましたが、これを745万5,000円の減額をしております。

と言いますのは、現在、技術教室が校庭というか、小学校の建物よりも80センチ高いところにございます。そのために、建てる校舎をその技術教室と一緒にレベルにもっていこうと、こういう話がありましたが、現状の校庭と同レベルのところで立てたらどうぞということで、それを見直した結果、740万5,000円の減額と、こういうことでございます。

それから、校舎の増築の関係でございますが、面積をトータルで666平米少なくしております。その中身につきましては、各教室の面積を

50平米から44平米、端数ありますが、に縮小すると。

それから、当初、校長室、職員室が小中それぞれ別個にございましたが、これを小中それぞれ校長1、職員室1とすると。一緒にすると。

それから、職員室の面積も132平米から102平米に減額をすると。校長室の面積も、57平米から39平米に減額をすると。

それから、特別支援教室を、今回、つくらないと。それから、理科室ですが、小中それぞれ別個にございました理科室を、兼用の1室にするという部分。それから、生徒会室も取りやめると、こういう部分。それから、多目的スペースですか、ランチルームの面積も、当初、250平米ございましたが、203平米に縮小すると。パソコン教室の56平米も、縮小する、取りやめると、こういう形で666平米を総面積として、減額をする。

その結果、6億8,900万の事業費を、4億7,800万に、ここで約2億1,000万減額をすると、こういう形でございます。

それから、既設の教室でございますが、用途廃止をして、別の転用をするという形にしておりましたが、これはもう、現状の特別教室はそのままの状況で使うと。ただ、屋根のふきかえと外壁をちょっと直すと、こういうことで420万円を減額をすると、こういうことでございます。

それから、プールでございますが、プールは5コースありました。それと補助プールをつくる予定にしておりました。この補助プールを取りやめると。そのかわりに、5コースの中に低学年向きのプールをとって、通常の4コースに低学年向きのプールを1コースとって行うと。

こういう形で、9,660万の事業費を4,966万5,000円、ここで減額として、4,693万5,000円を減額すると、こういう

ことでございます。

それから、主なものとして、仮校舎を、当初、運動場に739平米を予定しておりましたが、これは中身について、いろいろ検討する中で、将来的に建築の、その1年で建築するわけですので、その間だけの、言うたら、もんであるので、大変もったいないというのもあります、現在、中学校の講堂を小学校の4教室に、ちょっと仕切りを入れて改修をして、それを小学校の校舎に使うと。

ただ、職員室等が不足しますので、職員室だけ、ちょっと、55平米ぐらいプレハブを借りると、こういう形で、当初、3,780万円予定しておりましたが、732万9,000円、ここで3,000万円近くを減額するということで、トータルとしまして9億1,800万が6億2,600万、約2億9,000万減額をすると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 今、教育課長から説明を受けましたが、ということは、面積とか部屋の内容変更、あるいはプールとか、仮設の校舎を安くすると、やりくりをしていく这样一个主だった内容で、大体、面積、校舎本体で2億。プールで約5,000万、仮設で3,000万ですか、2億8,000万ぐらいが、この主な減額ですね。

一緒にお伺いしたらよかったです、さらにもう1点、課長にお伺いをしますが、6億2,600万ぐらいに減額になったのはわかりましたが、これの財源の内訳ですね、これも変化したと思うんですよ。3億ぐらい。そのあたりの説明を、まずしてくれますか。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭） 教育

次長兼学校教育課長。宮本議員さんの一般質問にお答えをいたします。

当初と今回の見直し後の、その財源の関係でございますが、当初9億1,800万のときの財源といたしましては、国庫負担金補助金1億9,000万、それから起債が1億6,000万。それから、宿毛市と愛南町がそれぞれ2億8,000万ずつ、合計9億1,800万と、こういう状況でございました。

その後、今回の6億2,600万になりましたときの財源の見通しでございますが、国庫負担金補助金が1億5,100万、起債が1億2,500万、それから宿毛市と愛南町の負担が1億7,400万ずつと、合計6億2,600万と、こういう状況になろうかと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 財源の内訳、工事費の減額については、今、課長の方から報告を受けてましたので、理解もできましたが、6月議会で市長に見直し論を言ってから、3億ぐらい減額になったというのは、非常に努力をされたというふうに、私も本当に評価をするわけですが、ただ、これでああ、よかったですねとは言えないものが、まだ私の中にありますので、なお、市長にお伺いをしますけれども。

この30パーセント強の減額で、宿毛市の持ち出しも2億8,000万から1億7,000万、起債補助分は別としまして、そのような話になったわけですが、これが、結論から言えば、適正規模の学校であれば、これはもう、おおむねこれでよろしいかと思うんですよ。そこに残っておる問題点が、先ほどからずっと言っていることになるんですが。

16年の1月20数日に、基本的に了承を得た話があったと。それから改築計画を続行しておると思うんですが、ここで一、二点市長に、

まずお聞きをしたいんですが、この県のヒアリングというのは、9月7日に行われたと聞きましたが、これはまだオーケーであるとか、そういうことは出でていないのかどうか。

それから、もともと平成8年ぐらいに、前林市長と中沢町長のころに、基本的な話があつたと、こういうことを伺つておりましたが、平成8年からきょうまでというと、実に10年近くかかるわけですが、どうしてこんなに実施計画がおくれてきたのか、ということを私も少し疑問があるわけなんですが、何か社会的な事情とか、愛南町の方が、当時、5カ町村ですけど、教育委員会主管でやっておりますから、その辺のことわざはわかりませんが、もしわかつておれば、普通であれば、もっと早く建つたんじやないかという、そういう思いもするんですが、ヒアリングの件と、どうしてこんなにおくれたのかと。

あとはまあ、組合議会の中で、私は中止という話は市長も前もって改築の方向で進んでおるし、いろいろな理由もあるから、ということは聞いておりました。その中の見直しをするということも聞いておりましたが、実際、どんな内容の協議が主になされたのか。

私は、スクールバスででも通えるんじゃないかなということも言いました。

小学校の生徒が半分ぐらいおるわけですが、中学生は、もう自転車でも、またスクールバスでも、この間、私も一本松と篠山の間を往復しまして学校も見ましたが、一本松中学、非常にいいものが建っております。そこへ、本当は通えるんじゃないかなと言う気持ちもありまして、実際、車で走つてみました。

そのあたり、中止という議論がなかったわけですから、なかつたかもしれません、そのあたりの検討もなされたのか、3点ぐらいを、ちょっと市長にお聞きをしたいと思います。

それから、教育長に再質問をいたしますが、この少數規模におけるメリット、デメリット。

おっしゃるとおり、目が届くとか、きめの細かい教育ができる。デメリットとしては、集団生活のルールを守ったり、それから、競争力、もろもろが身につかない面があると。

そこで、私はそれだから適正規模にしなきゃならんのじゃないかと思うんですよ。だから適正規模にするのがいいんじゃないですかという、私は基本的な考え方なんですね。

そこで、20人から25人の学校であればですよ、これは、私なんかが宿毛小学校に入ったときは、50人以上いましたね。戦後のベビーブームで。ずっと教育変わってきて、今、中学校は40人、小学校は、下級生で30人学級、これが適正規模ですよね。それよりも下の20人、25人というのは、人口減少に応じて、各県でやっておる適正規模だと理解するんですよ。

20人あれば、先生が1人ついたら、その子の性格や学力や体力は、目が届くと思うんですよ。2人で届くのか、20人で届くのか、それは差がありますよ、マンツーマンとは。でも、教育長のおっしゃるメリットということになれば、私は20人でも十分届くと思うんですね。

そして、二、三人になれば、デメリット分は確かに発生しますよ。かばい合ったり競い合ったりできませんから。その中で、公立学校の教育ですから、篠山だけを言うんじゃないですね。橋上や宿毛市の栄喜にもあります。田ノ浦にも、多分あるでしょうね。複式になったところ。そういうことからも考えると、統合の話にいったときにも、やっぱりこういうものを例外をつければ、教育方針守れるんですかということに行き着くと思うんですよ。地元の理解も、大変必要でしょう。地元の熱意も、教育に対して、これは宿毛市も求めるものですけれども、やっぱり社会状況が違ったり、いろんな状況が

生まれてくると、教育委員会としては、やっぱりそこに1つの、1本線を持っていないと、将来、統合計画ができたときに、やはり支障を来たすんではないかという思いがいたしますから、なお、その当たりを、またお聞きをしたいんですが。

教育長の答弁の中で、教育理論ですかね、これ、小中学校の教育観とか、そういうものを是正してというのがちょっとわからんがですけどね。

前段も、日本語がわからん言うたけど、こら相当難しいことを言わされましたんで、このことについても、ちょっとわかりやすく、教育理論、説明してくれませんか。

時間がなくなりますが、教育課長にも、もう1つ、ちょっと教えてもらいたいんですけど、今現在、宿毛市は小学校11と、中学校が6つ、それから統合した沖の島小中を入れて17校ですね。愛媛県も、この間の市町村合併で、愛南町になりましたね、5カ町村が。旧5カ町村の中で、内海と西海と御荘、平城、一本松ですか、この5カ町村に、全体、何校の小中学校があるのか。そして、その人数は、およそどのようになっておるのかをお聞きをしたいと思います。

ちょっと逆になりますけれども、教育課長の方から、ご答弁を願います。

○議長（岡村佳忠君） この際、8番宮本有二君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時41分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番宮本有二君の質問に対する答弁を求めます。

教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長。宮本議員の質問にお答えをいたします。

ご質問は、愛南町の合併前の町の、5つの町のそれぞれの学校の学校数と、それから児童数をと、こういうご質問だったと思います。

まず、内海町では、小学校が3校ございまして、児童数は41人、59人、16人というふうな状況でございます。

御荘町につきましては、小学校5校。児童数が、55人、38人、376人、32人、55人。

城辺町につきましては、小学校6校。281人、48人、13人、54人、24人、65人。

一本松町につきましては、3校。196人、28人、28人。

西海町につきましては、3校。65人、11人、58人。

合計20校で、1,549人、こういう状況でございまして、30人程度以下の学校が20校中7校と、こういう状況でございます。

中学校につきましては、内海町1校、66名。御荘町2校、21名、270名。城辺町2校、245名、2名。一本松町2校、118名、28名。西海町2校、31名、34名。合計9校で815人。

ちなみに、休校中5校が30人程度以下の学校と、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、その前に、愛媛県の9月7日のヒアリングの前日に、コスト削減についての申し入れをお渡ししたと申しあきました。その後、新たに私も、またニュースを入れたことだけを紹介しておきます。

これ、文科省の調査研究協力者会議というのがあるそうでございまして、その中で、今現在、教室の天井の高さが3メートルというふうになっておるそうでございますが、この天井の高さは2.7メートルでも、いろいろな調査の結果、大差はないんじゃないかというふうなことの話し合いが出ておるということでございまして、この天井の、各階の高さを30センチ引き下げた場合、約1.5パーセントの建設コストの削減が可能であると、いうふうな話も出ておりますので、これにつきましても、またこれから実施設計にかかります折に、こういったことも提言もしてまいりたいというふうに思っておりますことを、ご紹介申し上げます。

それから、9月7日の愛媛県のヒアリングの結果でございます。これ、確認いたしましたところ、ヒアリングの結果については、まだ、結論というものは出ておりません、ということでございまして、これから、12月ぐらいにかけて、組合議会としましても、組合執行部といたしまして、実施設計の発注をして、そして実施設計に基づいた金額で、もう一度、県の方にご説明を申し上げるというふうなことで、最終的には、私が聞いておりますところの文科省のご承認が、来年の6月ぐらいになるんではないかというふうなことで、議会の席でも聞いております。

それから、2点目でございますが、8年から今までおくれた経過というのがわかってればということでございますが、私自身は承知はしていないんですが、これは、聞いたところによりますということでご勘弁願いたいんですが、聞いたところによりますと、一本松町の方の学校の整備の方が優先されまして、その財政的な問題があったかどうか、ちょっとわかりませんが、その方が優先ということで、篠山の方がおくれたということを聞いております。

それから、議会の方でどんな協議がなされたかということでございますが、これ、特に改修をやめて統合という形の決定ということは出ておりませんで、この改築をするに当たって、どういった縮減ができるか、財政的に非常に、両市町も大変なときでございますので、宮本議員からの6月の、我々、ご提言もございました関係で、できるだけやはり、財政的な厳しい折ですから、改築するに当たっては、削減するということを、やっぱり念頭に置かなきやいけないだろうというふうなことの協議はあったと、いうふうに承知しておりますが。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 8番、宮本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、適正規模ということについて、それから考えると、統合という方向が妥当な考え方ではないかというふうなことで、私の考えをということなんですけれども。

確かに、前回のこの議会におきましても、県内の適正規模検討委員会で出されました適正規模という形のものが出されました。それは、1学級20ないし25名と、それで1学年2学級と。だから、小学校であれば20ないし25名の学級が二六の12学級と。それから、中学校であれば、二三の6学級と、これが一応、適正規模と言えるという判断を出されたわけですけれども。

これは、あくまでも私自身は、検討委員会を組織して、県がですね、組織をして、適正な規模と、人数というようなことで検討をして出されたものだと、こういうふうに受けとめております。

だから、地域に合ったいいますか、宿毛は宿毛の、国が今、40人学級になっておりますわ

ね。それで、県単独で金を出して30人学級、1年生、2年生についてはやっておると、こういうような状況もありますし、宿毛市の状況というのも、地域性、それから今まで取り組んでこられた学校の果たす、地域に果たす役割とか、そういうようなことも含めながら、考えていく必要があるのではないかと、こういうように考えております。

それで、宿毛にも栄喜とか橋上とか、さっき言われましたように、非常に少ない人数の学校があるわけで、そういう意味で、統合も1回出してきた経緯もございますが、先ほどお答えしましたように、私としてはと言いますか、教育委員会としては、地域の保護者の方々に、統合についてのご理解、合意、こういうものをいただいた上で、統合という方向に考えていただきたいと、こういうように考えておりますので、ご理解をお願いしたい。

そこで、そういう点から考えると、篠山も、示された人数でございますので、それから当てはめると、統合の人数に値すると、こういうことなんかあるわけですけれども、今までの、過去、この統合についての、改築についての取り組みを、愛南町以下一本松町で取り組みをしまして、いろいろ統合すべきか、存続して改築に入るかというようなことを、随分と時間をかけて、地域の方々の、あるいは保護者のそういうご意見も聞いて、一本松町としては、また宿毛市の方も、組合議会で出しておる議員さん、あるいは市長さん方も、改築の方向であれば、ぜひそういう形で協力体制いうか、そういうものをとつていただきたいというようなこともありますし、それから、篠山組合の、宿毛市の教育長が委員にもなっておるわけですが、そういう中でも、そういう方向のご意見も出されておるというような経緯もありますし、27年から篠山組合立ができまして、随分と、ともに1つの地区

と、県外、愛媛県、高知県の県境を1つの地区として、子どもたちを協力しあって、教育していこうと、こういうような形で取り組んだ、そういういきさつもありまして、そういうことから考えて、地域のそういう意見も考えて、あるいはいきさつも考えて、私としては、この小中一貫教育と言いますか、小規模校のデメリット、これを克服する取り組みをすることによって、何とか教育効果も上げていけるのではないかなど、そういうようないろんな形の考え方を総合して、できるだけ予算をいいますが、先ほど次長が言われたように、できるだけ落とすというような形で改築をしていったらどうかという方向に、私自身としては考えてきたわけでございます。

以上でございます。

それから、もう1点の小中学校に存在する学力観とか指導観、教育観、こういうもののことについて、もっと具体的にと、こういうことなんですけれども、小中一貫教育についての根と言いますか、考え方、このことを言っておるわけで、小中学校の垣根言いますか、そういうものを取り去って、9年間を通して、見通しした教育課程カリキュラムの内容、計画、そういうものをつくって、弱点である、デメリットである、小規模校のデメリットである、そういうものを改革していこうと、そういう取り組みを開いていこうということなんで。

具体的に、例えば、でき上がった小中校、例えばでき上がった、開設された篠山小中学校になったとして、これをやっていくかどうかは、まだ私、確認はしていないわけですけれども、こういうふうな考え方で取り組んでいく、過去の、今まで取り組んできた小中一貫校の取り組みをちょっと紹介しておりますと。

例えば、1年から4年までは学級担任制と、9年間のスパンで考えますので、それは学級担

任制と。5年生当たりから、中学校の、かなり数学とか理科とか、そういうような教科においては、中学校の専門の教科の先生を導入して、教科によって、教科担任制みたいな形の取り組みをしたりとか、それから、小学校、中学校の先生方の乗り入れ言いますか、小学校の先生が中学校へ、あるいは小学校の先生が中学校の。

例えば、小規模校は5教科は専門の先生が配置されますけど、それ以上はちょっとこう、なかなか人員配置ができないというようなこともありますて、そこで小学校の先生、配置された先生の、小学校の専門性、音楽なら音楽、そういう先生を中学校の音楽に活用するとか、そういうようないろいろな取り組みいうものをやることによって、小規模校のデメリットみたいなものを克服して、学力の向上に取り組んでいくと、こういうことを言っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。  
○8番（宮本有二君） 8番。今、市長は後にして、ちょっと教育長、今、大事なところがあったと思うんですがね。

小中一貫教育にして、先生の交流をさすと。最初の難しい言葉はちょっとわからんかったんですが、要するに、そういうことによって、生徒の学力であるとか、体力であるとか、性格であるとか、もろもろのものを把握しながら、中学校になったときに、いろいろと教育上の障害が起こらないように、一貫した教育をすれば、その辺の見方が十分にできると、こういうのはよくわかるんですよ。

でも、それは、あくまでも、きょうは苦しい答弁になると思うんですが、適正規模の学校で十分にできることですよ。例えば、宿毛小学校と宿毛中学校が交流をすれば、そういう教育の中に、そういう問題点があれば、それは、現在

ある学校でも十分できることの理論だと思うんですね。

その中で、ちょっとお聞きをしたいんですが、私も最初、思ったんですよ。小さな学校をつくったときに、例えば、先生の加配を、限界がありますわね。今もおっしゃったように、英語、国語、数学、理科、社会は、この5教科ですか、専門の先生。中学校は特に、専門の先生に習わさんといけませんわね。

この教育の中に法律がありますわね。教育の機会均等とは何ぞやと。これは、どんな小さな中学校でも、その専門の教科を熟練した先生から習うことによって、教育の効果を高めていくと。

現状、県の方が、職員の教職員の給料払ってますけど、ね。やはり財源があるわけですから、そんなに多くの加配もできないから。いわば、その教育の一番大事なところを上手にやっていくためには、適正規模にしながら、財源的にも教職員のむだ遣いということはないが、例えば、日本国全体で言えば、地方の財政に合った運営をしなきやいかんというのがありますわね。それと、子どもたちが、やっぱり専門の先生に習う、機会均等の場を与えられている権利があるわけですよ。だから、無理をして小規模校を残していくけば、そこに学ぶ子どもたちが、本当にいい教育が受けられるのかと。

小学校の専門の先生が、例えば音楽、美術、体育、その5教科以外のものを毎日教えに行くことはできんわけでしょう。そういう交流をしても、やっぱり中学校には、例えば5人の先生がいて、残りは掛け持ちでやると。たまたま、たまに小学校の先生が来るくらいのことになるがやないですか。

全国に今、先生、何人ありますか。日本全国70万人ですよ。郵政の民営化、イエスかノーかやりましたけれども、27万人ですよ。自衛

隊が23万人、警察官が22万人。全部合わせて、教職員の70万人ですよ。

地方が使っている教職員の今の教育の予算ですね、きょう、たまたま議会にありましたけれども、17兆円余りの金を文教費に使っているんですね。社会教育と、この教育、学校。

地方の会計で、一番大きなものを占めているのが教育費ですね。92兆円の地方の歳出の中で、17兆円という一番大きな金。公共事業よりも、民生費よりも大きなお金を、今、教育に使っている。

当然、日本の財政は、国、地方を合わせて半分の収入がないから、半分は、国債と地方債の紙切れで賄っているわけでしょう。必ず教育改革は起こりますよ。年金も医療も、社会保障全体も、国の税のあり方も。教員は、いかにあるべきかも起りますよ。その流れの中で、三位一体改革が続いて、中身によっては、今、地方6団体も学校関係、8,500億円ですか、これを財源移譲しなさいと。地方みずからが節約をしながら、新しい教育環境を、地方の色も出してつくっていくと、こうなった場合に、やっぱり私は、大きな問題は、学校数を減していくかなければ、先生は減らないんですよ。基本的に。でも、少子高齢化の中で、子どもさんは着実に減っているんですね。

6年間の推移をお願いしたのも、結局、現在、50数名が30数名になっていく。10年後には、また少し落ちるというものがわかっていないながら、この学校が子どものために建つのか、非常に難しいところですけれども、地域の熱意というものはどこにあるのか。子どもの教育の環境が守れて、しかも、財源的にも節約をなさってますから、何とかなるという観点のほかに、本当に少数でやる子どもたちが、建物の立派なものを欲しがっておるのか。私が問題にしているのはそこなんですね。

それと、教育の先生の加配もできない中に、機会均等の教育が本当に受けられるのかという問題点と、それから、今1点は、統合計画をするときに、地域の皆さん方の理解が基本であるということになりますと、具体的に、今聞きますと、愛南町も小学校が20ですか、中学校が9校、非常に数少ない子どもさんの学校が半分以上あるように思いますが、宿毛市も全体で2,000人、愛南町が、少し人口が向こうは多いですわね。二千三、四百人いるんでしょうかね、児童が。そこができますかということですね。

結局、統合が。地元の理解を基本にすれば、例えば、宿毛市内で50人以下の学校がある。当然、老朽化をして、危険校舎になっておる。建てかえか統合か。基本的な線を出さないかん。

平成17年の教育行政方針には、16年の沖の島に引き続き、進めてまいりますとうたつておるもののが、この学校は、平成8年からの地域の熱意があるから、ということはよくわかりますよ。

10年間のうちには、世の中も様変わりしました。平成4年にバブルがはじけてからは、今、抱えておる財政と、どうすればいいのかという問題に直面をしておりますわね。

先生が、教育長が行って、地域に行って、ひざを交えて話して、地域の方々が、こういう学校をつくって、立派な人も出ておるんだから、この学校を守って、いろんな教育の見直しをしながら、この学校を残したいといったときに、宿毛市内の学校、17校ある中を、どのようにまとめていくのかというのが、私は非常に、これからも問題になる。そういうことを質問しているわけですね。

その点について、熱意と理解を求めるだけでは、できんのじやないですか。あくまでも、それだけでやりますか。そのことを、またお尋ねをしておきます。

それから、市長から答弁いただきました。学校がここまでおくれたのは、一本松時代の、旧一本松町時代のどこかの学校を先におくって、篠山がおくれたのであるということも聞きましたし、さらなる天井の見直しであるとか、いうことも検討して、減額をしていくというふうなお答えをいただきましたけれども、この9月7日の県のヒアリングについては、まだ結論が出ていないということですが、だんだんに聞いておれば、恐らく、これは県の方を通過して、国の方に上がっていくと思うんですけども、私は一国民として、所得税や住民税を払い、幾らかでも払っておるわけですから、国のことにも批判もできますし、また、愛媛県教委の考え方に対する批判もしても構わんと、日本国民である以上は構わんと思うんですが。

この、今の現状の、やっぱり29校ある学校を統合していくという考え方からすれば、例えば、このヒアリングで篠山が、これができるようになれば、愛媛県そのものも、非常に統合計画は難しい状態になるなど。そこから先は、愛媛県の方々がお考えになればいいわけですが、宿毛市のことからすれば、市長にお伺いをしたいが、今の財政事情を考えて、節約をしながら、この持ち出し金を捻出すると思いますけれども、これは、非常に、将来にも財政負担が上乗せになりますから、ひびいてくると思うんですね。だから、少子高齢化も進みますけれども、人口減少と借金増というのが、私は非常に問題になると思うんですよ。いろいろと整理をしていかないと。

宿毛市も2万4,000数百に減りました。何月かに一般質問したときにも、大月町との合併ができなかった。これから4年間は、これから5年間ですか、新法のもとに合併の話も進んでいくが、特例債のないままに、借金だけを背負っていくようになると、果たして、新法の中

で、どんな合併ができますかということも聞きました。

その流れの中では、自治体としては、これから先のことですけれども、宿毛市のためにならないような合併はしませんと、こういうような話も聞きましたけれども、こういうふうにして、学校の問題だけじゃなくて、ある程度、整理をしていかないと、いろんな事情はあろうと思いますけれども、この財政難に耐えられるんでしょうか。その当たりの市長の考えもお聞きしたいと思います。

それと、まず、そのことからお答えをいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、8番、宮本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員のおっしゃるように、財政上の問題、考えていくと、宮本議員のおっしゃるような考え方には、だれしもがなろうかと、こういうように思うんですけれども、私自身は、先ほど来、前回もお話ししましたように、やはり、最終的には、行政が乗り込んで、強制的な形も考えられますけれども、やはり、統合については、教育効果の面と、それから地元のそういうご理解、考え方、ご理解、こういうものをいただいて、判断していくという考え方には、やはり大事にしていかなければ。

財政的な面を考えたら、おっしゃるとおりになるわけですけれども、そういうような考え方で、今もお答えさせていただきたいと、こういうように思っております。

宿毛市の場合、沖の島の統合についても、随分と時間をかけました。沖の島小中学校になるまでには、弘瀬、母島との統合についても、やはり辛抱強く、理解を、教育委員会の方でしていただくように、何回も足を運んでいくというふうな形で進めていきたいなど、こういうふう

に思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員のご質問にお答えします。

財政事情、全体的に、宿毛市全体として、やっぱりとらえるべきじゃないかというご質問でございます。

正直申しまして、非常に厳しいということは、もう自分の腹の中にも、そしてまた、執行部の方も、この、今現在では、単年度1億7,400ですか、こういった負担金というものが算定されているわけでございますが、市の財政事情を見ますと、非常に厳しいというふうに言わざるを得ないと思います。

我々も、いろいろな行財政改革をしていかなきやいけないということで、いろんな大綱の見直しとか、市の中で、行財政改革の委員会もつくっていかなきやいけないということの検討、まだやっているところではございますけれども、非常に、皆さんご存じのように、国の三位一体改革ということで、交付税の削減であるとか、それから、国庫補助金の一部財源化によりまして、非常に厳しくなっているのは、これはもう、議員の皆様もおわかりになっていただいている。

これは、執行部だけでなく、我々、非常に厳しいということは思っております。

その中でも、今回、こういった形で改築という、これは一本松町さんと宿毛市との間で1つの議会というものができているわけでございますので、こういった、以前からの経緯というもののを見て、改築という方向で進んでおりましたので、これはもう、宿毛市だけが一定の負担はいやだよという形には、なかなかなりにくいんではなかろうかなということで、先ほど申しました経費の節減というか、合理的な形での経費の、少しでも安くなるものをやっていただ

きたいというふうに思っているわけでございます。

我々の財政の試算表というものをつくっておりまして、非常にこれは、先ほどから何回も申し上げますが、非常に厳しいものでございますが、まあまあ、検討する内容もあるんじゃないかなというふうに思ってますのは、補助対象事業費にしか、その起債充当をしておりませんので、今年度負担は伴いますが、単価差であるとか、面積差であるとか、そういったものにも起債充当などして、一時的な経費の削減というものを図れるんじゃないかな。

これは一時的なものでございまして、あくまでも起債は借金でございますので、後年度負担があると。今までの分もたくさん、まだまだ借金というものはございます。そういったものもにらんだ上で、この問題には対処していくかないやいけないというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 教育長に、今の財政的な面から見れば、私の言ったとおりですということはお答えいただきましたけれども、その本当の教育のあり方ですね、余りにも加配をしていたらこうなりますよとか、ね。

それから、統合は、なかなか教育長が言う言葉だけでは難しくなっていくんじゃないかなと思うんですね。

ただまあ、今、市長が言われた経緯についても、わからんではないですよ。でも、やはり教育行政というものは、一定の方向を出した以上は、余り多くの例外をつくって、行き当たりばったりでこれはこうですというわけにはいかんでしょう。そこらあたりには、信念を持ってもらわないと、とてもやっていけないと思うんですよ。

宿毛市の小中学校の1年間、平成17年度の一般会計予算を見ますと、学校管理費と教育振興費、先生の給料は県が出しますから、大体、小学校で1億弱、中学校で7,000万強、ぴったり1億7,000万ですね。雨漏りがある、どこかが壊れた、トイレが汚れた、いっぱい議会でも質問ありますよ。順番に直してますね。雨は順番に降らないですから、漏れますわね。それでも我慢している。

そういう現状からすれば、確かに減額はされてますよ。持ち出しも1億7,000万ですが、1年間の運営の管理費と振興費のぼったりが行くんですよ。ひざを交えて地元と相談するといつても、あれだけの大金を出せば、備品を買うとか、いろんなときに、そら総務課長あたりが調整をして、たくさんつけりやいいですよ、教育費ね。そらできんでしょう。もっとしっかりした答えが欲しかったわけですよ。

だから、教育効果を高めていくというのも、単に小中の交流をやったからといって無理がありますわね。教育の機会均等から言っても、その子どもたちが、東京で受ける教育とここで受ける教育、先生の質もレベルも考えて、同じものを受けられる権利を持っているんですよね。そこら辺がどうであるかということも、やっぱり重要な問題が残ると思うんですよ。

そういうことに対して、先生のお考えを、まず聞かなきやいかんですが。

それから、市長言われたように、両県でやつておるという事情もわかります。単独であつたら、これ、変わった方向に行くかもわかりませんね。

それから、いわゆる補助事業の対象になっておる、起債の部分ですか、にだけ起債を充当しておるというのは、ちょっとわかりにくいくらいですが、例えば、1億2,500万ぐらいが起債ですかね、これ。それと、1億2,560万が

起債で、国庫補助が1億5, 400万。それから、宿毛市と両県が、両負担が1億7, 400万ぐらいですか。

この1億7, 400万の、いわゆる補助対象費にしか起債を充当してないから、ということですか。総務課長、ちょっとその辺、説明してくれますか。

ちょっと、総務課長の説明、受けたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、宮本議員の一般質問にお答えいたします。

今、市長がお答えいたしました補助対象経費にしか、起債を充当していないという件でございますが、これは、本体でいきますと、単価が、補助対象単価が、いただいた資料によりますと13万1, 900円ということになっております。それに、面積を掛けて、工事費、事務費を含めて工事費が算定をされております。

その中で、全体の補助事業から国庫補助金を引いた残りに、起債を充当をしております。

その起債充当が、1億2, 560万ということになっておりまして、国庫補助金1億5, 149万3, 000円を足した残りが、先ほど、学校教育課長がご説明いたしました、宿毛市の負担が1億7, 400万ということになるわけですが、それで、単価は、事業費を全体の面積で割りますと、当然、この国庫補助単価よりも大きいものになってきます。国庫補助単価と実施事業費の単価の差の部分にも、起債が充当できますので、その部分は、愛南町の方とも協議しながら、先ほど、市長が言いましたように、一時的な一般財源の削減はできますが、後年度負担が伴うという、借金ですので、そういうところもありますので、愛南町とも協議しながら、一時的な経費の削減に努めるんではないかということです。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 8番、宮本議員の再質問にお答えします。

教育の機会均等という点についてですけれども、もともといふことは語弊でありますけれども、学校、学級編成のとき、基準、配置基準というの、教職員配置基準というのがあるわけですが、そこを、そのものも、国の基準そのものも、私はちょっと、機会均等から考えたときに、おかしいと考えておるわけですが。

そういうために、先ほど言いましたように、この教員の配置基準というものがありまして、小さい学校には、例えば中学校の、先ほども言いましたように5教科、あの教科については、専門外の、どうしても先生があたるというような形になって、数学やけれども、美術も教えるというような形ですね。そういう形になりますので、そこで、先ほど言いましたように、小中併設を、それをカバーするために、小中併設の、一貫教育をやることによって、中学校の授業に、小学校の専門のそういう先生がいて、そういうものを補う形の取り組みを展開すると。

数学とか理科とかいう形に、中学校の先生方が、その授業で、絡んだ授業時間を計画、小中カリキュラムを編成をして、いけるような形。

単独では、なかなかそういう形は、一、二回とか、そういう回数は少ない形では取り組みができますけれども、年間を通して、あるいは9年間を通しての、そういうようなスパンで考えていたときには、かなりな学力効果を上げると、こういうふうに、教育の機会均等という面から考えて、補えると、こういうように考えております。

先ほども、地元の方々が、そういう中で説明をして、デメリット、メリットをお話をして、財政のことでもお話をしても、なおかつ、私たち

は統合じゃなくて、小中一貫教育でやりますので、そういうマイナス面を補うていく取り組みを展開しますと。地域もあげて取り組みを展開していくと、ぜひお願ひするという形で、取り組んでいくという話し合いが、ほとんどきておる段階でございますので、そういうことを期待をしていくという形を考えるのが、過去27年から、先ほど言いましたように、随分と、愛媛県の方は、先ほど、人件費は高知県も出すような話でしたけれども、ほとんど愛媛県が人件費は出しておるわけですけれども。

国という考え方方に立ったら、一緒ですけれども、そういうような形で、かなりお世話になっておる言いますか、そういう考え方も持っておりますので、今言ったような、弱点を補うという点で、そういう取り組みをすることによって、教育の機会均等、多少でも補っていくと。

あるいはまた、市の予算の中でということもやっておる学校なんかもあるわけですけれども、そういった点も考えるというふうなことで、そういう方向でご理解をしてあげるべきでなかろうかなと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再質問をいたしますけれども。

教育の機会均等に対する考え方とか、その具体的なことは、もうきょうはいいですがね。

県の教員の給料、私は宿毛市が負担するとか何とかは申しておりませんよ。これは地方公務員ですから、県が当然やるんですよ。税財源が移譲されても、職員給料は県が出ででしょう。

しかし、宿毛市も高知県も表裏一体で、会計が一緒のようなもんですから、余りにも、教職員70万人は多すぎるんじゃないかと。学校があるから職員、先生も残れるんですよ。でも、子どもは少なくなっていくと。これは現実です

から。

それは全体の議論をしただけですよ。それと、雨漏りを待っている学校に迷惑かけないような財政措置ができるのかやと。

総務課長にも聞きましたけど、平たく言つたらあれですか、その単価に10万円かけています。実際、15万かかった。5万円は、余分なものになって、2,000平米だったら、それが1,000万、その起債の方に回るということですね。

いや、もうええ、時間もないし。そういうふうな理解でだめでしたら、また言ってください。

私は、絶対につくるなといっているんじやないですけども、将来、宿毛市の統合計画とか、いろんなものを進める中に、大きなブレーキになってしまふと、これから財政難のやりくりがどうなるのかやということを、一番言いたかったわけです。篠山をどうするとかいうことが、これになりましたけれども、本来ならそこですよね。やれるのですかと。

難しい面、たくさん残ると思いますが、時間、10分ですから、市長に、最後に質問をしますが、一次診断ですか、ほとんど宿毛の学校、耐震の一次診断がほとんど、予算にも何回も出ましたので、終わったころかなとも思うんですよ。危険校舎ということになれば、朝も申したように、私が出た学校、宿毛小学校は、小学校6年のときに、そこおる中上収入役と一緒に通いまして、6年の後半、最後の6ヶ月ぐらい、あの新校舎にいた思い出がございますから、築何年ですかね。昭和35年ぐらいに出たんでしょうか、50年近くかかっていると思うんですよ。40何年ですか。

そうなると、宿毛市にある学校すべて、補修をしなけりやならんような学校、たくさん抱えておると思うんですね。一次診断の結果が出た、そこで、補強していく、修繕をしていくといつ

たら、私は16も17も学校があつたら、これは宿毛市で予算を組める状態じゃないなと、自分が想像しているんですよね。

そうなると、将来、文部省のいう800人という規模は、宿毛小・中と、咸陽と、宿毛小学校、宿毛中学校、咸陽と、もう1つどこか、片島中ですか、この4つぐらいのもので、あとは人数の小さい、統合にも進まなきやならん学校、たくさん抱えていると思うんですね。

それを全部直すとなつたら大変なことですから、やっぱりこの際、財政も考え、宿毛市の将来の子どもたちのためにも、施設もできるだけのものにして、危険でないということはもう、安全は第一ですから、そういうふうにしながら、統合を進めざるを得ないんじゃないでしょうか。

一次診断の結果について、私は建築のプロではないですから、何とも申せませんが、自分が出た年から考えたら、篠山は、小学校はコンクリートには亀裂がある。中学校は、木造でシロアリがあって危険だといいますが、篠山ばかりに亀裂とか、シロアリが出ておるわけではないと思うんですよ。私は、この学校にも同じ問題をたくさん抱えながら、どう修繕をするのか、どう統合をするのか、宿毛市の子どもたちが今、機会均等で教育長とは意見が合わないようすれども、東京の子と同じ教育のレベルを受ける。安全な教室で学べるということを考えれば、やっぱり、一定の方向を市長が出して、郵政のやるかやらんかではありませんけれども、そういうことを考え合わせながら、進めていくべきだと思いますが、その将来設計について、市長、どのように思われますか。

その点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

お話をよく理解できる話でございまして、私

も市長になって、もう1年半過ぎまして、学校の雨漏りを、根本的に直すにはどうしたらいいかとか、工法のことなんかについても、いろいろ研究もしましたし、そして、来る南海地震だ、東南海地震だと言っておりますけど、この、じゃあ逃げるところ、避難する場所はどこだって、どうしても皆さんもご存じだと思いますけれども、公共的な建物となりますと、地域における校舎でありますし、また、学校の体育館でありますし、宿毛市役所に逃げ込まれても、これは地震でかなり傷むんじゃないかなという考えは持っております。

そういう意味で、議員おっしゃるとおり、子どもたちに安全な校舎で勉強させるためには、どうすればいいかということも、非常に気になるところでございます。

宮本議員、先ほど、新校舎で私は1年ほど勉強されたと申されましたけれども、私は、子どものころは、新校舎になる前に上がりまして、新しい校舎で余り勉強したことないもんですから、そういうこともあります。

その後、いろいろな校舎の整備がなされたと思います。本当に、50年近くたっている、それから古い校舎であるということは、もう皆さんご存じだと思いますし、これについての耐震診断は、既に終わっております。

じゃあ、その耐震診断をして、じゃあ、どういった補強をしていくかということが、実は問題でございまして、この補強の工法についても、これからきちんとした検討をしていただいて、地震に耐えられるものにしなきゃいけない。そうしないと、いざ、地震があって民家の方が行くところがなければ、これは校舎というものを利用しなきゃいけないわけでございます。

そんなことを考えますと、今、建てかえするのか、それから、統合して地域を1つにしていくのか、そういうことも、教育の効果も含め

まして、るる、6月の議会のときから、今も、ご提言もいろいろございました。

そういうことを、やっぱり総合的に考えた形での今後の、我々の財政状況というものが、非常にかかわってくるわけでございますが、そういうことも含めて、計画的にやっていかなきやいけないということで、まだお示しはできていないんですが、教育委員会の者とも話したり、それから、これからの、先ほど申しました行財政改革という中でも、位置づけていかなきやいけない。必要なものはこれ、いくらお金がないと言ったとしても、これは子どもたちの将来にわたることでございますし、安全に関することでございますので、これはもう、ぜひ、整備をしていかなきやいけないと、こういうふうな気持ちを持ちは持っております。

これに、先ほど申しました、後についてくる財政的な問題とか、総合的な考え方をやっぱり入れていかなきやいけない、ということでの計画を、今年度中ぐらいに立てなきやいけないんじやないかなというふうに思ってますし、当面、やらなきやいけない耐震という問題につきましては、財政の方と、それから県の補助の方ともいろいろ話しながら、実行してまいりたいと、こんなに思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） いよいよ、もう4分間ぐらいですから。

私は、決して、絶対にいかんと。篠山を改築したらいかんと、こう言っているんじゃないんです。いろんなものを考えれば、できたらやめた方がいいんじゃないかという考えは持ってますけれども、私は執行者じゃございませんから、一議員ですから、自分の意見を申し上げただけで、議論が進むことによって、やはり財政も苦しいし、愛媛県にも愛南町にも、29という学

校があつて、50人以下の生徒数も過半数あるということを考えれば、やっぱり、教育長にも言いたいのは、ひざを交えて、まず教育長とよく話して、教育委員会も相手に任せておったから進んでしまったというんじやなしに、やっぱり、一生懸命話して、それから宿毛市に翻ってきたときにも、とことんやったというようなものを、まだ時間ありますから、示してもらいたいし、市長には、両方の自治体でやっていることで、いろんな審議にも影響しますから、遠い昔に決めたことをずっと守らないかんということじゃないですけれども、改革すべきは改革すべきでしょうけれども、なお、いろんな見直しをしながら減額もして、という話もお聞きしましたので、そういう傾向で進むであろうと思いますので、きょうはこの辺にとどめておきますけれども、また12月議会にも、いろいろありますから、本日はこれで終わらせていただきます。

終わります。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、一般質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢についてでございますけれども、きょうは、直接、次の項目にくくらした、いただいた中で入らせていただきたいと思います。

宿毛市観光開発公社の運営について、早速、質問をさせていただきます。

来年度から、国民宿舎「椰子」の運営は、指定管理者制度導入が6月議会で議決されました。現在は、その制度に基づく管理者を公募し、今後、審査の上、管理者が決められようとしております。

現在は、委託契約している観光開発公社が、この公募に名乗りを上げないということが決められたそうでございますので、長い間、委託運

営してきた観光開発公社の「椰子」運営は、今年度で終わろうといたしております。

この観光開発公社には、平成11年に2つの銀行からの不正な借り入れが発覚し、大きな問題になったのは記憶に新しいことです。

発覚した当時は、不正借入金は長期、短期の借入金が合計8,200万円近くにもなり、この時点までに、公社の不正借入金に支払った利息は3,000万円近くになっておりました。

当時、行政も、また議会も、全力でこの不正借入金問題を調査いたしましたけれども、支配人が亡くなっているなど、その使途を最後まで解明することはできず、また、その年に理事長であった当時の市長も亡くなり、結局のところ、ずさんな運営をしてきた理事会の責任、またこれを見逃し、助長につながった公社の監査の責任が問われました。

市民は、この不正借入金は「椰子」の新館ができ、当時の委託契約以前、平成7年以前にそのほとんどが発生したものであり、新委託契約のもとで、宿毛市にはその責任はないとして、この借入金の返済に公金を投入することは反対し続けてまいりました。

ことしの地区長連合会の行政懇談会でも、まだ取り上げられるなど、市民の間では、「椰子」問題はまだ解決していることになっておりません。

事件発覚以来、公社は、「椰子」運営の利益を上げ、これで返済していく努力をしてきたと思いますけれども、長引く景気の低迷など、運営利益を上げるどころか、市との契約を変え、委託料率を上げても、なおかつ非常に厳しい運営となっております。

累積赤字が1億円にもなっている、このような現在、状況になっているわけでございますけれども、まず、お聞きしたいのは、近年の「椰子」の運営状況について、お聞きいたしたいと

思います。

そして、宿毛市は「椰子」を指定管理者制度の導入を決めたわけでございますけれども、今後の観光開発公社における対応について、螢湖ゴルフパークの運営ともあわせて、どのように処理していくつもりなのか、お聞きいたしたいと思います。

そして、なかなか解決が難しいであろう、市民的合意が難しい問題がありますこの公社の不正借入金について、どのように処理しようとしているのか、お聞きいたしたいと思います。

続いて、山田川の堤防の補強についてでございます。宿毛市東部地域は、ことしも9月6日から7日にかけて、昨秋の台風と同じような大規模な洪水が発生いたしました。国道は30時間近くも通行止めになり、床上、床下浸水被害が多発しております。被害者の皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

今回のこの東部の洪水における被害実態について、まず、お聞きいたしたいと思います。

今回も、中筋川ダムは増水時に河川水位を下げるなど、洪水調節はいたしておりますけれども、洪水を防ぐ十分な効果を発揮しておりません。逆に、河川の減水時に放流が加わり、河川の水位低下をおくらせ、内水の水位の上昇、長時間冠水につながった可能性があります。

このことが事実かそうでないか、ダム事務所が水位計を設置し、この台風のとき、調査をしているので、いずれ明らかになると思います。

今回の台風でも、ダムは洪水調整容量のわずか56パーセントに達すると、ダムに入る水量よりも放流が多くなり、水位は低下し始めております。ダムの構造にも問題があるわけでございます。

私は、昨年から、中筋川流域の洪水の実態を、未熟ながら、素人ながら調査をし、ダムと洪水の関係や、河川改修の状態などから、この洪水

の抜本策を何点か提案をしてまいりました。

こうした中、行政関係機関や関係者のご努力により、山田地区の農事用排水ポンプの改修が、来年8月末までの供用を目指し、工事が進められるようになったことに関して、心からお礼を申し上げます。

しかしながら、このポンプは農事用のため、国道冠水や住宅浸水に対応する十分な機能は持っておりません。ダム事務所は、山田沖に水位計を設置し、山田地先の中筋川の増水の実態と、そして住宅地内水の洪水の実態の調査を始め、この台風時に実施いたしているわけでございます。

まず、この台風14号の被害状況と、ダムの洪水の関係を明らかにする水位計のデータが、今の時点ではわかつるのであれば、お示しをいただきたいと思います。

続いて、山奈区より要請もあります山田川の堤防の越水と、内水への湧水対策についてでございます。

昨年秋の台風では、山田川の堤防が越水し、相当、堤防が破損しました。仮修復をしていたのですけれども、今回、また同じことになりました。このままでは、現在、進行中の中筋川総合開発計画の水位計画に達するまでに、計画水位に達するまでに、これらの堤防は決壊することが、ほぼ実績よりも明らかになっております。災害の避難訓練をすることはもちろん大事ですけれども、災害を未然に防止することが何よりも大事なことではないでしょうか。

この堤防の越水対策について、そして決壊の恐れのあるこの防止するために、どのような対策をとろうとしているのか、県との関係ではございますけれども、お聞きしたいと思います。

そして、河川から堤防をぬっての湧水があるわけでございますけれども、この箇所は、今の時点では2カ所、特定できております。今後、ど

のようにこの河川から内水へ向けて、水がふき出しきていている状態を、これを対応しようとしているのか、このことについてもお聞きいたしたいと思います。

中筋川ダムの完成後、洪水状況を見る中で、国土交通省直轄河川上流の有岡や山田地先の河川の状態が、この地域の洪水にいかに大きく影響しているか、そのことについて、1点のみ触れさせていただきたいと思います。

山奈の洪水の場合、このあふれた水を中筋川に自然放流するまで、時間がかかるわけでございますが、この中筋川に放流する水門が、山田地域には2門あるわけでございます。

1つは、雁が池川にある大きな水門です。この水門が開ければ、急激に河川が、内水の水位が下がるわけでございます。

そして、もう1つは、ここから中筋川を四、五百メートル下った、現在、ポンプ場にあるその水門でございます。

今回の台風で、中筋川の水位が下がり始め、やっと自然に放流し始めたのは、国道が冠水し始めてから18時間以上もたった7日の午前5時からでございます。

私も現場に寄りましたけれども、水門関係者に来ていただき、雁が池川の水門、そしてポンプ場の水門を開きました。この水門の開閉によって、やっと内水の水位が下がり始めたわけでございます。

ところが、数時間もすると、上流にある雁が池川の水門からは、内水に向かって、どんどんと水が入り始めました。しかし、下流のポンプ場の小さい水門からは、排水が続いております。

このことから言えることは、中筋川の四、五百メートルの間に、私の感覚ですけれども、50センチ以上の水位差が発生しているということです。そのために、2つの水門を開くと、上の水門からは、内水に向かって逆流し、そして

下流の水門から放流する状況になりました。

このことは、以前からも、同じような状況が続いていたのではないかと思いますけれども、その分、内水の洪水時間も長くなっている、こういうことが言えるのではないかと思います。

この中筋川山田地先の四、五百メートルの間には、竹や木が茂り、そしてその根っこには、土が堆積をして、流れを極端に阻害をいたしております。この状態は、国の直轄河川の九樹橋まで続いているわけでございます。この河川の改修なくして、山田、山奈、平田地域、ここの洪水防止の抜本策は、私はあり得ないと思います。一刻も早く、国土交通省の責任による河川改修など、東部の洪水対策を求めるべきでございます。

市長からも、6月議会にもこの問題は答弁をいただきまして、直接、管理区域に入らなくても、国の責任によって、これを実施していただきたい、この要望を強めていくというご答弁もいただいたわけでございますけれども、いかに上流にダムをつくったとせよ、それは一時的なものであり、下流にその水を流す機能が阻害されているのであれば、私は、その効果は半減をするし、逆に、増幅する部分もあるわけでございます。

新たに横瀬川ダム建設の計画進んでいるわけでございますけれども、先ほどの環境の問題でも、河川、宿毛湾の漁業がだんだんと衰退をしている、魚がとれなくなっている、こういう報告もありました。それに対して、市長は、やはり、山や川や海、このつながりが一番大事なことだと答弁もされておりますけれども、宿毛湾には注いでいるわけではありませんけれども、ダムがいかに環境を破壊する形になっているのか、私はそのことを、かつて宿毛市に3つダムをつくるといって自慢していた当時とは、大きくかけ離れております。私は、きちんとこれを

見直す対策すべきときが来ているのではないかと思いますけれども、市長に、そのことについてお聞きをいたしたいと思います。

続いて、坂本ダムの下流の渇水期における対応についてでございます。

ことしの8月、松田川下流は井堰から十分な農業用水が上がらず、各用水において、水不足になっておりました。しかし、そのとき、坂本ダムには満々と水がたまっているのに気がつきました。

また、河戸堰からの宿毛用水の不足の話も聞いております。

四国の水がめと言われている早明浦ダムにおいては、貯水率はゼロになるまで放流し続けました。坂本ダムは、洪水調節と、そしてダム下流の河川維持用水を確保するために、その目的が限られ、ダムに貯水しているその目的は、そのすべてが下流の渇水対策でございます。

しかし、ことしの夏、あのような渇水時に十分な放流をしていないその理由がわかりません。どのようなダムの運用規定になっているのか、お聞きいたします。

また、8月時点におけるダムの貯水と、下流の渇水状況についての説明を求めます。

質問の最後に、学校教育行政について、お聞きをいたしたいと思います。

学校の給食センターは、現在もお米を初めとして、魚や、あるいは農産物においても、地元食材をできるだけ多く活用しよう、そういう取り組みが行われていることは存じております。

しかし、まだまだそれを地産地消、地域で取れた安全、安心な野菜を、もっともっと多用していくことはできないだろうか、このことについての提案でございます。

確かに、給食センターは、一度に大量の品物が、食材が要るということで、個々人の地域の方々から、それを集荷していくことは困難であ

るわけでございますけれども、しかしこれを年間計画を立てて、いろんな、1つの野菜に限り、あるいは月に1品目に限ってもいいわけでございますけれども、地域で取れたダイコンや、あるいはニンジンや白菜やレタス、そういうものを活用していく、そういうことが、私はこの長期の計画を策定していた中では、できるのではないかというふうに思うわけでございます。

それは、やはり地域ごとに、今、盛んに良心市が開設をされ、お年寄りの方々が熱心に、また生きがいも感じながら、野菜づくりに励んでおられます。

こういう方々に、1つのグループとして、それを対応していただけるように交渉するならば、私は、十分、そういう必要な量を今後、確保していくことが可能ではないかというふうに思います。

それすべてを、今の時点でするということは、当然、無理な話でございますけれども、今後、モデル的に年間計画を立てて、そういう地域の野菜、無農薬で、そして有機栽培のおいしい、そういう野菜、これを子どもたちに食べていただくような、そういう制度づくりについて、検討していただくときが来ているのではないかというふうに思います。

このことについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、最初に、宿毛市の観光開発公社の件でございますが、お尋ねの点が、国民宿舎「椰子」の運営状況ということと、それから、指定管理者導入後における公社の位置づけと申しますか、そういったこと。

それから、負債関係の処理方法といったところでございましょうか。このことにつきまして

は、「椰子」の運営状況につきましては、沖本議員のお話の中にもございましたように、これ、年々、悪化の一途をたどっております。これ、平成16年度末における累積赤字が約1億400万円、というふうになっております。

これは、どうしても経済不況が長引いておりますこと、それから、いろいろな、これは経営体制にもよるところもあるんじゃないかなというふうな、我々としては分析もしておりますが、結果的には、このような赤字を、累積になっておりまして、この中でも、先ほどご指摘ありました一時借入金というのが6,250万円というのがございます。

この6,250万円につきましても、実は私、昨年、市長職を拝命してから、厳しく金融機関から返せという催促がなされておりまして、これ、公社に対してではございますが、一応、私の方にも、銀行の方から、こういう返済をしてほしいというふうなことが来ております。

先ほどの累積赤字は1億400万ということでございまして、現状では、返済計画すら樹立できないというふうな、極めて厳しい状況にございます。

経営内容の好転に向かまして、各種イベントの開催とか、スポーツ合宿の誘致とか、そういったものにも積極的に対応している現状ではございますけれども、売上の減少に歯止めがかかっていないというのが現状でございます。

いろいろな形で推移をしてきておるわけでございますが、専門家への委託ということで、指定管理者制度の導入ということで、先ほどの6月議会でもご承認いただいたわけでございます。

これを民間参入ということで、現在、9月30日までの期間をもちまして、指定管理者の公開公募を実施しております。現在、8件の民間企業等からの問い合わせが来ております。

今後のスケジュールといたしましては、審査

委員会、応募されたのが数件でございましたら、だれか1件ということで、審査委員会を組織しまして、指定管理者の選定を行わなければなりません。その選定を行いまして、来る12月定例議会のご議決をいただき、平成18年4月1日より、「椰子」の管理運営を指定管理者にゆだねるということとしておるところでございます。

現在の公社も、指定管理者への応募はできるわけでございますが、沖本議員の先ほどのお話にもございましたように、公社としての応募につきましては、公社理事会として、経営、今の経営状況によって、公社としてはこれに応募をしないというふうな決議がなされているところでございます。

一方、公社がもう1つ管轄しております蛍湖ゴルフパークでございますが、これもご承知のとおり、指定管理者を公募中でございますが、現時点では、応募がありません。お尋ねの指定管理者制度導入後におけるこの公社の位置づけといたしましては、仮に蛍湖ゴルフパークに対する指定管理者の応募が、民間等からない場合には、現公社組織をもって、指定管理者としての応募をせざるを得ないんではないかなと、こんなような状況にあると思います。

もちろん、民間企業等の応募、選任がなされました場合におきましては、もし、これに参加しないということになりましたら、観光開発公社としての実務の部分における業務がないということでございますが、公社の寄附行為に規定しますものとしましては、咸陽島公園地域の整備促進、及び市内観光資源の開発や当市の観光施策への協力業務というものが、公社の業務として残るというふうなことになってまいります。

そういう状況でございますので、これから公社の存続そのものについても、検討していくかなきやいけない。協議も、皆さん方としてい

かなきやいけないんじゃないかなというふうに考えておるところでございますし、また、その場合には、公社が国民宿舎の運営から撤退するということになりますと、この「椰子」における負債関係の処理方法につきましても、どうしていくかということを、きちんとした形で決定をしていかなきやいけないというふうなことを思っているわけでございます。

これは、「椰子」からの公社撤退時点におきましては、開設者たる当市の債務ということになってくるのか、債務の弁済問題が、必然的に生じてくるのではないかなど、このように思っているところでございます。

また、ご指摘の不正借り入れ事件発生の大きな要因ということにつきましては、私も当時、当事者ではございませんが、沖本議員は、先ほど、公社の監査体制にも大きな問題があったんじゃないかなということをおっしゃられましたが、私自身は、特にそのことについて、ここでコメントをする立場はないんじゃないかなというふうに思っておりますので。

あとは、聞いておりますところは、警察だとか、司法の判断も一定、出ているというふうなことも聞いております。そういったところの兼ね合いも考えまして、負債の処理をやっていかなきやいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、次に、山田川の堤防関係でございます。これは、1点目が、まず、洪水被害の現状ということでございますが、今回、台風14号で被害がございましたのは、9月の5日から7日に向かっての被害状況を調べたものがございます。

この件につきまして、まず、山田地域の方でございます。平田、芳奈、山田で家屋の浸水が、トータルで52件ございます。そのうち、床下が34件、床上はすべて山田地域でございます

が、18件ございます。あとは、それぞれ河川の災害であるとか、道路災害であるとか、農林災害、そして水産、都市公園というところで災害がございまして、トータルで123件、2億300万円余りになっております。

こういった台風14号の被害状況がございますことを、まず報告を申し上げます。

次に、水位計のデータということでお話がございました。残念ながら、水位計のデータにつきましては、私ども、まだ市の方にもらっておりませんので、この分、手に入り次第、またご提示を申し上げます。

それから、3番目でございますが、3番は、山田川の越水の関係でございましょうか。

堤防から越水は、台風時における降雨量、中筋川流域の出水状況に起因しまして、小島地区集落前の高崎橋から、上流の西の沢橋までの延長約400メートル区間の右岸堤より越水しまして、昨年の台風23号のときと同じように、今回の14号でも、堤防の面の土砂が一部流出しました。

そして、洗掘しているとの報告を受けまして、現地も確認しているところでございます。

河川を管理しているのは、高知県でございますが、地区の役員の方々と越水したときの状況、現場も確認しております、堤防の被災した箇所の面の修復につきましては、現在、検討中でございます。

地元の皆さんのが、堤防からの越水を見た折に、堤防が決壊する恐れがあるんじゃないかと心配、不安になるのは、これはもつともなことだと思いますが、築堤を改修し、復旧するためには、これ、災害復旧事業での対応となりまして、現状の被災状況では、ちょっと災害復旧事業というものを見入するというのは、困難ということございます。

また、左岸堤の漏水への対応につきましては、

堤防からの漏水箇所は、先の現地確認では確認されておりませんので、再度、市、高知県とで現地を確認し、調査したいと考えております。

また、この際にも、地元のご協力を願いしたいというふうに思っております。

いずれにしましても、中筋川流域の洪水対策は、非常に重要な課題でございます。洪水被害を軽減さすためにも、できることから早急に対応していただくよう、関係機関に強く要請しております。

先ほど、中筋川のしゅんせつ関係、これ、しゅんせつと申してよろしいでしょうか。これにつきましては、県の河川管理区域でも、国の河川管理区域でも、我々には、余り、地元にとっては関係ございません。したがって、できるところでやつていただきたいという姿勢から、国に対して、県がお金がないというふうなことを申しておりますので、国へも要望してまいりましたし、そして、県にも要望してまいっております。

こういったことを、できることからポンプ場の稼動が18年完成ではございますけど、こういった、できることを一つずつやつていただきたいということで、国、県へ要望を出しております。

それから、雁が池の上流の水門から逆流して、下流の水門へ出てるというふうなことについては、これはやはり、原因、ちゃんと究明しなきゃいけないと思います。これは、県と、やっぱり国とかと話しました関係で、そのことについて、要望もしてまいりたいと、このように思っております。

それから、最後に、最後にというよりも、この関係の最後でございますが、ダムの効用はないんだということでの見解を伺うということでございますが、既に中筋川と坂本ダムはでき上がっております。これを壊せということには、

なかなかちょっとならないと思います。

このでき上がったダムにつきましては、ぜひ、活用していかなければいけない。そしてまた、運用、先ほどの運用規定のお話も、後の坂本ダムのところで出てきておりますが、運用の、我々、宿毛市にとって、運用、きちんとした運用をやっていただきたい。杓子定規な形でなく、洪水の対策のときであるとか、日照りのときであるとか、そういったものについては、杓子定規なことでなくて、きちんとしたダムを活用することを、やっぱりしていかなければいけないのでないかなというふうに思っているわけでございます。

横瀬川ダムにつきましては、今、補償が全部終わった形で、これから、実施にかかるというふうな計画を聞いております。これについては、やはり、我々としては、本当にこのダムが、この洪水対策でいいのかどうか、今、中筋川ダムのある形で、こういった洪水が非常にふえているというふうな沖本議員からのご指摘でございます。横瀬川ダムにつきましても、このでき上がりによって、どういった効用がなされるのか、本当に中筋川の洪水がなくなるのか、そういうことも検証していかなければいけない問題だというふうに思っているわけでございます。

そして、次に、坂本ダムでございますが、これは、洪水調整と渇水対策と両方の使途と言いますか、効用があるんだということでございます。

今夏の渇水につきましては、異常に、宿毛市にとっては珍しいというふうな感じで、8月中旬になってもまとまった雨はなくて、松田川流域の、これは中手の水稻が出穂期を控えまして、一番、水を必要とする時期でございました。

特に、高田水利組合は、頭首工から直接、取水ができなかった。ポンプアップによって水をくみ上げるとか、そういったことの、しまして、

稻作を行っている方々は、大変、苦労されて、奥奈路とか橋上、高田の3水利組合が坂本ダム管理事務所へ、放水量をふやすことを要望しました。

市といたしましても、これ、異常渇水の対応としまして、8月15日に坂本ダム管理事務所へ放水量を増大していただきたいという旨の要求をしたところでございます。

坂本ダム管理事務所も、異常渇水による非常事態ということで、翌16日から放水量をふやしていただきまして、これは頭首工から直接取水できるようになったということでございます。

このような、今後、このような事態におきましては、市はもとより、水利組合とも連携を強化いたしまして、河川水位等に十分注意をしながら、農業用水の確保に努めるよう、早めに坂本ダム管理事務所との連携を強化していきたいと、このように思っておるところでございます。

学校給食の関係は、教育長の方からでよろしくございますか。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、10番、沖本議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食への地元産食材の活用について、お答えをいたします。

学校給食の食材につきましては、以前は、高知県学校給食会から多くの食材を購入してまいりましたが、平成12年度より、教育行政方針に掲げ、地場産品の積極的活用に努めているところでございます。

その取り組みとして、宿毛市内の地産米を、全量、年間約28トン、高知はた農業協同組合より納入しております。

また、水産振興策として、市内のキビナゴ、ブリ、カツオ、サバ等、使用しているところであります。

デザートは、市内のミカン、ポンカン、ブドウ、ニイタカナシを使用しております。

また、ご指摘の野菜類については、現在、宿毛青果食品組合9業者より、納入しております。

その中には、でき得る限り、市内の農産物をお願いしており、キュウリ、ブロッコリー、ネギ、オクラ、ダイコンなどを活用しております。

当センターのように、1日約2,400食を提供する県下最大規模の食数であり、食材確保等のため、1カ月前には、献立作成、3週間前には食材を発注する必要がありますので、野菜等については、生産者グループ等が一定の品物を確保できるかどうかという問題がございます。

例えば、宿毛青果食品組合へ生産者グループが納入する方法も考えられます。

いずれにしましても、今後、食育基本法も施行されましたので、宿毛市地産地消推進協議会でも、検討のお願いをしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質問をいたします。

市長の方から、まず、観光開発公社の質問について、お答えをいただいたわけでございますけれども、一番、私がここで質問をした大きな目的である、かつての8,200万円あり、それをさまざまな形で返済をし続けてきている、きた部分もあって、現在は6,240万ですか、短期借り入れのみなっているわけでございますけれども、当時は短期、長期の借入金という形で8,179万でしたかね、あったと思うんですけども、それは、長期については、その後もずっと観光開発公社は支払いを続けて、不正な借り入れであったわけすけれども、毎月毎月返済をし続けた経緯があります。

それはまあ、結局、公社の累積赤字という形で姿を変えて、現在も残っている形にはなって

いるんではないかと思うわけでございますけれども、今後、この、具体的に市長は答弁されなかつたわけでございますが、累積債務について、どういう対応をするのかということが、一番大きなポイントになります。

それが、例えば今、国の指針などでは、この第三セクターに対しては、安易な貸付や、あるいは融資、こういうものは、もう行政はしてはならないと。場合によっては、その団体に対して、閉鎖するなり、廃業をさすべきであるというふうなのが、去年の、16年の国の指針にも明らかになっているわけでございますが、この観光開発公社というのは、100パーセント、80万円の出資でございますけれども、宿毛市の出資だけが出資した公社と、法人ということで、その辺の債務の、廃業した場合に責任がどういう形で宿毛市に、行政にかかわってくるのか、その辺が、私どももまだ、よく、例えば訴訟等になって、債務返済を求められた場合に、そういう、実際にどういう形になるのか、そういう判例もあるかもしれませんし、その辺のところ、私もよく研究していないわけでございますが、その辺の法的な位置づけについて、答弁をしていただきたいなというふうに思います。

特に、土佐横浪ですかね、県の観光開発公社が委託運営していたところが、ずっと11億数千万円の負債で廃業したという形になったときにも、県の方に、監査請求が出まして、それに対して、監査委員会からは、それに対する債務保証もしていない、損失補償もしていないんだから、これについて、公的な資金を投入することは避けるべきだという、きちんとした意見書も出されております。

ただ、私は、これもそういう市と公社、観光開発公社と宿毛市の場合の関係というのは、商法上、十分理解できていない部分がありますので、先ほど申しましたような形での対応を、ど

ういうことになるのかということの答弁をいただきたいと思います。

それで、私は、前にも「椰子」問題のときに質問をしたことがあるんですが、この不正な借り入れの融資が、観光開発公社の全くの不正だけによって発生したのか、それとも、この融資先である2つの銀行に瑕疵はなかったのかということについて、質問した経緯もあるわけでございますけれども、そのときには、十分な答弁はいただいておりませんでした。

例えば、ある銀行から長期借り入れをしたときには、公社の理事会議決というものがないので、結局は、当時の市長の連帯保証人という形で借り入れを起こしたと、いう形。これについても、銀行側は、明らかに「椰子」の経営に異常が生じていると。まともな形での融資ではないということは、気づいていたというふうに思うんですが、しかし、この銀行については、先ほど言いましたように、既に元利償還終わっているわけでございますので、とやかく言うことはできません。

そして、もう1つの銀行があるんですが、ここからは、かつては長期も借りていた経緯があり、現在の短期の借入金が残っている銀行なんですが、この銀行からの融資を受けるときには、この銀行用の決算書を、偽造した決算書、これを提出をし、そして理事会議決の短期借入金の最高限度額、ここを偽造をして、その銀行から借り入れをしていたと。銀行を信用させて、融資をさせたということになっているんですが、私が、ずっと前の資料でございましたけれども、やはり、何か銀行にとっても、一定、「椰子」の運営状態について、気がつきながら貸し出しを継続した節があるのでないかというふうな思いが募りまして、ここ何日間、ちょっと、かつての決算書をずっと調べてみました。

そしたら、やはり、至るところに、金額が、

貸し方、借り方の金額が合わないとか、トータルが合わないとか、いうふうな箇所が、随所に見受けられました。

そして、平成4年から7年の間の決算書があるわけでございますが、それぞれ、その年に偽造をしながら、銀行から借り入れを起こしたわけでございますが、その間に、いわゆる損失と言いますか、いわゆる欠損金ですね。これが平成8年度の借り入れのときには、トータル5,000万円という決算書がありました。そして、平成9年の時点でそうなってたんですが、平成7年のときには、何と、「椰子」の営業収入は、1億6,500万くらいの総売上があったんですが、この年の決算書による欠損金は、1,500万円、こういう、決算書になっているわけですが。売上の1割近くはどこに行ったかわからない。いわゆる、使用料が入らない。理由があつて入らないということになっているんでしきょうけれども、そういう異常な内容の決算書が、銀行に提出をされ、それで融資を受けていた、いう形になるわけです。

ですから、私はやはり、この対銀行との関係においても、これは銀行としても、融資するにおける、特に公社いう形にあるわけで、社会的な責任もあり、あるいは、一銀行としても、当然、このような形を見過ごしながら、見過ごしたといえば、それはまた別のところで問題も出てくると思うんですけども、問題を抱えながら、融資している経緯があるのでないかというふうに、私は今回、感じました。

ですから、今後、そういう形で宿毛市の方に返済を求められているということでございますけれども、やはり、そういう融資の実態について、もう一度再確認をして、実際、どういう形でこの借り入れが起こされ、そして向こうが融資を決定したのかということについて、検討をしていただきたい。このことを執行部の方で、

そのことについての再検討をするということを  
求めたいと思うんですけれども、そのことについてご答弁をいただきたいと思います。

続きまして、山田川の堤防の補強、こういう形で書いているわけでございますけれども、毎年、毎回毎回、洪水が頻発しております。私は、今回は、9月議会はちょっとその水位計の設置もして、詳しいデータが出るであろうから、お休みしようかと思っていた矢先、また14号台風ということが発生いたしまして、また新たな事実等も明らかになる中で、やはり、地区の人たちが、大変この問題について、強い考えを持っております。

ですから、私は、そのようにところで、市長が先ほど、ダムについても今後、新たにつくられるダムについては、本当にこの地域の洪水のために役に立つかどうか、この辺の検証という言葉を使っていただいたのですが、ぜひとも厳格にやっていただきたいと思います。

今、計画が進んでいるからということは、これはそれこそ何十年前の計画に基づいて、横瀬川ダムの建設が始まっているわけでございますので、現実に横瀬川ダムができて、このような事態になっている。さらに、ここから中筋川ダムができたということになっている。ここに、さらに横瀬川ダムができたときにどうなるのか、私は、先ほど、中平議員が港湾の問題で質問をいたしました。やはりこういうものができたら、波はこうなる。こういうところに塩害が発生する、非常に詳しいデータを、数値を計算をしながら、私はこのような計画がつくられるんではないかと思うんですけれども。

中筋川ダムに関しても、全く、確かに、何回も言います。洪水時における河川水位を下げるのこと、このことについては、有効な部分がたくさんあるということは、私も認めます。しかし、実際、100年に1回起こるであろうとして建

設したあの中筋川ダムが、わずか60%もたまっていない中で、堤防は越水するわ、内水は浸かるわ、国道は30数時間も通行止めになる。しかも、あこに県民病院があります。この県民病院に行く道がなくなる。こういう現実を、私は厳しく見て、これに対する対処は生半可な形に、私はすべきではないと思います。

市としても、市道の嵩上げとか、いろんな方向の検討も、今後、していただける部分は、当然、出てくると思うんですけれども、まず、こういう緊急時、県民病院に入るルートをきちんと確保すること、どんな形の災害が起こるかわからない、それに備えて、今、大変多くの皆さん方が、いろんな形でこの防災対策をとっているときに、肝心かなめのこの国や県のそういう施策の関係の中で、救急患者を病院に運ぶことができない、これはどれだけ多くの被災者がいるかもわからない、そういう時点において、これは津波のことと大洪水のことは違うわけでございますけれども、私はそういうところを強く認識をして、市長の方も、どんどんそういう認識強めていただいているとは思うわけですけれども、私は、このことを再度、毎回の議会でやっぱり求めていくということで、今回も質問をさせていただいたわけでございますけれども。

先ほどのダムの検証という点について、市長の、もう少し踏み込んだ考えがあれば、私は今の横瀬川ダムの計画というのは、もう既にできて、どういうものをつくるとか、どういう構造になっているということはわかっているのですが、果たしてこれでいいのかどうなのか、国や県のものですけれども、その被害を受けたり、また役にたつのは地域の住民ですから、そのことを一番大事にした考え方、取り組みをしていただきたいというふうに思います。

続いて、また、ダムの話ばかりになるんですが、坂本ダムのことについても、質問をいた

しました。

私は、ここに坂本ダムのパンフレットがございます。相当古いもんなんですけれども、ここの中に、ダムの目的というものが明確に書かれております。

ちょっと慌ててるので、確認できないのですけれども、いわゆる、このダムの働きとして、坂本ダムは洪水調節と洪水の正常な機能の維持、そして発電を目的としているということが書かれてます。しかし、この発電というのは、最初の洪水調節と流水の正常な機能の維持の事業が確定をしてから参入した事業です。

ですから、発電は、あくまでも河川維持用水に準ずると。この、いわゆる管理をしていく中で、その水を利用すると。発電のために放流するのではないということが明確にここに書かれております。

貯水池には、発電のための特定貯水容量を設けず、河川維持用水の放流水で発電する従属発電方式と言います、いう形になってます。

今回、ずっと調べてみたら、約、水位は1メートルぐらいまでは下げていたそうですね。特に15日ごろの市の方からの申し入れ等もあって、放流水を急に下げたのではないかと思うんですが、しかし、実際、松田川の下流の渇水状況は、8月に入ってから、すぐに起こっているんです。

こういう状況を、どのようにダムは河川維持用水として、満々とためた水を放流するシステムをとってなかつたのか。あの水は、ほかの目的にはなりません。利水の目的はないんですから。

実際、今の中筋川ダムもないわけですけれども、ためているだけで。

そういう現実の中で、実際、ダムの構造上から見たら、河川維持用水の容量は、あの排水の横にある大きな穴から5メートル下ほどまで、

河川維持用水として使用できる利水用量です。あとは、これは100年後には砂がたまるであろう、利用しない水だ。いわゆる、できない水だということで、早明浦ダムでも100パーセント、ゼロパーセントになったけれども、まだその放流できるという根拠は、そういうところにあるわけでございますけれども。

こういうことがありながら、放流をしていないということがありますので、私はもう少し、今後、人為的に要請があつて放流するとかどうじやなくて、これだけの流量になれば、ダムは放流しますよというシステムはあって当然だし、なかつて不思議だと思うんです。

地区長さんや農業者が管理事務所に行って、何とか排水してくれませんかといって排水するようなダムではないんです。

そのようなことを、やっぱり私は、宿毛市の行政として、きちんとした対応をしていくこと、これがやっぱり、今回のああいう事態を招いたんだと思います。

河戸堰については、また12月には、別の形での質問がきちんとされると思うんですけれども、私は、ここにおける用水不足、これについても構造だけではなくて、ダムの影響等も、私はうちにひそんでいるものがあるというふうに思いますけれども、このことについては、きょうは、当然、触れるつもりはございません。

そのような、非常に大きな形、課題を残した坂本ダムの管理運営の状況ではないかと思います。

そのような点について、実際、そういう管理システムがあるのかないのか、その辺についてもお答えをいただければなというふうに思います。

学校給食の取り組みについては、それぞれ理由があることも、私はわかります。しかし、言ったように、1カ月単位でその献立をつくると

いうことも、当然わかります。しかし、そういう季節によって取れる野菜というのも、限られているわけですから、そういうところに焦点を当てて、地域で取れる、そういうお年寄りの皆さんのが一生懸命頑張ってつくっている野菜を、それを生産者の名前も書き、こういう地域でつくれたという説明もしながら、子どもたちとの触れ合いになる、そういう形で取り組んでいただきたい。

それについての対応については、いろんな形で対応が考えられるという、納品業者等のルートを含めまして、そういう形が今後、検討していくというお答えをいただいたんですけれども、積極的に今の取り組みについて、さらに進めた取り組みをしていただきたいと思います。

答弁は、この件については求めませんが、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁を求めます。

○議長（岡村佳忠君） この際、10番沖本年男君の質問に対する答弁保留のまま、15分間休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

----- · ----- · -----

午後 3時10分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番沖本年男君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初に公社の債務処理ということでございますが、法的な位置づけ、これはいろいろな、市の弁護士とも最終的には相談しなきやいけないことだとは思いますが、民間で申しましたら、1つの会社が潰れれば、出資者が出資比率に応じた形での債務弁償を図るというのが通

常でございます。

ただ、行政の団体でございますので、どういった形をとるのが最適であるか。そしてまた、沖本議員が先ほどおっしゃいました3セクの債権債務の整理についてということで、平成15年12月に総務省自治財政局長通知がございます。それは、出資比率に応じて弁済すべきというふうな形のものがございます。そういったものに照らし合せた形で、この公社がもし廃止ということになりましたら、そういったことを、法律にのっとった形でたんたんと処理していくかなきやいけないというふうに思っているところでございます。

それから、2点目に、貸した側に責任はないのかというお話でございます。これは、当時の融資の実態をよく見てということでございますが、これ、私自身、ここで答弁ということよりも、今までの議論で、これはある程度、当時に決着すべきことではなかったかなという判断を、私自身思っております。今、ここでの議論にはなじまないんじゃないのかなというふうなことでございます。

それから、ダムの実態でございますが、これ、私自身も本当に、ダムの全体像というものをまだ把握していない部分もございます。これは、自分なりに、ぜひダムのこれからダムを含めまして、自分なりの勉強、再勉強をしていきたいというふうに考えておりますし、また、山田地域、平田地域の洪水に対しましては、非常に憂慮しております。沖本議員おっしゃったように、けんみん病院が孤立をしておりました。我々も、けんみん病院に、あのとき近づいては行けませんでした。そういう関係もございまして、何らかの、やっぱり対策を立てて、道を嵩上げするだとか、いろんな方法が、何らかあると思います。

これは、国道でもござりますし、また県道で

もございますし、市道もございます。そういう形で、けんみん病院への連絡路の確保というものについては、また土木の方の技術と打ち合わせをしてまいりたいと、このように思っております。

それから、坂本ダムの管理システムということでございますけれども、これ、管理システムの有無ということでございます。これは、多分、あるとは思います。私、ちょっと手元には持っておりますが、これにつきましては、ダムの方とも連絡調整を、先ほど申しましたように、連絡を、連携を強化していかなきやいけないというふうにも思っています。

そのために、ダムに限らず、道路の国道事務所であるとか、そしてまた、宿毛の土木事務所であるとか、そういった国と県との連携強化ということで、国、県、市のハードの部分の連絡会議も設けております。

そういったところでも、どしどしこういったことについて、発言もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 再質問をいたします。

まず、公社の問題についてですけれども、今後の公社のなりゆきの中で、検討されているようでございます。特に、「椰子」については、もう公社は手を引くということが決まりましたけれども、そのゴルフパークとの関係もあって、そちらには新たな指定管理者があらわれてないということなどもあって、そちらとの対応をして、一定、この公社、このまま残していく方向もあり得るという形になっているとはお聞きしたわけでございますけれども。

ただ私、先ほど言いました、貸し手の銀行の責任について、やはり何らかの市としての見解をすべきではないかということについては、か

つてのこと、今はなじまないのではないかという答弁をいただいたんですが。

かつて、私は、議事録読んでいただければわかると思うんですが、このことについては、議会の中で、きちんとその対応を求めてきた経緯もございます。

ですから、私はやはり、これについては、時効とかどうとか、こういうことにはないと思うんですけども、やはり、そういう内容について、把握していくことは、私はこれは必要ではないかと。

資料もあるわけでございますし、私でも、こういう一定の形がわかるわけでございますから、それは市の方できちんと整理すれば、まだまだあの当時の不正借り入れ、あるいはそういう瑕疵のある融資のあり方というのが浮かび上がってくるかもしれません。

私は、それはやはり、今だから、もう済んだことだということではなくて、その債務を、場合によったら、今後は全額、宿毛市が補償していかなければならない可能性すらあると。法的根拠の中で、そういうことが想定もされているわけでございまして、宮本議員の質問にありました学校教育予算等の関係でも、非常に今後のそういう予算についての窮屈した内容が示されているわけでございますが、ここに来て、さらにこのような1億円近くにもなるそのような返済をしていくことになると、どれだけ宿毛市民に与える影響が大きいのか、私はこのことを理解をしていただきたい。

そして、やはり、銀行の方と、いわゆる詳しい内容まで、私もわかりませんけれども、銀行の貸し出し規定というのは、内部規定、当然あるわけでございますから、そういう形の中で、そういう問題はなかったのか。

これは、いわゆる公的な形の中で、監査もできることでございますし、これはまだ、不明な

ところも、きちんと対応できないところもあると思うんですが、宿毛市として、こういうものはきちんと確認をしているという形で、私は銀行の方と再度、受身になるだけではなくて、やはり、そういう問題も、責任も貸し手の方にはあるんじゃないかという形の、私は対応も可能な証拠があると、いうふうに私は思いますので、ぜひとも対応をしていただきたいというふうに思います。

ダムについての全体像がわからないという市長の答弁もございました。まだまだ、いろんな機能を持つダムがある。あるいは、いろんな地域でも、多種多様なダムがつくられているんですけども、日本で一番大きなダムになるといわれてました九州の川辺川ダム、ここも結局、30年、40年前から計画し、多大な予算を国は執行してきたわけでございますけれども、ここに至って、事実上、これはやめざるを得ない、そういう状況にもなっております。

私はそういう点で、きちんとした検証を、今の時点で、行政としてしていただきたい、そういうものがない中での、そのままの計画があるから、横瀬川ダムを推進をするということについては、私は市民のために、あるいはまた、今後、洪水また受けるかもしれない地域住民のために、私は体を張ってこれを守っていく、検証していく、こういう立場を市長はとっていただきたいと思います。

坂本ダムの管理について、システムについては、今のところ、手元にないということでございます。いずれ、これがなかったら管理できないわけでございますので、早急にこれを入手していただいて、ここに宿毛市がどういう形でかかわっていけるのかということを、きちんと協議をしていただきたいと思います。

特に、県や国と市との関係というのは、いつもこのような形で後手後手に発生をしている。

振り返って、協議をしていかなければならぬという答弁は出るわけでございます。なかなか先に進むについて、気がつくのも難しいわけでございますけれども、やはり、このことは、ダムをあこに設置した当時の地権者の説明であったり、あるいは、下流の人たちは、坂本ダムの建設については、反対しても権限がないということで、全く取り上げてくれなかつたんです。

かつて、川にダムを建設するときに、現在は環境権とか、下流の人たち、中筋川でも流域委員会、こういう形での地域の住民の皆さん 의견を聞いて、ダムを建設すると、あるいは運営していくということが一定、行われているんですが、坂本ダムに限っては、いわゆる、あそこの水利権、松田川漁協の組合に対しての漁業補償、これがすべての合意を得る手段でありまして、下流の水がどれ程汚れようが、あるいはどれ程減水しようが、そういう形でダムができることによって、発生するであろうことについて、口を挟む余地はない形で、坂本ダムは建設された。悪い言葉で言うとですよ、そういう経緯があるわけでございますので、私は、こういうときにこそ、役に立つダムだということを、ぜひともことしの8月なんかに示していただきました。

ところが、またここに来て、そういうものが十分機能しなかった。これは、逆の中筋川ダムの東部の洪水と、同じ逆のパターンですけれども、同じことが繰り返させている実態があるわけでございまして、そもそも、ダムの建設というのが、地域のことではなくて、国の施策による大手ゼネコンのそういう仕事をつくっていくという大前提の、大きな、かつてのそういう政治の流れがあったわけですけれども、そういうものは途絶えた中でも、まだその残物が残っている。そういう事業が進んでいるという実態、これをやっぱり市長が、こうして新しく誕生し

た中で、地域住民という立場をきちんと重視した対応を、ダムの今後の維持管理、そして横瀬川ダムの建設については、検証でき、そしてそれを地域の皆さんとの合意を得て進めていくということを、ぜひとも強めていただきたいと思います。

若干、最初の方の質問がありますので、公社の問題、答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再々質問にお答え申し上げます。

貸し手側の、公社に対する貸し手側の責任というものが、私自身も別に追及できればいいとは思います。その中で、先ほど、済んだことというふうには言っておりませんので。これは、その当時議論して、決着すべき問題であるというふうに、私は発言したつもりでございます。

これは、本当に公社が、例えば解散するとななりましたら、これ、公社と銀行間という形に、一応、なっておりますので、この後始末の時点で、いろんな、法的な問題というものは、もちろん、これはどういった経緯でしなきゃいけない、もし宿毛市が負担しなきゃいけないということになりましたときには、これはきちんとした、以前の問題からさかのぼった形で、これがこうである事実関係を、やっぱり把握した上での出費というふうな形になろうかと思います。

これは、ただ100パーセント公社に対して、これは宿毛市が出資しておる公社でございます。そのことも踏まえまして、問題をきちんと皆さんに説明できる形で始末をつけていかなければいけないと、こんなふうには思っておるところでございます。

それから、ダム関係あります。沖本議員のおっしゃるとおりのところもあります。これは、国の、先ほど申しましたように、もう1回申し上げますと、国と県と、やっぱり市と、これ、

我々の地域の中での国であり、県でありますから、どういった形で、どういったことが行われていることについては、宿毛市としても、把握をきちんしなきゃいけないというふうに思っております。

先ほど申しました、定例的な会合もやっております。そういったところでも言うべきことは言う。そして、これから連携しなきゃいけない。日常的にやらなきゃいけないことについては、ぜひ、このことについても国、県にも申していくといいと、このように思っておりますので、どうぞご了解も願いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、一般質問を行います。

宿毛市の活性化について、3点にわたって質問いたします。

2007年を境に、日本の人口は年々減少に転じるといわれておりますが、高知県は、全国トップクラスの過疎化の進んだ県であり、本市でも少子高齢化が急速に進みつつあります。

若者が就労できる仕事が少なく、若い世代は都会に流れ、地域社会に活力を生み出すエネルギーが弱くなってきております。企業誘致や、宿毛湾港の利活用もなかなか見通しがたたない現状を見るとき、市長は、どのようにして宿毛市を元気都市として活性化させていくのか、お聞きしたいと思います。

現在、実施している各種イベントに対して、絶えず内容の見直しをするとともに、新しい発想で、より充実した、魅力あるイベントを構築する必要があると考えます。

そこで、提案の1つ目は、松田川河口を利用して、宿毛湾立て干し網の行事と、松田川や伊与野川の河口にアサリの放流を行って、昔の潮干狩りを復活させるならば、市の内外から、家族ぐるみや老若男女を問わず、大勢の人が本市

を訪れるることは間違いないと思います。

地域を活性化させるためには、人の流れ、物の流れを活発にさせなければなりません。このことは、先進地の成功している地域を見れば、よくわかるはずであります。

自然と歴史・文化、人情にあふれた本市を、いかに魅力あるまちづくりをしていくか。官民が一体となって取り組まなければならない課題であります。市長のご見解を伺います。

2つ目は、浜口庫之助の出身地である宿毛を、広く全国にアピールするため、いわゆる浜庫をテーマにした記念コンサートの開催を目標に、例えば3月の観光開きに合わせ、浜庫作品の曲の演奏や、カラオケ大会を道の駅「サニーサイドパーク」の野外ステージで開催すれば、郷土が生んだ、偉大な作曲家を宣揚することにもなると思います。

記念館など、箱物をつくるとなれば、莫大な予算も必要になりますが、ソフト面でイベントを継続して実施していくば、必ず、観光面でも効果が出てくると確信いたします。

2点目は、インターネットライブカメラの設置についてであります。

だれもが感じていることでしょうが、本市の観光資源を考えたとき、周辺の地域に比べ、残念ながら、全国ブランドとして観光の目玉になるものもなく、宿毛は旅行者や観光客にとって、単なる通過点にすぎなかつかもわかりません。

私は、これまで、宿毛湾の冬の風物詩である「ダルマタ日」は、日本一の壮大な自然のドラマであるとの思いから、「ダルマタ日」の大型看板の設置を初め、夕日の沈む時刻表、「ダルマタ日写真コンテスト」等々の実施などを提案してまいりました。

これまでの取り組みが功を奏する中で、日本の夕日百選の認定を受けるなど、全国へ向けて、本市観光資源としての重要な地位を占めつつあ

ることは、大変喜ばしく、関係者の皆様の努力に経緯を表したいと思います。

今後とも、貴重な観光資源である「ダルマタ日」を初め、宿毛の自然を積極的に売り出すために、宿毛湾が一望できる国民宿舎「椰子」の展望棟にインターネットライブカメラを設置することにより、四季の宿毛湾の移り変わる様子や、冬の「ダルマタ日」の沈み行く姿がリアルタイムで放映されることになれば、インターネットを通して、全国に発信されるわけで、遠方でなかなか宿毛に来られない人も、やがては本物の「ダルマタ日」に出会いたいと思う人も出てくるはずです。

豪華客船の出入港風景なども放映されれば、さらに観光面での効果が倍増されるのではないかでしょうか。

そして、台風来襲時の宿毛湾の状況や、近い将来発生が心配される南海地震、津波の対策の一環として、防災情報の上からもメリットが大きいと考えますが、市長の見解をお伺いします。

3点目は、海外の港湾都市との交流について、お聞きします。

宿毛湾港の供用開始から3年がたちましたが、これまで、豪華客船の寄港、貨物船や自衛艦、巡視船等々の入港に限られ、重要湾港としての利活用が余りにも少ない現状にあります。

幸いにも現在、念願であった防波堤工事が着々と進められ、一次、二次の工事が完了すれば、重要湾港としての機能が飛躍的に増すであろうことは、疑いの余地はありません。

これからは、国内のみならず、国際ターミナル港も視野に入れながら、宿毛湾港を発展させていくには、産業、経済面にとどまらず、観光面についても、力を入れていくべきではないかと考えます。

先日、市長は中国の青島へ視察に行かれたと聞いておりますが、青島訪問の感想を含め、海

外、特に東南アジア、東アジアの港湾都市との姉妹都市交流についての構想なり、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

2番目は、ごみの収集体制についてお尋ねいたします。

本市でのごみの収集体制については、平成14年第2回定例会での一般質問でも取り上げました。ごみはできるだけ減らさなければならぬと思いますが、それでも、ごみはふえ続けており、いかに生活ごみを減らし、資源ごみは再利用、再使用していくかは、自治体にとっても、各家庭にとっても大きな課題であります。

今回は、家庭ごみの収集体制について質問いたします。

ごみは資源ごみと家庭ごみとに大別して、市内を4ブロックごとに曜日を定めて収集されておりますが、年間を通じて、収集日が祝祭日と重なった場合、最長7日間もごみを家庭で保管しなければならないわけであります。

特に、生ごみは、暑い時期には悪臭が発生し、衛生的にもよくありません。違法とは知りながらも、こうした家庭ごみを収集されない祝祭日に、こっそりと出している例があちこちで見受けられます。

ちなみに、この3年間で祝祭日が重なっている曜日で、一番多いのが月曜日で16日、火曜日8日、木曜5日、金曜日が5日で、月曜と木曜の収集日に当たる地域は21日、火曜と金曜の地域は13日となっており、祝祭日と重なっている曜日で圧倒的に多いのが月曜日であります。

月木収集日の地域では、家庭ごみの処理に困っているのが現状であります。

昨年は9月の第4週に月曜と木曜が、いずれも祝祭日と重なりましたが、環境課、清掃公社の特別措置により、休日収集が実現でき、大変喜ばれましたが、現行のごみ収集体制を、再度

見直す考えはないか、お伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の一般質問にお答え申し上げます。

最初に、観光の関係でございます。いろいろな人の交流をふやすということから、交流人口、流動人口の増加策についての、本当に具体的なよい提言をいただきましてありがとうございます。

まず、最初に、宿毛市の市民の皆様が、このまちでいかに楽しく暮らせるかということが、一番大切なことだというふうに、私自身は思つておりまして、こういったまちであれば、必ずよそからも訪れる人たちが、楽しく過ごせるのではないかと、そういうことで、具体的なご提言も、このように、立て干し網だとか、アサリだとか、そういった形でいただいたわけでございますし、また、浜口庫之助のコンサートであるとか。これ、浜口庫之助さんは、もうお亡くなりになりましたが、実は、東京宿毛会の会長さんから、浜口庫之助さんのCDというものを、私、1個預かりまして、これ、いろんな有名な歌手の方が歌ったり、ご自身も歌ったり、それから、作詞作曲やっているということで、全部で2,000曲ぐらいあるそうでございますね。

そういうことをお聞きしまして、この宿毛市も、浜口庫之助を生かしたことをやれというふうなご提言もいただいておりまして、まさに菊地議員の今のおっしゃることと同じことを、東京の方からいただいております。

これを何とか生かしたいなという気持ちも、今、あります。そういうことも申し上げておきたいわけでございます。

お隣の四万十市であるとか、土佐清水に比べますと、やっぱり、確たる観光地というものには、どうしても乏しいわけでございまして、ま

まだ宿毛市にも県下唯一の離島であります沖の島、これ行った方は、やはり柏島も全国に売れておりますけれども、非常に、沖の島に行かれた方は、非常にいい島であるということで。

というのが、離島もほとんど開発行為がたくさんなされておりますが、あんまり開発行為なされてないという、変な形でかもしれません、非常に自然の残ったいいところだというふうな評価を受けておるわけでございますし、また、川の方でも、出井の廻穴だとか、そういったものが非常に、珍しいんですが、まだ売り切れていないというのが実情であろうかなというふうに思います。

それから、各種イベントの開催につきましても、市民の皆様が、憩いであるとか、潤いといったものを実感していただくといったようなことで、当該イベントが市内外にちょっと、誇れるようなものというふうなことに持つていかなきや、いろいろなイベントがございますが、やはりその再構築についても、やっぱり考えるところもあるというふうに、私自身を感じております。

それからまた、豪華客船がたまに来ていただきます。これは、多くの市民の皆様が、入港のときには歓迎をしていただき、また出港のときには、非常に歓送をしていただくということで、この乗客の方々から、いろんな手紙で、宿毛湾港に着いてよかったです。

もちろん、四万十川とか足摺岬へ、バスで、ツアーデ行っているわけでございますけど、宿毛湾港の、宿毛市民の方々のおもてなしの心で歓迎をしていただいたことに対して、非常に印象に残っている。そっちの方が、非常残っているというふうなことで、感謝の手紙もいただいている状況でございます。

やはり、この宿毛市はすばらしい自然であるとか、歴史ももちろんございます。また、市民

の方々が、やはりおもてなしの心というものを、やっぱり一番大切にしていただいております。

そういう当市でございますので、これから交流人口、これからふやす。それから、流動人口の増加をふやすという意味からも、これ以上に増して、官民で共同体制というものをつくって、既存イベントも、どういった形が一番いいのか、というふうなことも、みんなで考えながら、そしてまた、菊地議員からのご提言も賜りましたこともあります、これを実現可能なものから対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、次に、インターネットライブカメラの設置ということでございます。「ダルマタ日」も、非常に菊地議員からもいろんなご提言をいたしたりして、そのイベントの開催も実現もされております。そういったことにありまして、徐々に徐々に、その知名度、宿毛の「ダルマタ日」というものが、近頃は「ダルマ朝日」だとかいうふうに言っておりますけれども、これが宿毛の原点、「ダルマタ日」は宿毛であるというふうなことが、皆さんのがんだんだん周知したというところもございます。

そういったものをやっぱり、売るということは、大切なことでございますので、このインターネットライブカメラですか、リアルタイムで映すわけですね。そういったものがあれば、非常にこれは、もっと多く、ホームページにそれをつないで、全国発信できるという、いわゆる動画的にできるということでございますが、非常によいご提言でございます。これは、技術的なこともございます。また、予算的なこともございますので、そんな中での実現の可能性というものを検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくまた、ご協力の方もお願ひしたいと思います。

それから、宿毛市の活性化ということで、外

国との交流というふうなこともございました。残念ながら、まだ、宿毛市は外国との姉妹提携都市だとか、国内にも、姉妹提携はございません。

先ほど、午前中の答弁ですか、ありましたように、小松市に議員の方々も行っていただいたり、小松との強いつながりができつつあります。そういった中で、人と物の交流がきちんとできて、頻繁にできるようになれば、また国内の姉妹提携というものもありますし、それがまた、外国におきましても、先ほど、菊地議員おっしゃいましたように、私自身も青島港へ行ってまいりました。

これは、国土交通省の港湾局の技術参事官と、海岸防災課長、それから、高知港工事事務所所長と、それから衆議院議員の山本有二先生の方からお話がございまして、ぜひ、宿毛湾港の売りのためにも、宿毛市長も一緒に行けというふうな話がございまして、中国語、私、しゃべれないわけですけれども、一緒に参ってきました。

青島は、行かれた方はご存じかと思います。私は初めて行ったんですが、ドイツの、昔、租借地だったということで、ドイツの方々が暮らしてたような、石でつくった家が多くて、今、北京オリンピックを控えて、古いところが徐々に、新しい町に変わりつつあるということで、人口が700万とかいう大きな市でございまして、全然、その規模においては、宿毛市とは比較にならないようなところでございますけれども、非常に、ちょっと貧富の差は激しいんですが、別荘地であるとか、中国大陸、大きいものですから、海水浴客、海に面しております。海水浴客が1日で30万人来ると、そういうふうな交流人口のあるところでございます。

また、これから北京オリンピックのヨットかの会場になっているそうでございまして、これから、また整備がどんどんどんなされると

いうふうなことでございます。

それで、宿毛市出身の方が、あちらで造船会社を経営をしておりまして、非常に安く船ができるというふうな、労働力が安いというものですから、そういったことで、安くできる。そしてまた、その船を日本に持ち込んで売っているというふうなことでございます。

そういうような状況がございまして、青島港へ行ってまいったわけでございますが、具体的には、あちらの市の、日本でいえば商工会議所の会頭さんという方とか、共産党の幹部の方とか、そういった方々、副市長さんも出てこられまして、お話し、懇談会をさせていただきまして、大きな港ですけど、そういう、これは神戸とか横浜よりも大きな港でございました。24時間体制で働いているところで、港が活気づいておりましたところでございまして、同じような貨物は、とても宿毛湾港にはないわけでございますけど、山本有二先生との話の中で、例えば、土の、土のと申しますか、岩の家が非常に多いわけでございます。

木のぬくもりのある日本の家屋といったものを、推奨できるんじゃないかなということで、今、間伐材であるとか、国内と申しますか、高知県にも間伐材がいっぱいございます。そういったものを、こちらの港から、宿毛から出したらどうかという話と、それから、具体的に、私の部屋に、今ありますが、あちらの方から、大理石が安いということでございまして、大理石の見本をわざわざ、石を持って帰ったわけでございますけど、これまた、市長室にありますので、ごらんになっていただければいいんですが、中国からは、そういった大理石を輸入してきたりというふうなことも、具体的に提言がございました。

そういったことでの青島の訪問をしてきたという報告をさせていただきます。

いずれにしましても、先ほど、中平議員からも、湾港の振興について、企業誘致ということもあり、そしてまた、それに伴うハードの防波堤整備ということもございます。そういったもの、完全な港にしなきゃいけないし、そして、企業誘致もしなきゃいけない。いずれにしましても、産業を興さなきゃいけない、こういうことを身にしみて感じておりますし、よその港を見たときに、非常に、いろんなガントリークレーンであるとか、そういったものが、稼働率がよく稼動しております。

我々の港も、企業誘致を含めて、どういったものが外に向かって出せるか。この港を使って、そういうことについて、今回、いい勉強になつておりますので、人と物の交流をどんどん図れるような努力を、私どももしてまいりたいと、このように思っております。

それから、可燃ごみ等の収集でございます。菊地議員ご指摘のように、月曜日は可燃ごみ、祝日が、きのうもそうでした。非常に多いわけでございまして、月木の方は、これ、木曜日がまた祝日にでもなつたら、もう1週間、2週間来ないというふうな形になろうかと思いますので、これについては、週1回は必ず収集をしていかなきゃいけないということで、市の体制もとつておるところでございます。

あと、大量に発生した場合には、幡多クリンセンターに持ち込んでいただくとか、そしてまた、家で保管が困難な場合には、清掃公社において引き取りもいたします。これはもう、別に有料ではございませんので、こういった体制で対応していきたいというふうに思っております。

できるだけ、ごみが家庭の中に長期間ないような形のものは、今のご提言もございましたように、少し、清掃、環境課ともちょっと話をしてみたいと思っております。

どういった形ができるか、まだ具体的に何曜日と何曜日、こうしますというのはできませんが、その努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問をいたします。

ただいまの市長の答弁で、宿毛市の活性化につきまして、もう一度お聞きしたいと思います。

交流人口、流動人口をふやすため、幾つかの提言をさせてもらいました。そのうちの1番目の松田川河口での観光立て干し網の実施につきましては、具体的なお考えがなかったわけありますけど、ちょうど隣の、合併した愛南町、旧城辺、御荘町で有名な御荘湾立て干し網が、明治由来の伝統行事らしくて、全国的にも、大変知られておりまして、この、毎年、聞いてみると、1万5,000人前後の人人が、ほとんどが家族連れらしいんですね。ゴールデンウイークのときに、ちょうど大潮の、干潮のときに、また時期的にもいいわけですけれども、これをやりまして、大変な賑わいをしておるということで、地元の漁協、御荘町漁協、それから愛南町、御荘湾立て干し網実行委員会が主催となって、官民一体となって、この行事を、非常に力を入れて、今はもう、遠くは香川県の方からも、これを楽しみに、このイベントに参加しているということあります。

ちょうど、立地的に宿毛湾が向いているかどうかということも、前回も同じような質問しまして、調査をするという答弁でありましたけれども、この辺についても、やはり研究、実際に実地調査をして、可能性があるかどうかという

ことについても、また、わかりましたら発表いただきたいと思います。

そして、この愛南町でのこの立て干しにつきましては、アサリが1.5トン、約10万個、これを放流しております。タイやハマチが2,000匹。アジ等々が2万匹と、これだけ大量に漁協と連携をしまして、このイベントに、直前に放流をしているということです。

そして、いろいろ、家族のための楽しみとして、アサリに色をつけたものを、それをばらまいて、持ってきた人にはハマチを1匹あげるとか、いろんな楽しみを与えながら、しかも収支の採算がほとんど、とんとんぐらいでいけるような状況になっているということも聞いておりますので、もちろん、ボランティアによるこのイベントの準備等々が要りますが、それでも、全町あげてこの行事に力を注いでいるわけでございます。

宿毛も、このアサリの放流についても、これは可能ではないかと。徐々に、そういう取り組みをこれからやっていくべきではないか。一舉に、大量の稚貝を購入できないかもわかりませんが、今、潮干狩りの時期になつても、ほとんど貝を探っている人がいない。とれないから行かないわけで、せっかくの、これだけの自然があると言しながら、そういう実りあるものがどんどん減ってきていると、こういう、先ほど市長は、魅力あるまちづくり。まちであれば、おのずから、よそからも魅力を感じて人もふえてくる。入り込み客もふえてくると、こういうコンセプト言わされましたけれども、具体的に、そういう一つひとつの自然環境を再生しながら、昔は潮干狩りはもう当たり前に、みんなが自由に、家族連れで、友達同士で行つとったはずであります。それを、何とかそういう、もう一度復活ができないかということを、再度お聞きしたいと思います。

それから、愛南町が非常に、今、合併も終わりまして、その立て干し網のその次に、同じ5月22日に「愛南カツオフェア2005」ということで、3,000匹ですか、のカツオが、市価よりもはるかに安く売られて、もう行列、朝から行列があつて、またたく間にカツオが売り切れると。そのほかも経済効果、すごく、その周辺の特産品等も卖れたようでございます。

そのように、やはり今、大勢の人が集まって、楽しみが得られるような場所に、人は魅力を感じてやってくると思うんですね。

ただ、景色がいいという、それだけでは、なかなか人は来ないと。やっぱり、そういうものも、イベントとして再構築する必要があるんじゃないかな、こういう意味で提案をしたわけあります、この点の答弁も求めたいと思います。

それから、インターネットのライブカメラの設置につきましては、鹿児島県の輝北町、標高500メートルぐらいの、日本一星空のきれいな町ということで売り出している町らしいんですが、ここにインターネットを接続したライブカメラ、24時間ずっと、錦江湾、鹿児島の。桜島を見下ろす、そういう立地条件のもとに、鹿児島湾をしおっちゅう見ている。夕日が沈むのも、ライブで、リアルタイムで配信をしていくと、こういうことであります、費用設置につきましても、全部で、電源のLAN工事費等を含めましても、80万ちょっとでできたと。それから、維持費は、ほとんど故障がないので、今のところゼロであります。

そういう、費用対効果を考えても、これはインターネットライブカメラで、全国に発信ができるわけであります。

そして、先ほど言いましたように、台風のときの宿毛湾港の波の状況、あるいは南海地震もし起こった場合に、いち早く、カメラによってその湾の波の状態、それもつかむことができ

ます。

そういった、いろんな防災面から観光面から、また、流動人口をふやす意味からも、これは真剣に考えるべきではないか、このように思いますが、もう一度、この点につきまして、具体的に、予算の都合もあることはわかりますけれども、やはり、金がないからできないんでは、なかなか宿毛も元気にならないと、このように思いまして提案をしたわけであります。この点もご答弁を、もう一度お願ひしたいと思います。

それから、ごみの収集につきましては、先ほど、月曜日が特に祝日と重なる、これはもう、やむを得ないことでありますけれども、非常に、当該地区につきましては、皆さん、本当に困っております。これを何とか水曜日に、この体制的に、若干無理があるかもわかりませんが、水曜日のときにでも、状況に応じて収集していくとか、そのほか、クリーンセンターまで持つて行くというのは、なかなか、実際問題として難しいと思います。

生ごみを持って行く、あるいは、年配の人がどんどんふえてきて、そういう方が持つて行くということも、実際は困難であろうと思います。

この点も、周辺の自治体は土日もやっている。これはもう、やむ得ないわけでありますけれども、民間委託でやっているのと、公社の体制でごみ収集しておりますから、その辺のことは、一律に比較はできませんが、一般市民は、どこそこは日曜日もやってくれる。正月の大晦日の日も、ごみを取りに来てくれると、こういう話を聞いて、その都度、説明はしておりますけれども、もう一工夫できないかということもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

愛南町の事例とかで、まちおこし、それから交流人口の拡大ということのご提言でございます。

いいことはどんどん取り入れてはいきたいと思いますが、なかなか、全部が全部、全部入るというふうになりますと、市役所の体制、それから民間の方々も、やっぱりこれ、市役所だけでできる問題ではございませんので、そういうことで、考えながらやっていかなきゃいけない。

それで、ことし初めての部分につきましては、深浦の話も出ましたけれども、ことし、片島の市場で、「とれとれ市」と申します。それから、これには、港オアシスという事業がございまして、そういうことも含めまして、皆さんに楽しんでもらおうということで始めた事業もございます。

こういったことを、漁業組合とか、農協だとか、いろんな方々のご支援でこういうものがでてきております。こういったことも進めていかなきゃいけない。

それから、自然の実りがないということでございます。自然が、ばっかりはいいけど、その自然の実りがないということではございますけれども、これも午前中に中平議員の質問にもお答えしましたように、やはり、実りがあるようには、藻場の形成であるとか、そういった、魚が少なくなってきた、それから貝が少なくなってきたというこの種を、やっぱりまかなきゃいけないというふうなことで、こういった、人工的に藻場の形成であるとか、また、今、アサリの放流だとかいうご提言もございました。そういうものについて、漁業者の方でも、例えば、キリアイをまいているとか、そういうことにも、徐々に市民の方々、取り組んでもいただいている現状でございます。できることから、ぜひやってまいりたいと、このように思い

ます。

それから、インターネットライブカメラということで、防災面、観光面ということでのご提言でございます。

80万の設置費ができるからやれというご提案でございますけれども、80万も、非常に貴重なお金でございまして、これができるかどうか、ちょっと執行部、検討もしてまいりたいと思いますし、今、リアルタイムでは、ちょうど、災害防災面で、山田の、中筋川の方で、リアルタイムで、我々、防災の時には、それを見ております。

そんなものもございますし、これ、一度、内部で検討もさせていただきたいというふうに思います。

それから、ごみの収集ということでございますけれども、先ほど申しましたように、これ、内部でも検討させていただきます。

今は、民間業者の方々が、市内でもおりますから、例えば、その民間と民間の方では、土曜も日曜も祝日も走っておる清掃車もございます。そういったことで、どうして清掃公社走らんのかというふうなご指摘も聞いておりますし、これについても、内部で、どうしたらごみがたまらない形での、市民の皆さんにこたえられるか、きちんと検証もして、検討もしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） もう1点、漏れておりましたけれども、浜庫記念コンサート、これも大変、東京宿毛会の会長さんも、意欲的にそういう話をされたいということを聞いて、心強く思つたわけでありますけれども。

やはり、地元でことを起こしていかないといかんと思います。

小樽へ行けば、裕次郎館、もう観光コースに

なっております、本当に、地元に、地元出身のそういう文化人なり芸能人なり、もう最大に売り出していると。観光の目玉にしとるわけですね。

だから、私は、記念館とか云々じゃなくて、できることから、地元出身のバンド、宿毛にも軽音楽のバンドありますし、カラオケの好きな人もたくさんおります。

浜庫作曲の曲を、そういうものに、例えば限定して、観光開きの日にやるとか、「ダルマタ日開き」のときに、延々とやるわけじゃなくて、時間を区切ってやって、少しづつ、できることから盛り上げていくと。

そしたら、宿毛と浜口庫之助の結びつき、そのほか、奥谷画伯であるとか、いろいろ、立派な人が出ておりますが、きょうは浜庫に限って質問させていただきました。

そういう人的な資源もあるわけですので、有效地に活用していくことが、やっぱり宿毛が魅力あるまちになっていくと、このように私は信じております。

どうか、前向きにとらえていただきまして、立て干し網につきましても、すくも湾漁協の組合長も、個人的に話して、大変すばらしいと。やりましょうと、こういうような内々の話もありますので、非常に希望を持てる事でありますから、できることから、どうか進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員から、本当に宿毛市の活性化ということを含めました、いろんなご提言をいただきました。

特に、最後に、浜庫記念コンサートということで、地元の方を生かしたということ。それから、世界に誇る、宿毛市には岡本知高さんもおりますし、今、これからどんどん世界

に出て行っていただかなきやいけない方でござります。

本当に、できることから、この活性化のためにやってまいりたいと思ってます。

それで、1点だけつけ加えさせていただきましたいんでございますが、この議員の質問と関係なしで申しわけございませんが、実は、豪華客船に乗ってこられた中尾ミエさんが、宿毛が、実は気に入っていました。そんな関係で、ぜひもう一度、宿毛に行きたいということのお話を受けまして、それでは、ぜひ、宿毛でコンサートをやっていただきたいという申し入れをしましたところ、快く引き受けていただきました。

それも、何かのチャリティーコンサートという形でした方が、入場料も安くなるんじゃないかというふうなご提言もいただきまして、来月、10月28日でございますが、これは社会福祉センターで、中尾ミエさんのコンサートを開くことが決定いたしまして、ただいま、ポスターを出したり、切符を売ったりしております。

これに副題がついておりまして、我々の交通体系と非常に関係のあります土佐くろしお鉄道、これの土佐くろしお鉄道の支援を含めたチャリティーコンサートということで銘打たしていただいておりますので、また、議員各位におかれましても、こういう場で宣伝して申しわけないんでございますが、ぜひご協力をお願いを申し上げて、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君）　おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君）　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時08分 延会

第 3 回 宿毛市議会定例会

第 8 日

平成 17 年 9 月 21 日（水曜日）

平成 17 年  
第 3 回宿毛市議会定例会会議録第 3 号

1 議事日程

第 8 日 (平成 17 年 9 月 21 日 水曜日)

午前 10 時 開議

第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員 (17 名)

2 番 中 平 富 宏 君	3 番 有 田 都 子 君
4 番 浦 尻 和 伸 君	5 番 菊 地 徹 君
6 番 寺 田 公 一 君	7 番 菱 田 征 夫 君
8 番 宮 本 有 二 君	9 番 濱 田 陸 紀 君
10 番 沖 本 年 男 君	11 番 西 郷 典 生 君
12 番 岡 村 佳 忠 君	13 番 佐 田 忠 孝 君
14 番 田 中 徳 武 君	15 番 山 本 幸 雄 君
16 番 中 川 貢 君	17 番 西 村 六 男 君
18 番 岡 崎 求 君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員 (1 名)

1 番 浅 木 敏 君

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福 田 延 治 君
次長	小 野 正 二 君
兼庶務係長	
議事係長	岩 本 昌 彦 君
調査係長	乾 均 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長	中 西 清 二 君
助役	西 野 秋 美 君
収入役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

17番西村六男君。

○17番（西村六男君） おはようございます。一般質問を行います。

昨日1日間、同僚議員が大変ご熱心に一般質問をいたしましたけれども、お金が要る件になりますと、市長の、どうも答弁が鈍ってきますので、きょうは錢も要らん、力も要らん、とにかく「やります」と一言言えば、市民皆さんが喜んでいただけるような問題を提起したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小泉改革の一環として、4年前より地域限定にいたしまして、規制を緩和する構造改革特区というのが始まりました。過去に7回、その認定作業が行われまして、全国津々浦々から千数百件という提案がございまして、そのほとんどが実施されておる現状でございます。

今から、私が言わんとすることは、これはもう、宿毛市単独の事業でございますので、市長の裁量で十分できるのではないかというふうに、私なりに判断いたしますけれども、若干、補助金をもらっておる関係上、補助金適正化法に反してもどうかと思いまして、この行政改革特区にかけて、ご質問並びに提案をさせていただきたいと思います。

ちなみに、第6回の認定につきましては、自治体から100件余りの認定申請が出てきました。それがすべて認定されておるわけですが、その中に、高知市が申請いたしましたのに、元気いきいきデイサービス事業というのが、特区に提案されました。

内容はと申しますと、介護保険のデイサービ

ス施設に、現状の施設と体制のまで、今までには考えられなかつたことでございますが、知的障害者と障害児の受け入れをしてもいいという思い切った改革がなされまして、現在、それに取り組んでおります。

そして、お隣の三原村では、どぶろく特区というのが認められまして、ただし、これは用途はイベントに限ってという注釈つきではございますが、どぶろくをつくってもいいと。それに対して、村と商工会は、地場産米の消費と、地域経済の活性化と農業振興に寄与するということで、全面的に取り組んでおります。

また、第7回認定では、74件、これもまた、すべてが認定されました、特に目立つのが、生活福祉関連の件が21件と、大変多く福祉関係の改革が叫ばれておりまし、他市町村が、これに取り組んでおる姿がよく見えるわけでございます。

ここで、私は提案したいのは、新しくできました千寿園でございます。もう、市民の皆さんもご存じのとおり、本年2月1日から入所が始まっておりますが、もとの施設といいますと、1,600平米で、和田の方です。1,600平方メートルで、6人部屋、12畳から13畳ぐらいの部屋に6人、それが13室。そして、同じく12畳くらいの部屋の5人部屋が1室、それで80名の入所人員でやっておりまして、本当に生活環境の悪い施設でございますが、それが、一昨年、昨年と改築にかかりまして、総事業費20億円、敷地面積1万平方メートル、延べ建築面積6,000平方メートル。何と、和田の施設の3.7倍の立派な施設ができました。

その中には、若干、非常時の退避部分がありますけれども、それにしても、3倍以上の面積のものができ上りました。

しかし、それだけの面積ができましても、入

所人員は同じ80名で、ショートステイの方が10名、臨時的に入られるというだけでございまして、市民が受ける受益としては、全く同じでございます。

特に、この20億円の内訳を見ますと、本来なら、県と国から75パーセント程度、およそ15億円の補助金があるところでございますが、どんどん法律が改正されまして、今回、宿毛市の適用になったのは、補助金が11億8,000万も少ない、わずか16パーセントの3億2,000万が、国と県の補助金です。

そして、宿毛市の税金から使われたお金が34パーセントの6億8,000万。残り50パーセントの10億円をどうするかと言いますと、そこに入居したお年寄りから、20年間にわたって、家賃として10億円をいただくと、大変、に入る方に負担のかかる施設となつたわけでございます。

しかし、これは補助金適正化法の中で、設備としては、プライバシーの確保のため、及び快適な生活空間をつくるということで、わずか3億2,000万の補助金をもらうために、すべてを個室にしなければならないという条件がつきました。

そしたら、同じつくるのであれば、20億円のうち、もう3億6,000万をもらわずに、16億でやれば、宿毛の皆さんのが気に入ったようにできて、したいように運営ができるのではなかつたかと、今に思えば残念が残りますけれども、そういう施設になつたわけでございます。

新しい施設は、ちなみに個室が80室、ショートステイが10室、部屋の広さは、何と1人部屋が一番狭い部屋で9畳、その他ほとんどの部屋が12畳です。生活空間の快適さを守るとはいひながら、12畳の部屋へ行つたら、ベッドがポツンと1つだけあります。ほかには整理ダンスが1つあるかないかです。本当に寂しい

感じです。

そして、プライバシーを守るといひながら、80もの部屋がありますから、管理がなかなか難しい。プライバシーを守るどころじやない、全部の部屋の廊下側のドアは開放しております。箇抜けです。

それで、入った方々からは、料金を徴収することになっておるわけでございます。しかも、家が大きくなりましたので、当然、従業員もふやさなければなりません。同じ80名の入所にもかかわらず、臨時職員を11名と調理師1名を追加して雇い入れました。

当然ながら、光熱費等ランニングコストもぐんと跳ね上ります。少ないので10数パーセント、多いものでは30数パーセントアップいたしますし、従業員の給与も20パーセント近く、人件費がアップするような状態になっております。

ところが、この介護保険法というのは、自宅でおいでる方も、食事もするし、当然また、光熱費等も使って、自宅の費用がかかるわけでございますので、この施設に入った方だけ、そういうものが要らないというのは、介護保険の考え方からしてよくないというのが、負担の公平性の観点から、この住居費と食費を保険給付から外して、入った方からちょうどいするということになったわけでございますが、ちなみにその単価を申し述べますと、多少の減免措置はありますけれども、食費が月に一番安い、いろいろな減免措置を適用した方で9,000円、そして、収入が多い方は4万円の食費がかかることがあります。それが食費です。

それに加えて、ホテルコスト、部屋代が、一番安い方で2万4,000円、大きい方は6万2,000円の部屋代を払わなければならない。言いかえれば、千寿園にはめていただいたことはありがたいけれども、月に10万円持ち出し

がなかつてはお世話になれないというふうなことになったわけでございます。

そして、大きな広い面積ができましたので、お元気な方が、中で散歩もできて、楽しい日々をおくれれば、まことに結構でございますけれども、入居基準も変わりました。

今まで、申し込んだ方が順番に入居できましたけれども、今回は、順番がなくなりまして、介護5の方、一番寝たきりに近い方を全部入所させると。その方を入れさせて、あいた部屋ができましたら、今度は介護4の方を入所させると、ということになりましたので、ほとんどの方が寝たきり状態でございまして、広いスペースは使わないというのが現状でございます。

それでいて、その大きな部屋に、1つにポツンポツンとしか入所者がいないにもかかわらず、17年8月1日、ことしの8月1日現在で、入りたいという待機者が19人います。

この19人の方を、せめて12畳の部屋に6人入所させていた和田のことを考えれば、12畳、13畳の部屋に2人入れることは、全然、生活環境にも影響しないから、せめてこの19人の待機する方だけでも入所させてあげれば、それだけ家賃も下がるし、市としても、運営がしやすくなるというふうに、私は考えるわけでございます。

特に、今回のこの施設は、宿毛市単独の施設でございますし、補助金としても、わずかなものでございますので、私は、市長がやる気であれば、多分、市長裁量でやれるのではないかと思いますが、ぜひとも、この新しい千寿園を有效地に活用し、市民の皆様にもほめていただき、入っていただく方にも、にぎやかで楽しい生活をしていただくために、ぜひとも運用方法を、ここでご一考していただいたらと、そういう思いで提案をさせていただきます。

1回目を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。西村議員の一般質問にお答えいたします。

市長の裁量ができるというふうなことをおっしゃられましたが、なかなかそうはいかないところがありますので、恐れ入りますが、るる、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

千寿園のできたいきさつは、ちょっと、私自身はまだ新米なもんでわかりませんが、西村議員の方は、十分、ご存じということで、いろいろなことを今、ご披露していただきました。本当にありがとうございます。

まず、千寿園における管理運営の現状を申し上げたいと思います。

西村議員もおっしゃっていましたが、ダブルかもしれません。

国が推進します小規模生産生活単位型、これユニット型というふうに呼ばれておりますが、この新施設といたしまして、2月1日から新しい千寿園がスタートいたしました。

ユニット型施設にしたことに伴いまして、伴いましてと言うより、施設にしたことによりまして、1つ目は、個性とプライバシーの確保ができる。それから、交流スペースを設けることによります相互交流の推進でございます。それから、個々の生活空間ができるこによります、それぞれの個々人のストレスの緩和ということ。それから、家族関係が充実する。それから、もう1つは、感染防止等の居住環境が大きく改善されているというところでございます。

コスト面でございますが、西村議員も先ほどおっしゃいましたように、非常に、ちょっと割高になっております。従来施設とは異なりまして、介護報酬単価に含まれておりました居住費が除外されたために、実費徴収となりまして、個人負担が増加することとなりました。

それから、居住環境をユニット型ということ

にしましたことで、介護職員等の増加というのは、これが11名増と、前施設よりもですね、こういうことが必要となっております。

こんなことから、管理運営に関して申し上げますと、居住費の設定によって、低所得者には負担が重くなっています。それから、これまでの利用者像が変化しまして、きているということでございます。

西村議員もおっしゃいますように、当初の目的の1つであるプライバシー保護ということに関しては、利用者の尊厳を重視したケアを実施するという観点から、大変重要なことであるというふうには思っておるわけでございますが、いろいろと、今現在は、個人のプライバシーといつても、個室において、ドアを締め切っているという状況ではございませんで、ドアも開放しているというところがございます。これ、プライバシーとちょっと矛盾するんじゃないかというふうなこともありますかと思うのですが、寂しさというふうなことが、お年寄りでございますので、というものがありますので、そこを、例えば広いスペースのところは2人部屋にすればいいじゃないかというふうな考えがありますけど、当初の整備計画の段階でも、そのような意見とか、考え方があったようには聞いております。

最終的には、最も有利な補助金を受ける、あるいはそうしないと補助金交付が受けられないということから、国が推進する全室個室によるユニット方式を採用したというのが、新しい千寿園というふうに聞いておりまして、このような経過の中で、いろんな縛りがある中で、1つの例を申し上げますと、指定介護老人福祉施設の人員整備及び運営に関する基準というものがございまして、居室の定員は1名とするというふうな決めがございます。ただし、これを2名とするということがうたわれておりますし、こ

の2名とするのはいいんですが、居室の面積が13.2平方メートル以上というふうになっております。2人とした場合には、21.3平方メートルというふうな定めがございます。その関係で、現在の居室の面積が、標準で16.35平方メートル、2名とした場合には21.3平方メートルというふうに定めがございます。

最も広い居室が20.16平方メートルでありますことから、この基準による居室の面積要件を満たさなくなるというふうなことで、これを違反しますと、必然的にこの補助要件に違反するということでございますので、補助金返還というふうになってくるということでございます。

それから、施設介護サービスにおける定員の関係を含めました高知県高齢者保健福祉計画とか、市町村計画の中で、市町村間の調整とか、定員増による負担の問題といったことをクリアしなきゃいけないというふうな課題が多く存在するわけでございます。

議員のご提言については、真摯に受けとめなきゃいけない、規制緩和という観点に立って、市民ニーズにこたえて、今おっしゃいました19名の方を、待機の方をぜひ入れろというご提言でございますが、こういうふうなしばりがある。市長が決めれば済むことだということには、なかなか、今、なっておらないのが実情でございますので、何か、今のご提言でございます、何か方法はないか、これから検討もしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 今、市長から答弁いただきましたが、今、市長の言われましたことは、十分、私はわかって言っとるんです。21平米なければいけませんよと、2人部屋は。いうことは、既にもう決まっておるけれども、そ

れを構造改革特区で、宿毛は立派なが建てた。それでまだ、19人待機しておる人がいますから、13平米で、そこへ2人入れてもいいですよと、いう特区の許可をもらたらどうかというのが、私の趣旨なんです。

法律どおりやれいうがやつたら、何ちゃこんなこと言うことはないんです。

しかも、13平米、1人当たり13平米というのは、元気な方が入って、中で動きまわって、隣の部屋とも交流して、やれる方を基準にした面積であって、介護4、5の方で、ベッドで朝から晩まで寝たきりの方をポツンと1つおいて、それを基準にした面積ではないですから。

今の千寿園の状態を見ていただいたらおわかりのように、半数以上の方が寝たきりなんですよ。コミュニティー室とか共同部屋とか、たくさんとてますけど、そういう部屋は全然使ってないんですから。

とにかく、あれだけの費用をつくってやったものを、規律にしばられて、あいたままでおくよりは、知恵を使って努力をして、19人の入りたい方を入れてやろうと。その努力をしてもらいたい。それがために特区をやつたらどうかと。

お隣の三原、高知市なんかは、本当に考えられないことですよ。デイサービス施設に、現状のまま、人も施設も何ちゃ続かんでもいいよと。それに知的障害者と、知的障害児を入れても構わないという、それだけ緩やかな許可をもらつたがですから、あの広い部屋へ寝たきりの方を2つ入れるがを、許可くれんということは、私はないと思います。

きのう、市長は学校の天井のことを、宮本議員の熱心な一般質問にお答えしておりました。学校の天井、わずか20センチ下げるだけで、建築費が1.5パーセント下がったということを言っております。さすが、市長はよく勉強し

ておるがと思いましたが、実は、あれは埼玉県の草加市から提案されたことです。

埼玉県の草加市は、東京の近郊市でございまして、昭和35年から40年ほどに物すごい発展いたしまして、小中学校を、タケノコができるように、どんどんどんどん建てました。

ところが今、ちょうどそれが建てかえ時期になりました、3メートルの天井は余りにももったいないと。2メートル50にさせてくれんかということを言いましたら、文部科学省が、絶対3メートルじゃないといかん、許可をくれない。

それで、普通でしたら、あきらめるところを、草加市は、草加市内にある学習塾を、全部天井の高さを調べた。そして、生徒たちに、何メートルの天井が一番勉強しやすいかと聞いて回つたら、2メートル40から2メートル50ぐらいが、照明もいいし、冷暖房もきくし、一番いいということになった。

その数字を文部省へ突きつけたら、文部省もしぶしぶ、おたくだけ、中とて2メートル70程度を認めましょうということになったのが、きのうの市長の答弁につながっておるわけです。

ところが、文部科学省の方が、なお追跡調査いたしましたら、これはもう、草加市の言われるとおりだということになりました、通達を出しました。その出した通達が、天井高さは何メートルとも決めないと。施設をつくる市町村の裁量に任せるということになってます。

ということは、一般住宅の天井の高さが2メートル40と決められておりますので、2メートル40以上であれば、もう建てる市町村が好きなだけの天井の高さでしていいですよと、いうことに、文部科学省がなりまして、近々、国土交通省の方でも、建築基準法が変わるようになるわけです。

やる気になればできるがです。ただ、法律で

決められておるとか何とか、そんなことを私は聞きよるがやない。この現実を踏まえて、ぜひ取り組んでいただきたい。

いかざっても、もともと、せめて改革特区へ申請だけでもしていただきたい、その思いはいかがでしょうか。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 西村議員の再質問にお答えします。

ただいま、ちょっと現状、きちんと両方で把握したということでございます。

構造改革特区という制度になじむかどうか、私自身、まだ、このきょうの質問が初めてでございますので、この部分が、構造改革特区申請になじむかどうか、これもやっぱり勉強しなきゃいけませんし、今おっしゃったような、規制緩和という形で、これ、厚生労働省ですか、そういうところに話も聞きに行ってみると、いうことはやってみたいと思います。

ただ、今の現状というものは、補助金の変化につながるということでございますので、その努力というものは、やっぱり、今おっしゃった、西村議員がおっしゃったものについては、何か方法ないかということで、構造改革特区という、これもまず、結構、1年間ぐらいな時間がかかります。そういうものがございますので、何か方法ないか。直ちにということは、なかなかならないと思いますので、直ちに、勝手にやりますと補助金返還という形につながりますので、この部分が、今、議員がおっしゃったような、その21. 3平方メートルと20. 16平方メートルですか、そういう問題があるのはありますけれども、この部分を何とかならないかということの働きかけというのは、中央省庁にも働きかけというのはできると思いますので、その部分については、これから努力をしてまいりたいと思います。

市内には、千寿園の待機待ち以外にも、いろいろ、やはり少子高齢化で非常に体の不自由な方、介護を要する方々が、まだまだたくさんおられます。それに関して、入所施設もまだまだ少ないので現状でございます。こういうことも、認識はしております。できるだけ、こういった待機という形が少なくなるような努力というものを、これからしてまいりたいと思いますので、またいいお知恵もありましたら、ぜひお伺いして、中央省庁にものを言っていかなきゃいけないところでありましたら、それもまた、私自身も自分から出かけていって、努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） 市長に、やや前向きの答弁をいただきましたが、市長ね、現地の、千寿園の園長のところへは、うちの人はまだ入れんか。うちのおじいちゃんはまだ入れんか。おばあちゃんはまだ入れんか。入らせてもらうには、どんな条件が要るがだとか、随分、ニーズが高くて、現場では、その対応も大変だと思います。

そういうこともかんがみて、ぜひとも、英断を持って、少なくともあいたところのないように、待機者はつくらないという考え方で取り組んでいただきますように、重ねてお願い申し上げまして、私の提案を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） おはようございます。3番、一般質問をいたします。

広島、長崎、沖縄、そして日本各地で戦争という名のもとに、一人ひとりの尊い命が天に召された8月、鎮魂の月、魂を安らかにと祈るその祈りの月8月が、まさに終わろうとしているとき、バクダッドで、そしてアメリカで、また多くの命が、その灯火を無念のうちに消してしまいました。

人は皆、戦争絶対許すまじ、その思いが心の奥に、どこかに根を下ろしている、私はそう信じています。

しかし、今の世の余りに人の、そして自然の命を軽んじる様相を目にするとき、遠き道筋のかなたに何かとてつもない人類の不幸がかすかに見えるような、そんな思いが私の心をよぎることも事実です。

大人よ、温かき心の血を持った大人たれ。親よ、子を守る愛ある親たれ。叫びが口から漏れる思いです。

人は何を柱として生きるか、私は、それは礼、つまり礼儀であると答えたい。己以外のあらゆる存在に対して、礼儀に支えられた言葉、行いを尽くしていくことこそ、人と生まられてきた意味を見出すと思っています。

今、一人ひとりがしっかりと立ちどまり、思いやりとは何か、優しさとは何か、支え合うということは何かを、おのが心に問いかけなければならぬのではと、そのことが、日々心に押し寄せています。

前段長くなりましたが、質問に入ります。

なお、環境問題の質問に入る前に、後になりましたが、今回の台風14号にて被災されました方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

まず、環境問題2点の質問のうち、1点目、市庁舎の温暖化対策について、お聞きいたします。

この質問は、昨年12月にも出させていただきましたが、9カ月という時を経た今回の議会において、検証というべき厳しい意図ではありませんが、取り組みの経過等をお伝えいただきたい思いにて、再度出させていただきました。

今、新聞、テレビ等々で、海水温度上昇、溶ける氷河、地球の生態系の破壊の深刻さなど、地球温暖化によるであろう異常気象についての報道が数を増しております。

地球規模の問題については、地方にいる我々には現実味の薄いことなのかもしれません。しかし、昨年に続き、ことしの夏の焼けつくような暑さ。昨年の台風数に比較して雨のない日々。突然の洪水等を身近に体験して、この宿毛でも最近の地球はおかしくなったのでは。温暖化のせい、との言葉が少しずつ聞かれるようになりました。

ことしの2月16日、地球温暖化防止を目指す京都議定書が効力を発しました。これにより、日本も議定書で決められた炭酸ガス等の温室効果ガスの排出量削減の数値目標の達成に向かって、国をあげて努力する国際的責任が生じたのです。

エネルギー消費と地球環境の関係を、しっかりと理解しながら、日々の暮らしを考えなくてはいけない時代を迎えたわけです。

多数の人員を要する市庁舎にても、この課題に取り組むことが求められていると思います。

12月の質問の折、ISO14001の認証取得は、経費的にも今は無理であるが、温暖化対策として、今、できることから一歩一歩やっていく。また、環境問題というものは、各課共通の課題であるので、合同会議をもち、問題を出し合い、温室効果ガス削減のため、努力していきたい旨のお答えをいただきました。

この期間で、すぐ右左と答えるテーマではないかとは思いますが、非常に重要なこの問題に対して、この間、どのように対処されてこられたか、お伝えできる範囲お教えください。

環境問題の2点目、軒前清掃運動についてお尋ねいたします。

宿毛市一斉清掃、愛館作業、各校の清掃活動、不法投棄禁止や犬のふん処理についての看板、町や地域の環境美化のために、沿道や公園に花を植え、捨てられた缶やごみを拾う多くの尊いボランティアの方々、さまざまな善意ある、環

境を美しくという努力が報われていく場所もふえてきたことも事実であると思います。

しかし、あいも変わらず、空き缶や食べ残し、たばこの吸殻等々のポイ捨てが威張り顔をしている道路、公園、公共施設近隣の姿に心さびしい思いを抱く人も少なくないはずです。

以前、飛騨高山への行政視察の折、町の至るところにちり一つない、草の伸びのない、ただ観光地だからという言葉で片づけられない美しさに胸打たれ、その地のある方に、どうしてこれほどまでに町を美しく保てるのかをお聞きしたものです。

すると、その方は、それは、飛騨には清掃の文化と言いますか、お掃除の文化がずっと昔から生き生きて、守り継がれているんですよと、静かにお答えくださいました。そう、日本には道を掃き、草を引き、打ち水をして道行く人々に心地よさをという多くの人の姿があったはずです。今でもその姿を目にするとも、決してないとは申しませんが、薄れゆく我が家の前の道路は、私が守っていくという人々の心の奥底にある日本の心に呼びかけていく。全世帯の人々が考えていく運動を起こしてはと思ったのです。

ポイ捨て条例を決め、罰則を云々する前に、1つの環境美化への道筋としての選択肢として、提案させていただきたいのです。

環境NPOという形が整っていれば、そこを中心に考えていくべきことかもしれません、いまだ整っていない当市としては、市民のさまざまな情報量を持つ市がリードをとっていただき、今後、市民とともに検討していただけたらと思い、お考えをお聞きいたします。

次に、各種催しごとの職員参加について、市長へお尋ねいたします。

市や教育委員会主催のイベントと一口に言つても、スポーツ面、文化面等と多岐にわたって

おり、その数の多さも驚きに値するくらいあるわけですが、今回の質問は、講演会、音楽会、演劇、舞踊の会等、市展など、市民の作品展等の文化面という、少し狭い範囲に焦点を当てたものであると受けとめていただきたいと思います。

市が種々のイベントを計画し、実行に移す基本の目的は、イベントを通じて、市民に学びや安らぎ、幸福感を味わってほしいということであるはずです。とするならば、市民一人ひとりの幸せのために、何をなすべきかという任務を背負った、市長初め職員の方々、もちろん我々議員も含めて、イベントの開催を決定し、実行に移した場合、可能な限り参加していく。市民へイベントの周知徹底を図り、誘っていく姿勢を持つことは重要なはずです。

ただ、出席ということへ不必要的威圧や強制が働いてはいけない。住民サービスという任を持つ職員はまた、大切な市民の一人ひとりでもあるからです。

しかし、講演会ひとつを取り上げても、その人集めに懸命の努力をしている地区や、各種団体の会員の姿があることも、また知ってほしいのです。市民も職員も、自発的に、多数、各種イベントに参加し、学ぶ、研修する、安らぐ、楽しむというイベントの充実感を共有することがどんどんふえていくこと、それはある意味、理想的すぎるかもしれません。

しかしながら、市内外からの出演者、発表者に対する礼儀からも、宿毛市の文化的水準高揚のためからも、また、イベントの場は、職員、教職員の方々と市民の方々との触れ合いの場となるという意味を持つ点からも、職員の中から、多忙の中にも時間をつくり、できる限り参加しようという意識が高まり、参加する数が今以上、ふえ続けてほしいと願っております。

市長の思いをお聞かせください。

続きまして、子ども議会、小学校の部について、市長へ質問いたします。

一般質問をお受けとめいただいて、平成13年11月20日、前山下市長のもと、市内全中学校の代表により、この議場にて子ども議会が、平成15年2月24日、行政と各種女性団体代表者との意見交換会がもたれ、平成17年2月21日には、現中西市長のもと、同じく女性団体との会がもたれました。

いずれもなごやかな中に、充実した、意義ある会としての時を刻むことができましたこと、感謝いたしております。

しかしながら、この間、小学生との間にこのような会がもたれておりません。この議場にて、小学生による一般質問的な議会を持つということは、少々、難があるように思いますし、その形のあり方については、検討しなければならないとは考えますが、できるだけ早い時期、小学生の心を受けとめるべき行政との、何らかの会をお持ちいただけないものかと提案いたします。

例えば、小鳥のさえずりの聞こえる自然林の中で、海を見ながらの状況の中で、市長、教育長を囲んで語り合う、また、ともにゲームに興じるという触れ合いの中で、小学生の思いを聞いていく等々、その方策については、今、ここで結論づけることはいたしませんが、ぜひとも、この点について、市長より前向きのお考えをいただきたいと思います。

また、年間のカリキュラムを立てられる学校側としましての思いもあろうかと思われますので、教育長よりもお考えをお聞かせいただけたらと思います。

次に、防災頭巾所持について、教育長にお聞きいたします。

昭和21年12月21日の南海大地震の恐怖を、59年経た今でも鮮明に覚えていると告げる婦人、その恐怖は知り得なくても、近々に起

こった阪神・淡路大震災の恐るべき様相の報道は、私たちの目に、心に地震の恐ろしさを焼きつけました。

いつ起こるかもわからない地震に向けて備えることの重要性への認識は、国民、県民、市民に広がっていると考えます。

今、ここで質問に出させていただく防災頭巾を、児童、生徒たちにということは、ささやかすぎることと思われるやもしれません。しかし、子どもたちへの災害に対する心構えの啓発、また、大人が子どもを守ろうという温かさの形等々、頭巾の中に意味を見出せることも大きいのではないかでしょうか。

2年前、高知市の一つ橋小学校の防災頭巾への取り組みが、高知新聞で紹介されたのをきっかけに、震災用の防災頭巾をつくる動きが、県下の学校に広がっています。ちなみに、東京都では、全小・中学校に防災頭巾が備えられているとのことです。

近くでは、幡多の佐賀小で、学級ごとに呼びかけて作成しております。表布地は防炎素材が望ましいかもしれません、必ずしもお金はかけずとも、家にある古い布などを利用し、作成についても、地域の高齢者にお習いし、保護者とともに作成するという形をとれば、地域の世代間触れ合いにもつながると考えます。

教育委員会として、この方向性について、どうお考えになるかお聞きいたします。

1回目最後の質問。生徒指導総合連携推進事業について、お聞きいたします。

現在、日本各地において、児童、生徒に種々の問題行動が増加し、また、虐待という許されざる行為等が激増し、憂うべき状況に陥っていること等々を受けて、その予防や解決、児童生徒の健全育成に取り組むために、平成12年度から各都道府県に、それぞれ1市町村を指定し、実施されている文部科学省管轄の生徒指導総合

連携推進事業が、平成16年、17年の2年間、宿毛市全域を対象として実施されております。

昨年の一般質問にて、朝食抜き児童生徒対策についてお聞きした折に、教育長より、この事業の活用に触れていただきました。

幼児から高校生までの子育てのために、教育にかかわる教職員、保健士、教育相談員、スポーツ指導者、民生児童委員、警察署等々、10指に余る分野の方々によるこの会議、そのネットワークの広さを思うとき、この事業は必ずや大きな意義を生んできたのではと思われます。

教育的事業の効果というものは、即断できるものではないことはよく承知しておりますが、現段階において、その活動の姿、また明るい兆しがどのような面にあらわれてきたものか、種々の問題解決のために、いかなる努力の歩みをされてきたものか等、要約的におとらえいただいてお答えください。

また、この事業を2年間で終えることなく、今後も持続していただきたいと思われますが、その点についても、教育長の今のお気持ちをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 有田都子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますが、環境問題で市庁舎の関係の温暖化対策についてということでございます。昨年の12月議会において、一応の説明はさせていただいておりますが、先ほどの有田議員のお話の中にもありましたように、本年2月に京都議定書が発効されまして、地球温暖化対策の推進に関する法律も、ことし6月に改正されまして、都道府県とか市町村の事務事業に関する実行計画を策定するように規定されております。

これまでの取り組みとしましては、1つは、

クールビズによります、朝30分間の冷暖房稼働時間を短縮ということでしております。それから、不用なコピー用紙等の裏面利用であるとか、そういったもの。それから、昼食時、これは昼休み時間でございますが、これは窓口はちょっと消すわけにいきませんが、ほかの不用な電灯を消しておるということ。それから、ことは、きょうもこういう格好でございますけど、議員の皆様にもご協力をいただいております夏のエコスタイルなどの取り組み、そういうことを実施しております。

数値で、これを今すぐ、こうやってどれだけのものがどうなったということを、数値であらわすことはできませんが、一定の成果というものは出てるんじゃないかな。

都会と比べまして、田舎の方は環境問題に関しては、非常に個々人の意識というものが、まだまだ低いんではなかろうか。

というのは、どうしても、一体的に、我々の環境が悪くなっているという部分が、ちょっと意識的には余りない。自然環境が非常に豊富なものですから、そこの辺の意識というものがやっぱり、ちょっと、まだまだ都会と比べまして低いのかなということを、私自身は感じておるわけでございます。

と言いながらも、やはりこれは地球全体の問題でございますので、皆さん本当に大切な問題として取り組んでいかないと、大変なことになります。ということを、これ、一般市民の方々に、ぜひご理解をいただいて、本当に身近なものから地球環境の問題を、本当に取り組んでいただきたい。

これ、我々市の方と、行政としてはこういったものについて、市民の皆様方にそれぞれがきちんととした啓蒙をしていかなければいけない、そういう責任があるんじゃないかなということは思っております。

このことに関しましても、またいろいろな団体を通じまして、また広報を通じまして、この環境問題の大切さについて、広報もしてまいりたいと、このように思っております。

それから、提案ございました軒先の清掃でございますか、これ、町をきれいにするということは、当然皆さんが美化運動で持っていただきたいし、ある程度、持っていたいしているんじゃないかなとは思いますが、まず、いろいろな清掃を、3月の排水路の清掃であるとか、6月の環境月間、7月の海の日、それから8月の道路愛護月間とか、台風14号の後始末のときも、皆さん、地域の方々がいろいろ出ていただいて、本当に汗水流して、後片づけに苦労をしていただいております。

きょうも実は、朝、この市役所の裏の溝の清掃、泥さいですか、そういうことを本当にやっていただきまして、感謝を申し上げているところでございまして、この件に関しましては、この場を借りまして、市民の皆様方にもお礼を申し上げたいと思っております。

1つの例としての軒先の清掃、打ち水ということが出ております。

また、国土交通省の方でも、道路に水をまくということで、少しは暑い、道路からの反射熱を少しでも減らそうというふうな効果もあるということで、非常に美化に限らず、その温暖化防止も含めて、非常にこういうことも大切なことじゃないかと。

これ、やはり田舎と申しますか、都会でも、どこでもこれ、日本国中そうでございますけど、そういったよい習慣というものが、今、少しずつ薄れてきております。だから、このよい習慣を恥ずかしがらずに、皆さん方が実施していく、それから、自分のところの清掃は、朝ずっとやっていくと、こういう方が、今でも多々あるわけでございますけど、ただ、私も堤防の清掃な

んかに行きますと、非常に堤防の草むら、いわゆる草が生えているところにはごみのポイ捨て、これは車から恐らく投げているんだと思います。空き缶であるとか、弁当の、本当に食べかすを捨てておったり、そういうのがたくさん見受けられました。

やはり、これも市民の方々でなく、また、通る人かもしれません、これ、市民の方々皆さん、我々みんながこの町はきれいにするんだという意識というものを、きちんと持つということが、皆さんがポイ捨てにしないようなものにつながるんじゃないか。

きれいなところに捨てますと、どうしても、人はそんなところにごみを捨てたがりません。なんで堤防敷の草むらに多いかといったら、草ぼうぼうでございますから、そういうところにはわからないから捨てていくと、これは人間の悪しき慣習かもしれません、そういうことがございます。

市民一人ひとりの意識の高揚と実践というものを、我々もまた、広報もしていかなければいけないし、お願いもしていきたいと、このようにも思っております。

それから、各種催しごとの市職員の参加でございます。有田議員が、先ほど、るる申されたこと、そのとおりだと思います。

市の職員の参加につきましては、余り強制もできませんが、呼びかけもしておるということでございまして、我々、府内でも各所属長を通じまして、せっかくの催し物があるときには、できるだけ業務に支障がない限りは、参加する。

それから、昼間やりますと、どうしても業務というものがございますので、これ、離れるわけにいかないという。それから、夜なんかも、それぞれの個人の事情はあるにせよ、やはり市民として、参加をしていただきたいということで、各団体、そして市の主催、そういうものが

たくさんあるわけでございますので、これについては、できるだけ参加していこうという呼びかけをしております。

月1回の補佐会議があります。そしてまた、毎週、序議というのがございます。そういう席でも、催し物につきましては、これ、市の主催、ほかの団体の主催いかんにかかわらず、そういう予定行事を公表しまして、皆さんが一人でも多く参加していただくということが大切なんで、職員にも呼びかけておる、今、そういうこともやっております。

これ、せっかくいい文化講演会とかあったとしても、観客の方が少なかったら、講師の方にも失礼にも当たりますし、非常に皆さんの参加を、ぜひ呼びかけたいし、また、市民の方もご協力も願いたい。

これ、市の職員に限らず、皆さんに参加をいただきたいというふうに、私自身も思っております。

この点は、先ほど、有田議員のおっしゃったことと全く違ったことではございません。

それから、あと、いろんな催し物がございます。今回、私どもではボランティア、いろんなやっぱり、見る方ばかり、聞く方ばかりじゃなくて、参加するという、お世話役をするというふうなことで、ボランティアの登録というものを、これからしていきたいと思っております。

これは、一般市民の方に限らず、これは市役所の職員もボランティア登録というものをしてもらいたい。これから、この登録の仕方も、イベントに参加、それから、例えば小学生とか中学生のいろんなクラブ活動ですか、いろんなスポーツ活動をされているところで、大人が教えてますよね。そういう方々で、ボランティアで指導できる方、そういうこととか、災害のボランティアであるとか、いろんなボランティ

アの形があると思います。そういうものに対して、区分を分けて登録していただいて、お手伝い願える方を、その都度、その登録された方に、まずもって協力願いをすると、いうふうなことを今、やろうとしております。

そういう形で、見る・聞く、それから参加するということで、市民の方、そして市役所の職員も、そういう形で参加をしていきたいと、このように思っているわけでございます。

それから、子ども議会でございます。これ、市長ということと、あと、教育長もということでございますが、教育長と、実はこの話について話しておりまして、代表して答えさせていただきたいと思います。

子ども議会というご提案でございますが、これも一定、子どもたちと大人との関係と申しますか、いろんなことを話し合いするということは、非常に有効なことだと思います。

私自身も、実は、ここに来る前、朝は子どもたちによく会うんです。ごみ捨てのときも、よく、早い子たちに会うんですが、自分からおはようと言って、声はかけて、非常に、いつも会う子たちとも仲良くなつて、今、おんちゃんちゅうていう話で、よく話をさせていただいているんですが。

子ども議会に限らず、我々、市の代表者と子どもたちと触れ合う機会というのも、一定、あっていいんじゃないかなと。選挙権があるとかないとかじゃなくて、子どもたちが先生以外のこういった行政の者と話し合って触れ合うという機会も、私自身はあっていいんじゃないかなというふうに思いますし、また、小学校、中学校、いろんな催し物があろうかと思います。そういうときに、子どもたちと直接、話し合える機会があれば、そういうところにも参加はしていきたいと。

今まで、こうやって参加してくださいとい

う要請があれば、できるだけ行くようにはしておりますが、こういった形でご提案をいただいたということは、非常に大切なことだと思いますので、できるだけ小学校、中学校、また高校生にも、本当は触れ合いというふうには思っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 3番、有田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1つ目の、子ども議会についてでございますけれども、これは、先ほど市長がお答えしましたが、私とお話の中で、代表してということを言わされておりましたので、よろしいでしょうか。

なお、私も同じ考え方でございますが、なお、中学校の子ども議会のときには、私がちょうど宿毛中学校の校長をしておりまして、私も傍聴席で、この様子を見て、また取り組みを見まして、大変いい、子どもたちには財産になったなと、こういうふうな思いでおりました。

そういうことで、小学校、ちょっと年齢的、発達段階の面から考えてどうかなと。この会議場に、中学校と同じような形でというのはどうかなという思いもありますが、いずれにしましても、市長、あるいは行政のトップの方々と子どもたちが、自分たちの生活に対する思いや願い、そういうことについて話し合う場を持つということは大事なことだろうと、こういうふうに思いますので、まず小学校現場の先生方のご意見も聞きながら、進めていきたいなと、こういうふうに考えております。

それから、2番目の防災頭巾の所持についてでございますけれども、宿毛市的小・中学校では、将来、想定されます南海大地震に対して、危機管理マニュアルを作成をしております。これは、地震災害だけでなく、不審者に対する危機管理の問題とか、それから、火災とか、そ

いたことについて、あらゆる安全管理の面での危機管理、これをマニュアルをつくりまして、実際、訓練もしておると、こういうところでございますが、そういうところで、各学校、懸命に取り組んでおります。

この地震を初め、この自然災害、いつ襲ってくるかわからないので、常日ごろ、そういった訓練が、防災意識を高めるため、あるいは訓練を実際に取り組んでおるわけですけれども、この防災頭巾を身の回りに置くことは、いざというときの安全確保、そういう面とともに、防災意識ですね、これを向上さすといいますか、高揚さすと言いますか、そういう面で大変、役の立つと言いますか、そういったことだろうと、こういうふうに考えております。

議員さんも言われましたように、高知県内では一つ橋小学校が最初に手がけまして、そして、幡多管内では、佐賀の小学校が取り組んだということで、私自身もお話を聞きました。

婦人会とかPTAの保護者の力を借りて、取り組んできたということをお聞きしまして、大変、その防災意識を育むと言いますか、そういう面で、非常に役に立ったような気がすると、校長さんからもお話を聞いたわけです。

それで、私自身も、教育委員会にもこの件も検討いたしました。

実際問題、この災害時に、防災頭巾以上に、今、持つておるヘルメットですね、これが非常に有効ではないか。頭を保護するというような、身体を保護するという面では、非常に防災頭巾よりいいのではないかなどとありますけれども、そばに置いて、常に置いておける。それから、意識の高揚、子どもはもちろんのことですけれども、家庭、地域、そういった面での意識の高揚という面で、非常に役に立つのではないかと、こういうふうにも考えますので、今後、やはり学校現場のそういう取り組みもあ

りますので、学校現場の先生方に、あるいは校長会等に、このことを出して、検討もしていきたいと、こういうふうに考えております。

それから、生徒指導総合連携推進事業の取り組みの実績、あるいは、来年以降の取り組みについてということで、お答えをしたいと思います。

この事業は、平成16年及び17年度の2カ年の事業として、国の委託を受けて実施しております。

この事業の目的としましては、有田議員さんも言われたように、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を初め、地域社会における児童、生徒の問題行動の予防や、健全育成を図ることとなっております。

このため、民生児童委員や少年スポーツ指導者を初め、各種団体の方々にご協力をいただいて、宿毛市生徒指導総合連携推進会議を立ち上げ、委員45名で事業目的を達成するための協議や活動を行っておるところでございます。

平成16年度の取り組みといたしましては、民間企業の宿毛商銀を初め、市内全小・中学校における、毎月第3月曜日のあいさつ・声かけ運動の実施、宿毛警察署と連携をして、非行防止教室などを行っております。

平成17年度は、宿毛ライオンズクラブよりあいさつ・声かけ運動用として、桃太郎旗の寄贈を受け、保育園、幼稚園を初め、市内すべての郵便局、JA高知はた農協宿毛支所、出張所に配布、協力をお願いして運動の輪が広がっております。

また、市内の土佐くろしお鉄道高架下や、国道56号線の橋脚などに点在をいたします落書きを、31カ所、補導センターの職員が調べたところであるわけですけれども、この落書きを、関係団体の方々や、児童生徒及び教職員が連携して、消す取り組みを展開をいたしました。

それから、市内販売店、小売店と連携をし、子どもたちが店への出入りの状況などの実態調査を行って、この調査をもとに、生徒指導、あるいはいろんな基本的な生活習慣の確立とか、そういう面で生かしておるところでございます。

また、その教職員に対する定期的な小・中学校、高等学校の生徒指導担当者と関係機関との合同会の実施や、不登校指導者担当合同会などを行って、教員の資質指導力の向上、あるいは会員のそういう面の向上に努めておるところでございます。

また、一般の方々も対象といたしました県警サポートセンターや、若草園などで活躍をされている専門家の方を講師に招いて、実態学習講演会の開催なども行っております。

このように、さまざまな取り組みを行う中で、大人と子どもたちのコミュニケーションが図られ、距離感が少しづつではありますが、縮まっていると、このように考えております。

この落書き消し活動においても、地域の環境をよくすることにより、安全、安心なまちづくりが行えることを、子どもたちに理解さすことができると、このように考えております。

また、危機管理的な面では、養育に問題があり、緊急を要する事案に対して、学校、警察、児童相談所などと連携をして、即応することができました。

このような事業効果が少しづつではありますが、あらわれておりますて、私自身も大変喜んでおるところでございます。

そこで、来年以降についても、この取り組みを継続し、事業は一応、2カ年で終わるわけですが、来年以降、この取り組みを生かしていきたい、発展をさせていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 3番有田都子君。  
○3番（有田都子君） 6点にわたります質問に対して、本当に温かい、前向きなお答えいただきまして、本来ならここでありがとうございますと退席のところでございますけれども、何点かの再質問をさせていただきます。

1点目の地球温暖化対策について、確かにもちろんの取り組みをしていただいていること、事実このクールビズについても、本當によき取り組みだと思うんですけれども、認識させていただきました。

啓発活動につきましても、広報の7月ですか、7月号の裏面に、温暖化って何っていうような質問形態、それから、今できることっていうふうな形で、広報に載せていただきましたし、それから、県の方からも、国の環境省からも、それなりの、一人ひとりができることという、そういうチラシも、市民の中に配布されております。

そういう啓発活動もされてきている。

ただ、もちろん、電気の節約、もちろんのことをされているということをお聞きしましたが、各課で、課同士の合同的な会議とか連携とか、そういうものは持たれていて、それが定期的に、これからも持たれていくというような形を、あるものなのかどうか。

別に私は、ISO14001ではという形ではありませんし、数字的にこうなって、こうなって、こうなったというような細かいところまでの把握はない。その取り組みの一生懸命さというものが、日々増加していくべきとは思うんですけども、常に各課の合同のそういう環境問題についての会はもっていただきたいことと、それから、こういう広報活動も、市長がこれからもたびたび、こういうことは伝えて、市民の皆さんに知っていただきたい。宿毛は割と美しい自然の中ですし、そういう意識が少ない

からとありましたが、定期的に、世界の状況、地球の状況というものを、むやみやたらな恐れを抱かず報道はいけませんけれども、そういう世界的な状況、例えば南極の氷がとけているんだとか、オゾンホールが非常に大きくなっているんですよという、サンゴ礁の生態が変わっているんですよと、もちろんの状況も織り込みながら、恐れを余り抱かせないような内容にての啓発活動は、おいて、何回か、ずっと続けていただきたいと思います。意識向上のために続けていただきたいと思います。

それから、特に、いろいろ紙の裏面を使うとか、電気を消すとか、そういうことは取り組んでいただいてますが、私、2点ばかり、その市庁舎の取り組みに加えて、目を注いでいただきたい点は、駐車しているときや、それから長時間車をとめておりますときにエンジンを切る。アイドリングストップですね。

それと、それから、買い物マイバック、買い物袋持参という、その2点を、もちろん公用車の多いことですし、それから通勤者の多い市庁舎のことですから、公用車の場合でしたら、ガソリンの消費の削減につながりますし、そういうことももちろんされているとは思いますが、その目的注ぎを強くしていただきたいということを、再質問としてお願いしたいと思います。

それから、2点目の軒前清掃については、市長もおっしゃっていましたように、これはこの家同士の批判のしあいっこになってしまっては、これは何の意味もありません。あの家、この家、そういう比較とか競争とか、そういうふうな意図で、私は出したのではなくて、市長もおっしゃいましたように、美しいとこには、ポイ捨てや犬のふんや、そういうことを捨てにくくなるモラルの意識づけ、意識を築いてもらう。そのための、私も1つのこういう方法。ボランティアの輪がどんどん広がってくださるこ

とは、本当に求めることですし、そういう意識の1つの方法として、出させていただいたことであって、家族とには、1軒には子どもたちもみんな家族の構成があります。だれかが気づけば、そして塵を拾い、街路樹の草を引く、もちろんそういった意識が高まっていって、本当に美しい町にしていくという意識の向上のための1つの方策として、出させていただいたので、市長のご答弁の要旨と、本当に私もありがたくさん受けとめさせていただいたんですけども、そういうことを、これからも市長もよりリードをとっていただきたい、全体的に下ろしていただき、各団体、商店、もちろんの形で、またお願いの形をとっていっていただけたらなど。

あくまでも競争したり、非難のしあいっこになるような意図ではないことは、お考えいただきたいと思いますし、また、先ほど言いましたボランティアの登録のことでございます。非常にうれしく拝聴させていただきました。

私も今回、ボランティアの件もださせていただきたいと思っていたんですけども、今回、あれですが、本当にそういう登録制というか、例えば、花の植える、そういう植樹に詳しい方とか、また、もちろんの、今言ったようなプロ的なまでにも技術を持っている方もたくさんおられますし、そういう登録、そして本当にボランティアの団体の認識ですか、集約ですか、そういう意味で、本当にこのボランティアの登録ということはありがたいことだと。ぜひ、よろしくお願いいたします。

この点については、何かあればですが、特別に求めません。

それから、催しごとのことも、先にも述べさせていただきましたように、本当に各種イベントのとき、市の職員が土日返上で汗をながしていることもよく存じております。

それから、もちろんの催しごとに積極的に参

加している職員の方も存じております。それから、時間から時間のお勤めで、土日、夜間が本当に大事だという、心に寄り添う気持ちも、私も持っております。

しかし、やはり今言いましたように、宿毛市の価値を高める、本当に価値、本当に文化的価値、そしてお客様に対するおもてなしの心とか、講師へのもろもろ、それから自分の研修の場になるんですね。そういうことから、できるだけ広げていただきたい、そのご努力を、そしてまた、一人ひとりが気づいていただきたい。

ただチケットを買うでとまるではなくて、足を運んでいく、そういうふうなところまで、強制ではないんですが、意識を高めていく日々のご努力、よろしくお願いしたいと思います。

それから、子ども議会でございますけれども、子ども議会は、ことしは9月に、こうして出させていただいたということは、年間のカリキュラムを立つ上で、非常に遅きに失した感がございまして、ことしは無理とは思いますが、来年、できる限り早い時期に、そういう場を、とても子どもたちの心が、うれしいなと思えるような、何かいいアイデアをお考えくださいて、そういう子ども、議会という名前で呼ばせていただきますけれども、そういう形をとっていただきたい。

その時期的なものがお心にあるならば、少し、大体のこと、教育長、お聞きいたします。

それから、防災頭巾ですが、確かにヘルメット、それは常に数、中学生の場合はほとんどお持ちになられていると思いますし、教室の隅に、これ防災頭巾も常にかけておくわけですね。

ですから、ヘルメットも確かにあれではあります、私はちょっと、ヘルメットの場合、あってはならないことですが、何かのふざけのときに、ちょっと角がとがって危険かなという思いもしたんですが。また、教育的見地からする

と、そういうこと、ヘルメット遊びの材料とか、ふざけの材料に使ってはいけないとするのも、また教育的視野でありますから、それは、そこまでは考えなくていいと思いますが、中学生はヘルメットを、さしあたり当面はしても、小学生だとか、低学年とか、そういうことは防災頭巾の意味が多いと思いますが、ただ、ここで言わせていただきたいのは、防災頭巾が1クラスの中に、例えば数名であってはいけないということです。

これは、子ども心の、これもないにこしたことはないんですが、からかいの材料になつてはいけない。ですから、もし、これからご検討をいただく中でも、例えば少人数の学校から始める。また、1年生から始める、クラスから始める、そういうふうな1つの単位で考えていただかなければ、持ってきた人は持ってきてなさいでは、少し、ちょっと教育的な視点が不安に感じるところもありますので、そういう視点でご討議願いたいと思います。

その点について、何かあればお願ひいたします。

それから、宿毛市生徒指導連携推進事業でございますが、もうもろの効果。あいさつ運動は、私も自分の柱にあいさつ、声かけを大切にしておるわけですけれども、本当にもろもろの取り組みによって、それだけのやはり、温かい兆しが出てきていると、強く認識しているというお答えをいただきましたが、この事業が、予算的に補助、国の補助によって2年間されて、その後は市の単独となれば、市の補助も、市のお金でやっていかなければならなくなります。

今、予算執行、市長への質問ではございませんので、即答はできないとは思いますけれども、今一度、この事業を本当に続けていこうというお気持ちがあるかどうかの、もう一度、決意みたいなものをお伝えいただきたいと思います。

そういうことで、それと、この中に、私は特に2つのことを織り込んでいただきたい。

1つは、子どもの居場所です。夜回り先生の水谷先生という方のこと、いろいろ皆さんご存じだと思いますが、今、子どもは帰っても1人、夜も1人、そして、割と打ち明けていけるところもないというようなところで、私は以前、法務局を、そういう皆の駆け込みの場所という言葉は好きではないんですが、皆さん、年代を超えた、寄り合える場所にという思いも持って、質問にと思ったんですが、いずれ出させていたくつもりですが。

その場所はともかくとして、その居場所のこと、居場所づくり、それと、それからいじめですね、いじめによって心の受けた後をフォローするよりも、少しでも早く子どもたちの中で、私たちは何かの縁でクラスと一緒に、そういう同級生となったということは、すごい大切なことだと思いますし、とにかくいじめをという問題、その2つを特に、この連携推進事業の中で目を注いでほしいと。

何かあれば、そういうことをお願いします。

これはやっぱり、時間をかけて、教育はもちろん、この推進事業だけで教育はされるものでもなく、生活指導がされるものではありません。地域、家庭、学校、もろもろが合わさって、子どもの心育て、大切なことに向かっていくわけですが、こういうせっかくの多くの人が手を握って頑張ろうという、この推進事業、これはぜひとも続けていただきたいと思うものでありますし、その中に、やはり今の2つは、特に目を注いでいただきたいと思うものであります。

以上、再質問といたします。お答えできることがございましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君）　この際、3番有田都子君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時24分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時34分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番有田都子君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 有田議員の再質問にお答えいたします。

地球温暖化防止という観点での、いろいろなご提言もあります。我々、先ほど申しましたように、総合的な会議というのは、毎週、一応、 庁議というものを開催しております、そこで、各課のいろんなことにつきましては、話し合い、意見の交換というものをしているわけでございますが、特に、定期的に地球温暖化防止に関するこういう会議というものを、やはり、きちんと、この府議の場を活用するのか、それともまた、これは別に、定期的な情報交換、それから対策というものを考えていくのか、これはこれから府議の席でも、きちんとした話し合いをしてまいりたいと思っております。

そういうことで、先ほどのご質問というか、お話の中にありましたけれども、アイドリングであるとか、マイバッグ運動であるとか、そういったものにつきましても、いろいろ、個々のものがいろいろ重なり合わないと、これが効果が上げられないということでもございますし、まず、府内含めまして、温暖化防止のための、一つひとつの積み重ねというものをやっていきたいと、こんなに思っておりますので。

また、いろいろないい情報とかございましたら、また教えていただきたいなというふうに思います。

それから、何を一人ひとりが実施すべきかと

いうことです。自分がやっていかなきやいけないこと。

私、よく思ってますが、市役所の前の駐車場で、車がエンジンをぶかしたまま、ずっととまっている状況がございます。

これ、恐らくこの暑い中で、手続を待っている間に、車の中暑くなるからじゃないかなとは思っておりますけれども、こういったアイドリング関係も、少しは皆様方にご理解もお願いしたいなということも思っているわけでございます。

それから、子ども議会とか、あと防災頭巾関係につきましては、また教育長の方からも説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように、子ども議会、ことしあはちょっと、時期的なものがありまして、できるかどうかわかりませんが、また、府内でも時期的なものも話し合ってまいりたいなど、こんなに思っております。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 3番、有田議員の再質問にお答えをいたします。

子ども議会についての計画でございますけれども、本年度は、年間計画、今、学校は非常にきめ細かな、稠密した計画を立て取り組んでおりますので、今年度は無理だと、このように思いますので、来年度以降の中で、次の校長会に、先生方に投げかけて、そういう取り組みを、計画をしていただきたいと、こういう話を持っていくたいと、このように考えております。

それから、防災頭巾の取り組みでございますけれども、先ほど言いましたように、校長先生方に投げかけて、取り組んでもらうようにと、こういうことでございますけれども。

その中で、頭巾、今の子どもはヘルメット1つでも、髪が崩れるとか、いろんな形でなかなかかぶらないと。身を守る、そういう物に対し

ての意識も非常に弱い面があろうかと思いますが、まず形、格好が優先している面がござりますので、そういった取り組みもせんといかんと思っておりますが、なお、頭巾という形になりますと、中学校なんか、ほとんど今、現時点で考えるのになかなか無理な面があろうかな。

小学校当たりが、この取り組みをするとしたら、妥当ではないかなと、そういうふうに思っておりますし、これも、行政が一方的に、上からということではなくて、校長先生方や学校に投げかけて、十分、そういう意図を検討していくただいて、取り組んでいくようにしたいと、このように考えております。

それから、生徒指導推進連携事業の件で、居場所づくりですかね、この点はもう、教育研究所と学校教育課が常に校長会を通して、不登校の子どもも、あるいは生活上問題を起こした子どもとか、そういう子の学校での居場所、教育研究所には、ひとつ適応教室と形でありますけれども、居場所づくりというの、ぜひ何とか確保してほしいと、こういう形で取り組んでおりますので、これをなお一層、継続して取り組んでいきたいと思います。

それから、来年度の以降の取り組みですけれども、これは、2年間の90万、100万近いような金が要るということで、2年間過ぎましたら、国の方からお金は下りませんので、いろんな事業をするには金が伴います。そういうことで、市長にも理解をしていただきて、せっかくつくり上げた組織、そして、まだまだいじめ、不登校、問題行動等は解消しきってないというところで、積極果敢に取り組んでいく必要がありますので、ぜひそういう形で取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 再質問に対するお答

え、ありがとうございました。

100年前に比べて、現在、12倍もの二酸化炭素が出てきておるという、おるらしくて、温暖化をとめるには、現在の3分の1ぐらいまで減らしていく必要があるという、学者の説でございますけれども、本当に子や孫のためにも、ストップ温暖化を進めていかなければならぬ、温暖化防止に向かっていかなければならぬという対策に心を砕かなければならぬというときにきている、これはもう、本当に待ったなしの状態だと思っております。

それで、各府議などがあるために、環境問題に限っての各課の合同会議などは、特別もたれるか、もたれないかということは、今後のお話の中にあるということですけれども、ISOの取得ということまではいかないにしても、取り組むということの裏には、ある程度の、今はすぐに出なくとも、数字的な経過、良好に向かっていくという、数字的なものも、いざればやはり把握していっていただきたいという思いもありますので、ぜひとも、この温暖化に向けての会議というものは、お考えいただきたいと思います。

それから、もう、教育長のお答えに対しての再々質問はいたしませんが、1点、私は、ちょっと再質問に忘れておりました件は、以前、先ほどの第1回の質問でも申させていただきましたように、非常に朝、朝食をとらずに、おなかのすいたままで学校に行く、朝食抜きの児童生徒対策について、そのことについての質問のときに、この生徒生活指導総合連携のこの事業で、そのことに対して、学習し、そして皆さんに、このことに対しての改善に対して、頑張っていきたいというようなお答えをいただきしておりましたので、今、この問題を出した以上、そのことをそのまま消してしまうことはできませんので、その1点について、お答えいただきたいと

思います。

それだけでございますけれども。それを再々質問といたします。

○副議長（菱田征夫君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 3番、有田議員の再質問にお答えをいたします。

朝食抜きの取り組みの件でございますけれども、この事業には、基本的な生活習慣の確立と、そういう中で、いろんな問題行動が起こるというで、取り組みを展開しておりますので、各学校ですね、朝食の状況いいますか、そういうものを調査して、それを集計して、そしてまた、各学校でそれを、家庭を通して、あるいはこの子どもに、ここの子どもにどういうふうな対応、取り組みをしていいのかということを話し合いで、結論みたいなものを出しまして、取り組みを展開しておると。

そういうものを総合、この推進事業の中で、連携推進事業の中で、取り組んで、大きなテーマとして取り組んでおりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 先ほど、再々質問でお答えいただきましたように、この事業についてのかたいお覚悟というものもお伺いできましたし、ぜひとも、2年間の過ぎた後も、お続けいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、1つだけ言葉を添えさせていただいて終わりにさせていただきたいと思います。

ノーベル平和賞の受賞者であり、ケニアから広がった植樹運動、グリーンベルト運動の指導者、ワンガリー・マータイ博士の言葉に、「未来は未来にあるのではない。今、このときからしか未来は生まれないので。将来、何かを成し遂げたいなら、今やらなければならないのです。」という言葉があることを知りました。

老若男女、宿毛市民すべての笑顔のために、環境問題にも教育問題にも、福祉の問題にも、そしてさまざまな課題に対しても、今、きのうより力強い、よい一步を踏み出していきたいものです。

一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川です。ただいまから、一般質問を行います。

通告に基づいて、順次、質問をいたしますので、適切なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初に、1点目でございますが、戸籍情報の職務上請求書不正利用事件につきまして、市長にお伺いをいたします。

ことし6月、宿毛市情報公開条例に基づきまして、公文書の開示請求を行い、2003年10月に兵庫県の行政書士が、行政書士会の統一職務上請求用紙による戸籍謄本を、戸籍当事者本人の知らないところで、職権によって入手していた事実が判明をいたしました。

この行政書士は、興信所と結託をいたしまして、個人の重要な戸籍情報を職権で入手し、そして興信所を通じて横流ししていたことが、本人の提出した不正入手の請求リストから明らかにされております。

今回の宿毛市の請求事例も、このリストに合致していることが判明したわけであります。

この事件の経過について、若干、説明をしておきたいと思います。

昨年12月、兵庫県内で興信所と神戸市の行政書士が、戸籍謄本を不正に入手していた事件が発覚をいたしました。兵庫県の行政書士会が調査いたしましたところ、1通2,500円から3,000円で、重要な個人情報である戸籍情報が売買されていたことや、職務上請求書の主要目的欄には、添付書類と記載し、提出先には依頼人と記載しただけで、行政窓口は簡単に

その戸籍謄本、抄本を提供していたということ  
が明らかになっています。

ことしの4月29日に、この行政書士から提出されたリストによりますと、6つの興信所からの依頼で、2001年3月から2004年4月までの3年間で653件、これは佐賀県を除きまして、全国46都道府県に及んでおります。

この戸籍情報を不正請求していたことが判明したわけであります。この行政書士は、6月7日に、兵庫県から業務禁止処分を受けましたけれども、処分の前に、既にみずから廃業をいたしております。

そのほか、さらに宝塚市の行政書士の補助者3人が、同様の行政書士会の統一職務上請求用紙を利用いたしまして、戸籍情報を不正請求していたことも明らかになりました。

この事件では、知人の依頼で1件当たり1万円の報酬を得て、不正請求していたことや、2002年1月から、2年10カ月の間に、戸籍謄本など、755件を請求して、その大半が不正に使用されていたことがわかつております。

この事件では、京都府の女性が、不正利用した職務上請求書によって身元調査が行われ、縁談が破談になったといったしまして、この行政書士を現在、提訴しているようあります。

このほかにも、6月21日には、東京都台東区の行政書士が、相続書類作成のためと虚偽の申請を行い、戸籍謄本や住民票を不正入手したとして、8カ月の業務停止処分を受け、また、7月27日には、名古屋市でも同様の事件で、元行政書士が科料処分を受けております。

これらの興信所による身元調査に不正使用された事件のほか、住民票を不正に入手して、詐欺などの犯罪に悪用する事件が、全国で多発しております。今回の戸籍情報の職務上請求は、行政書士のほか、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、

弁護士の8業種が職権で認められております。

この職務上請求書を統一請求用紙に基づく請求権行使した場合は、基本的に、市町村の窓口におきましては、不当な目的を証明する物証がない限り、拒むことができないのが現状であります。

これから質問の本題に入りますが、実は、この兵庫県で発覚いたしました行政書士が、佐賀県を除く全国で不正な職務上請求を行ったことを、行政書士本人と行政書士会が認めたことから、宿毛市ではどうであったのかということを確認をしたいために、6月1日付で、私は宿毛市情報公開条例に基づきまして、公文書の情報公開請求を行いました。

その結果、冒頭で触れましたように、6月14日付で公開された公文書によりまして、この神戸市の行政書士による職務上請求書が1通存在することが判明したわけであります。

既に、この行政書士は廃業しておりますけれども、兵庫県、総務省、日本行政書士会連合会などの調査で、職務上請求書の使用目的と提出先欄に虚偽の記載をしていたことが明らかとなっております。

もちろん、行政書士本人もそれを認めております。こうした事態を受けて、総務省は、ことし4月6日、各都道府県住民基本台帳担当部長あてに、統一請求用紙の取り扱いに関する通達を出してしまって、統一請求用紙の記載が適切に記載されているかを審査し、慎重に対応することを求めたほか、資格のある8業種の連合会に対しても、同じ4月26日付で5項目にわたる統一請求用紙の適正な使用管理についての依頼を行っております。

さらに、法務省は現在、原則公開になっております戸籍簿を、原則非公開にすることを柱とした戸籍法の改正に向けて動き出しております。

この秋には、法制審議会に図り、来年の通常

国会への改正案を提出するという運びに計画されておるようでございます。

このほか、総務省におきましても、住民基本台帳の閲覧制度を見直す検討会を発足させております。

全国の自治体でも、条例で住民基本台帳の閲覧を制限するところが増加しているようあります。今回、問題になりました神戸市の行政書士が、職務上請求用紙で請求した自治体の中では、ほとんどの市町村窓口では簡単に、戸籍謄本などの交付をしております。もちろん、宿毛市もそういうことになっております。

しかし、篠山市と神戸市の長田区役所につきましては、これをきっぱりと拒否をしておるようあります。宿毛市においても、不正目的で職務上請求が行われたことが判明した以上、宿毛市行政として、戸籍法、住民基本台帳法、個人情報の保護に関する法律や、宿毛市個人情報保護条例、これは7条の2項にも指摘されておりますけれども、宿毛市情報公開条例、人権尊重の社会づくり条例等々の法制度に照らしまして、本人の知らないところで、自分の重要な戸籍情報が売買されるという由々しき事態に対しまして、迅速かつ適切な行政対応を行うべきだと考えます。

宿毛市行政としての見解と、再発防止のための施策や、抜本的な法整備、具体的には、戸籍法の抜本改正や人権侵害の救済に関する法律の早期制定などの必要性につきまして、行政として、これから取り組みにつきまして、お聞きをいたします。

次に、情報格差の解消と、情報化戦略について、市長にお伺いをいたします。

1点目といたしまして、2011年7月の地上波デジタル化への対応について、お伺いをいたします。

総務省が公表した資料によると、高知県

内の地上波デジタル放送が、高知局として開始されるのは2006年11月からということになつておるようあります。

その後、県下4カ所の中継局を順次整備し、2011年には、それぞれ放送が開始されるものと考えられております。

4カ所の中継局の中で、高知県西部地域では、宿毛と中村の2局のみとなっておりまして、既に宿毛サテライト局の地上波放送、各局のデジタルチャンネルの割当も決まっておりますけれども、各局の具体的な整備時期でありますとか、放送開始時期につきましては、今のところ、まだ、明らかにされておりません。

総務省の情報通信審議会は、ことし4月29日、「地上波デジタル放送利活用のあり方と、普及に向けて行政の果たす役割 2011年全面移行ミッションの確実な実現に向けて」と題しまして、第2次中間答申を発表しております。

この中で、これから2011年地上デジタル放送に向けた地方自治体の取り組みの方向も示され、デジタル放送を生かしたサービスの普及のためには、先導役としての公共分野における利活用の推進が重要だということで、公共分野における利活用の推進と、そして通信、放送の融合の積極活用による円滑なデジタル全面移行の実現などを上げております。

具体的に言いますと、公共分野における利活用の促進では、災害情報に関する情報提供などを可能にする携帯端末向けサービス、高度なデータ放送などの実証実験を、2006年度までを目途に行い、その成果を地方公共団体などに公表して周知し、国は先導的な地方公共団体を支援していくということあります。

また、2011年、地上波放送の完全デジタル化への移行を確実なものにするための送信環境の整備といたしましては、中継局整備の全体像の明確化をあげ、放送事業者に対しまして、

2010年までに国民に送信環境を整備することなどを求めております。

一方、受信する側の環境整備につきましては、通信・放送の融合を有効な方策の1つとして位置づけまして、既存の光ケーブル通信網を利用した伝送路の融合によって、地上波デジタル放送を普及することをあげております。

そして、先導的な自治体には、国が支援していくということを提唱をしております。

幸い、宿毛市におきましては、県下の自治体の中でも、積極的に情報化に取り組んだ成果といたしまして、既に国の補助事業で宿毛市も出資し、設立いたしました第3セクター、ここではもう、SWANテレビと呼ばせていただきますが、SWANテレビのケーブルテレビ網を整備いたしまして、通信インフラの整備されたエリア内では、地上波デジタル放送に対応できる環境は、とりあえず整いつつはあります。

高知県情報基盤化の平成13年のテレビ難視聴地域実態調査発表資料を見てみると、宿毛市内のテレビ難視聴地域は32地区、2,447世帯、6,213人となっております。そのうち、共聴施設が24カ所、1,951世帯。この共聴施設につきましては、現在、11地区、約472世帯が団体でケーブルテレビに加入しております。

そういうふうな状況でございますが、宿毛市の説明によりますと、第3セクターSWANテレビで整備したケーブル幹線網でサービス可能なエリアは、市内の約95パーセントまで整備されたというふうにおっしゃっております。

しかし、この95パーセントという数字は、サービスが可能なエリアとしての、最大の予測値でありまして、現状では、このうち、市内世帯数の約45パーセント、4,500世帯が幹線の延長が必要ありましたり、家庭に取り込む端子が未設置であるなど、未整備であるため

に、インフラ整備をしなければデジタル放送を視聴できなくなる家庭が相当数出てくるのではないかと推測されております。

当然、現在の共聴施設を含めまして、ケーブルテレビのサービスを全く受けることが不可能な5パーセント、約500世帯につきましては、難視聴地域のまま残されてしまうことになります。

SWANテレビは、当初、10カ年計画で4,000タップ、これ、端子の数のようござりますけれども、約3,700世帯の加入を目指して事業計画を立て、そして放送事業者の認可を受けております。

しかし、現在、3年目の第3セクターで経営する株式会社の企業努力だけでは、とても当初計画にはなかった2011年のデジタル化問題に対して、完全には対処できそうにはありません。これらの情報インフラ整備が困難と思われる市内の45パーセントにのぼる世帯と、ケーブルテレビのサービスの不可能な5パーセントの集落の受信環境の整備をどうするのかが、今後の大きな問題となってきております。

そもそも、地上波放送完全デジタル化によるこの受信問題が発生いたしましたのは、市町村や地方のケーブルテレビ事業者が原因ではございませんで、電波利用の許認可権を持つ政府決定が発端になっております。

情報インフラの格差を解消していく方法については、国、県、宿毛市、放送事業者、そして受信者が連携して送受信環境を整備するべきだと考えます。

当初、国の有利な事業を導入して、ケーブル通信網整備を決定した時点で、こういった問題は想定していたはずでありまして、早急に有利な補助事業などを導入して、計画的に整備を進めなければ、2011年には、市内で現在の地上波テレビ放送を全く視聴できない事態が生ま

れます。

高知県が提唱している2011年7月に、地上波テレビが見えなくなる家が1軒もないために、という目標でございますけれども、宿毛市としては、この目標の実現に向けて、何をするのか。市民の生活や、災害時などの緊急情報入手の手段として、いまや重要なメディアでありますテレビジョンが役に立たなくなる事態をいかに回避するのか、この今後の計画を示していただきたいというふうに思います。

また、2011年に地上波デジタル放送が開始され、アナログ放送が終了することによりまして、行政としての対応を迫られることは必至だと思います。

住民に対して、2011年デジタル化対策について、事前に余裕を持って、広報等で周知していくことはもちろん、現在、公共放送を受信している受益者たる住民からの相談を受けつけたり、放送事業者と連携する、そのための行政の窓口も当然必要になるかと思います。

府内のその対応する行政の窓口は、一体どこになるのかを示していただきたいと思います。

2点目に、情報インフラ、情報サービスの拠点化戦略について、お伺いをいたします。

国は、昨年12月、2010年までに都市部とそれ以外の地域の情報格差をなくすことを柱とする情報技術施策の中期ビジョン、「U-Japan政策」の工程表を発表しております。

この政策は、2010年までに国民の100パーセントが高速、または超高速回線を利用するなどを、利用可能とすることを目標にしておりまして、都市部と地方の情報格差解消に、本格的に取り組むことを打ち出しております。

高知県におきましても、10年前の1995年、平成7年ですが、高知県地域情報化計画構想を打ち出しまして、1997年に同実施計画、2001年に高知情報化戦略2001を策定し、

その後、2003年に高知情報化戦略2005を、具体的に、今現在、進めておるところであります。

ことは、その最終年度といたしまして、2006年から2010年までの5年間の新たな高知県における情報化戦略の策定が求められています。

高知県の情報化戦略につきましては、高知県が立ち上げた高知県情報生活維新協議会2004年度第3回運営委員会において、一人ひとりの生活、企業や地域のあり方の変革を、情報化推進の基本理念とし、高知県民の視点に立った生活に密着した、わかりやすい情報化戦略案を策定することを決定しまして、その後、17回の審議を重ね、ことし5月、高知県民の情報化戦略を策定いたしまして、県にこれを提案をしております。

この中で、教育分野、災害対策、情報格差の解消、産業振興、福祉医療支援などの分野における県内の情報化の有効性を提言をしております。

これまで、都市と地方の情報格差の解消が叫ばれてきましたけれども、これからは、地方における情報格差の解消と、効率的な行政サービスを住民に広く提供していくことが求められるのではないかと考えます。

そのためにも、高知県の進めようとしております総合行政ネットワークへの積極的参加と、市内の少数点在集落への情報インフラの整備を、行政、民間放送事業者、関係住民が共同で推進するプロジェクトに取り組むことが、宿毛市のこれから情報化戦略に必要であると考えます。

市長は、四国西南部での情報サービス発信の拠点都市づくりによって、産業の活性化でありますとか、生活文化、医療福祉サービス、防災対策などを充実させ、安全で住みよいまちづくりを推進していくビジョンや、戦略を打ち出す

つもりはないか、お伺いをいたします。

3点目に、携帯メールを利用いたしました緊急情報伝達システムの導入について、お伺いをいたします。

先だって、襲来しました台風14号は、宿毛市内を初め、県内外に大きな傷跡を残しまして、甚大な被害をもたらしました。

被災された皆様方に、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、春野町の東小学校で、今回の台風災害の非常通信手段として、通信メールが大きな効果をあげていた記事を、9月8日付高知新聞で拝見をいたしました。

以前にも、この携帯電話のメール機能を活用した緊急情報伝達システムの導入を、一般質問で提案をいたしましたけれども、残念ながら、その後、執行部から具体的な検討内容の結果についてのお話を、いまだにいただいておりません。

今回の東小学校の取り組みは、災害や犯罪から児童を守ろうという理由で導入したもので、普段、緊急時に連絡がとりにくい仕事情報や、不審者情報の早急な伝達の要望が出てきたという事情が、背景にありました。

今回のケースでは、保護者の持つ携帯のメールアドレスを、校内のパソコンにあらかじめ登録いたしまして、下校時間の線上伝達を、パソコンから携帯メールへ一斉に発信したものであります。

保護者からの評判も上々だったようでありまして、さらに二重、三重の連絡方法と併用して活用すれば、さらに信頼性が高まるとも報じられております。

また、昨年の新潟中越地震では、被災地区を中心に通信回線の故障や、通話規制によりまして、電話がつながりにくい状況でありましたが、携帯メールは、比較的良好に通信ができたという

報告も上がっております。

NHKでは、被災直後から携帯メールで使用できるウェブサーバーを立ち上げまして、携帯メールによる情報交換で、効果的に現地対策を進めたと言っております。

既にご承知のとおり、災害情報は、行政機関が集中して管理しておりますけれども、現在の情報収集能力や、情報伝達能力にはおのずと限界がありまして、災害情報を全住民がリアルタイムで共有するということは、現状ではまず不可能であります。

しかし、宿毛市には、既にケーブルテレビ網による情報インフラの整備が一定、進捗し、市内でADSLを含めて、ブロードバンドに接続可能なエリアは93.4パーセントに上っているというふうに言われております。

各家庭におきましても、情報端末のパソコンが急速に普及しつつあります。さらに、携帯電話に至っては、あっと言う間に、ほとんどの家庭で、だれかが1機は持っているくらい、普及しております。

5年前までは、考えられないくらいに、情報化が一気に進みまして、行政、学校、企業、個人など、あらゆる領域でパソコンが活用され、ブロードバンドの普及に伴い、ホームページの開設も飛躍的に拡大してきておる状況にあります。

こうした情報インフラを活用して、緊急時の災害情報などを双方向で収集、配信できるシステムを構築することは、それほど困難なことはないよう思います。

要は、必要性があるかどうかをどう認識し、積極的に取り組む意思があるかどうかではないでしょうか。

例えば、行政の災害対策本部にサーバー、コンピューターを置きまして、個人情報は一切登録せずに、希望者にメールアドレスのみを登録

していただき、緊急情報をいつでも、一斉に発信、そして受信できるようにすればいいのではないかでしょうか。

また、登録した住民からの配信によりまして、市役所で把握できない局地的な災害情報や、緊急情報を受信もできます。つまり、緊急時に双方向の情報交換が可能になるわけあります。

もちろん、セキュリティーにつきましては、十分検討し、個人情報の保護や、目的外使用については、厳しく対応することはいうまでもございません。

それらの問題点やリスクを考慮いたしましても、必要なサービスではないかと思います。

また、最近、注目を浴びております情報伝達手段がございます。ことし発生した関東や東北での地震で、気象庁が設置したナウキャスト地震計受信機に、緊急地震情報の初期微動のP波をとらえていたことが報告されました。

主要動のS波が到達する前に、少しでも早く避難することも可能になることが実証されたということになります。現在は、実証実験の最中でございますけれども、近い将来、これらの情報サービスを利活用できる時代も到来するものと考えます。

この地震計は、これまで、順次設置されておりまして、2006年3月までに、全国200カ所に設置が完了する予定であります。

以上、この携帯メール等を活用いたしました緊急時災害情報伝達システムの導入につきまして、市長の考え方をお聞きをいたします。

最後に、行政チャンネルと宿毛市のホームページの充実につきまして、簡単にお聞きをいたします。

ケーブルテレビが宿毛市に誕生いたしまして3年が経過しましたが、宿毛市の行政チャンネルは、議会中継とその録画放送以外は、全く評判がよくありません。ほとんどの時間は、お知

らせを文字放送のみで行っております。住民に必要な行政情報につきましては、無音声、無声画面ではなくて、音声も入れるなり、そして通常画面での中継映像、編集映像、具体的には、これは防災対策の番組であったり、宿毛市の案内であったり、宿毛市の広報のテレビ版と申しますか、行政チャンネル版といった、そういう編集映像も含めた放送を、もっと住民に身近な行政チャンネルとして、充実していくべきではないかと考えます。

また、宿毛市のホームページにつきましても、以前より見づらくなつたとか、わかりにくくなつたというお話を聞きます。

訪問者がホームページをのぞいて、すぐに知りたい情報にアクセスできる工夫が必要でありますし、内容も充実させ、更新もしっかりと行うことが不可欠であります。

他市町村のホームページと比較すると、非常に内容が薄いと感じます。インターネットは、いまや情報収集の最高のツールであり、ホームページのエントランスともいえるトップページにつきましては、その自治体の顔として見られております。

宿毛市のイメージアップも、イメージダウンも、そこで決まるかもしれないほど影響力が大きいと感じます。

以上、宿毛市の行政力の物差しとして重要な意味を持つ行政チャンネルと、ホームページのお世話につきまして、もっと本気になってするべきだと考えますが、市長のお考えをお伺いして、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初のご質問でございますが、戸籍情報の不正、職務上請求書の不正利用事件というのが起つたということで、これに対応するにはどう

すればいいのかと。積極的行政として取り組めということのようございます。

事件の経過については、いろいろ中川議員の方からたくさんお聞きしまして、十分、把握をしておるつもりでございます。

今回の事件をきっかけにしまして、行政書士連合会とか、全国社会保険労務士連合会、これはみずから、職務上請求書の様式を変更しまして、請求の際には、使用目的であるとか、提出先に加えて依頼者名を明確にしていく。それから、不正使用の再発防止を図ることとされております。これはもう、承知をしておりますが、ただ、私ども市役所としましては、今、戸籍法なりに決められた形での、例えば、先ほども中川議員がおっしゃいました行政書士を含む8業種でございますね、こういったことには、請求事由を明記しなくてもいいというふうな、法律上のものがございます。

請求するものについては、これは、不正使用で、不正目的で請求するんだということは、絶対言わないとは思います。請求されても、私どもは性善説といいますか、そういった形で、だれだれがどういうものを請求したかということをもって、法律に基づいて、発行しているという状況でございまして、結果的に、こういったものが不正に使用されたということでございます。

不正に使用されたものについては、これは、ほかの、これ聞いておりますところによりますと、行政書士はその県の方から罰則を受けたということも聞いております。

申請段階において、これを防止するというのが、非常に私どものところでは、できるのかできないのか、非常に難しいんじゃないかなというふうには思っております。

先ほどの神戸の長田区の話とか聞きまして、こういうことがないようにということは、非常

に我々としてもやらなきやいけないことでございますけど、今後は、総務省の方でも、ちょっと新聞記事とか読みましたら、住基法の閲覧とかいうものについても、公益調査に限定していくと。悪いことに使用されるのは、防止をしなきやいけないということで、戸籍法の改正とか、いろんな動きが今、出てきております。

我々も、いちばん窓口を預かっている市でございます。市町村でございますので、やはり、法律に基づいた形のものは、これは守らなきやいけないんでございますけれども、これが悪意に使用されるということについては、法律でもって、まず防止ができるような形をとっていただかなきやいけない。

結果的に、悪用された場合に、お前のところ、宿毛市に、例えば窓口にも責任があるじゃないかというふうな言われ方をされましても、これ、非常に防止するのが難しいというのが実情でございますので、これはご理解願いたいと思うわけでございます。

それから、次に、情報格差の解消と、その情報化戦略についてでございます。

2011年の7月に、地上波アナログが終了しまして、デジタル放送が開始されるということをございます。

中川議員の情報もたくさんいただきました。我々としても、このアナログが終了ということで、今あるテレビが見えなくなるとかいうことについては、非常に憂慮しなきやいけないことでございますし、憂慮もして、この宿毛市地域の全地域が、この地上波デジタル化ということに対して、対応できなきやいけないということで、できるだけのことをしたい。

その1つの手段と申しますか、として、先ほど申されました西南地域ネットワーク株式会社、いわゆるSWANテレビでございます。これを利用しての、このデジタル化対応をすると

いうことでございます。

中川議員のおっしゃる、いわゆる SWAN テレビでも、全体を把握できないじゃないかと。5 パーセントはいまだに SWAN のテレビ網に入っていない。それから、また、市内においても、40 数パーセントにつきましては、まだ対応ができないということでございます。

これは、裏腹に、SWAN テレビの経営状況にもかぶってくるわけでございまして、宿毛市全地域が、この SWAN テレビに加入していたら、このデジタル化についても、対応できるというでございますが、まだ、5 パーセントの地域に、どういった形で入り込んでいくか。ケーブルをどうやって敷いていくかということを、先行的な投資をしていくかとか、まだ、はっきりした形ができておりませんことは、まことに申しあげないことでございますが、このケーブルテレビのエリア拡張とか、それから、国や県の難視聴対策事業の動向を見ながら、我々、対策を検討していかなきゃいけないんじゃないかななど、こういうふうに思っております。

それから、これに対応する周知というのも図っていかなきゃいけない。これは、先ほど申しました SWAN テレビへの加入ということも、非常に我々、大切なことということで、毎月の広報にも、どうして SWAN テレビに入っていただきたいかということも含めた形での広報していくということで対応しておるわけですが、なかなか、まだお金の問題であるとか、そういう問題がありますので、全員が入っていただけてないのが実情でございます。

できるだけ、こういったものにつきましても、中川議員、先ほどおっしゃられたことにつきましても、広報の中に入れ込みまして、加入促進を図ってまいりたいというふうに思っているわけでございます。

それから、デジタル放送に関する窓口でござ

いますが、テレビ難視聴対策事業とか、ケーブルテレビ事業の担当しております、現在では企画広報課の方で、窓口として行わせようというふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

それから、情報インフラとか、情報サービスの拠点化の戦略でございます。四国西南部での情報サービス発信の拠点づくりということでございますが、総合行政ネットワークにつきましては、平成 15 年 4 月より接続をしているところでございまして、このネットワークを活用しました国、県への申請業務と、有効的に活用できるように進めているところでございまして、四国西南部での情報サービス発信の拠点づくりにつきましては、ケーブルテレビ網を有効に活用しまして、放送事業者、住民との協働によりまして、安全で住みよいまちづくりを推進していきたいと、そのように考えておるわけでございます。

具体的な形で、いろいろ情報インフラの関係、情報サービスの拠点化ということにつきましては、いろんな、これはやっぱり専門家の意見等も聞いて、間違いないないようにやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、いろいろ、またいいご意見なりを、お知恵なりをお貸し願えればありがたいと思います。

それから、携帯メールを利用した緊急情報伝達システムの導入でございます。

これ、世間におくれないようにしたいなというふうに思っております。

この間、9 月の 1 日、防災の日ですか、これ、ドコモの方が試験的に、あれは 1 週間か 1 カ月か、ちょっと私、失念しましたが、携帯メールを利用して、緊急災害情報といいますか、安否情報と申しますか、そういったものを受けつけると、そういうふうなことが、ドコモの方でやられたようでございます。

こういった形で、災害の緊急情報伝達システムというのが、非常に必要なことだというふうに、私自身も思っております。

ぜひ、こういった形のものを、早く取り入れなきやいけないというふうに、腹の中からは思っているわけでございますが、まだ完全に進んでいないというのが実情でございまして、お叱りを受けるかもしれません、これからもモバイル機器を活用した情報の提供が、全国的な展開をすると思われます。

宿毛市においても、やはりこれにおくれをとらないような形で、何とか対応をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、行政チャンネルと宿毛市のホームページの充実でございます。

行政チャンネルにつきましては、私も中川議員と、実は一緒にございまして、行政チャンネルの議会の中継は、このようにさせていただいているわけでございますけど、行政からの発信のものは、行政チャンネル見ても、音声も何もない画像だけということで推移をしております。

これ、SWANテレビとも打ち合わせしたりしまして、何とか音声を入れるとか、ほかの映像とともにというとでお話をしているところでございますけれども、またここに上がって、お金のことを言うといって怒られると思いますけれども、これもまた、予算が非常にかかるようなことでございまして、できるだけ、行政チャンネルの充実というのは、本当に、本気になって考えておるわけでございますけど、ぜひこういった形でやりたい、ああいった形でやりたいと思うにつきましては、私ども府内、そしてまたSWANテレビも入れて、話し合いも数回もっているところでございます。

ぜひ、こういった形の、反対に質問が出ないような形で、これを充実をしたいという気持ち

はすごくあります、ぜひ、何とかやっていきたいというふうな気持ちは、本気に思っております。

それから、ホームページでございます。おっしゃるとおりの、ホームページは宿毛にとっての、今、情報がこんなにたくさんのところでは顔となります。以前よりよくなつたとおっしゃってくださる方もいるし、また、この程度じゃダメだと、いろんな評価があろうかと思います。

人によって、それぞれ評価があると思いますけど、やはり、我々宿毛市の情報発信ということでは、非常に大切なホームページでございますので、自己満足をしてはいけないということで、よそのホームページも見たり、いいところは取り入れて、いろいろな改善、リニューアルを図つてまいりたいと思っております。

また、いろいろなご意見もお叱りもいただければ、ホームページの充実につながろうかと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。  
○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。  
○16番（中川 貢君） 再質問を行いたいと思います。

1点目の、戸籍情報職務上請求書不正利用事件についてでございますが、私がお伺いをしたいのは、宿毛市として、どういう対応をするのかということに尽きるわけです。

国の動きは、先ほど、こちらから質問で紹介したとおりであります、一定の動きがあります。

問題なのは、宿毛市として、この事件をどう受けとめるかということです。

というのが、制度上では、確かにきちっとした目的外使用が明確にない限り、断ることができない内容になっています。

法で定められた8業種については、提出しなければならないということになっておりますが、その上で、目的外に使用した場合には、それは

認められないという、私は見解を持っておりますので、その目的外使用が明らかになった以上、宿毛市として、看過しておっていいのか、ということなのであります。

具体的に、この宿毛市の個人情報保護条例の中の7条の2項、先ほど言いましたけれども、実施機関の任務といたしまして、外部提供する場合は、必要があると認めるときは、その適切な取り扱いについて、必要な措置を講ずることを求めなければならないという1項があります。

それから、先ほど言いましたように、4月26日付で国の方から各都道府県の所管の部長に対しての通達の中でも、こうした取り扱いに対する厳正な対応を求めてきておるところであります。

それは、最初の申請時点での対応であります、それは。しかし、その申請時点できちつとした把握ができないということでも、しっかりと、厳正に対応しなさいという通達でありますので、明らかに不正利用されたいことの内容が把握された以上は、それなりの対応を、請求者に対してすべきではないか。

例えば、県を通して照会するなり、こういった問題がありましたが、事実ですか。特定できるかどうかはわかりませんけれども、こういった対応も、宿毛市としてやるべきでないか。

私は、はっきり言って、宿毛市はその職務上請求書によって、その行政書士にだまされて、公文書、戸籍情報を提供したということになるわけでありますし、それに対して、憤りを感じていただきたいわけであります。

その点の意見、そして、県、国に対しての対応、その職務上請求書を使って不正を働いた、そういった機関なり、そしてその本人なりに対しての一定の対応はできないのかどうか、それをお答えください。

それから、地上波デジタルの関係でございま

す。

先ほど、市長がご答弁されたわけですが、現在、SWANのケーブルテレビ網があります。先ほど言いましたように、3,700世帯を目指していて、2,000幾らか、ちょっと今、手元で説明できませんけれども、それにまだ届いていませんが、それは10年間の目標でやられた計画というふうに聞いております。

現在、そういう計画で進んでおりますけれども、全く、4,000タップいうものしか、本来、計画にはないわけですね。それを、どうも私、調査しましたら、1,000タップをSWAN独自の企業努力でつけたということのようであります。その5,000タップ、5,000世帯になるのですが、その5,000のタップを利用していただくための勧誘として、加入していただくということは、現在、一生懸命努力してやっていただかにやならんことだと思いますが、残りの半数、4,500、それから500の、5パーセントの全く視聴できないケーブルテレビも届かないところ、いうところについては、加入してくれればいいわけですから、加入する以前の幹線が通ってない、タップがついてないというところ、施設整備をしなくちゃならんということになるわけですね。

ところが、それをSWANで聞きましたら、それを企業努力でやることは、ちょっと今のところできませんと。赤字になって、経営破たんするようなことはできませんというような、何かそういう企業としての限界を感じているようなことも、拝聴しました。

その部分につきまして、県、国、そして市町村、放送事業者、そしてまた受益者、県の補助事業なんかも、例えば、テレビ難視聴対策として、県のこの情報基盤化の事業としてあるようですが、ケーブルテレビの受益者負担の、いろいろな、NHKテレビ難視聴解消事業とかいう

ようなものもあるようですので、いろんな有利な補助事業を、住民と放送事業者と、そして行政とが一体となって、そういう難視聴地域解消に向けた準備をしていかないといかんのではないか。

というのは、2011年度間際になって、何かしようと思っても、日本全国、その2011年に向けて、物すごい事業が集中してくる可能性があるわけですね。したがって、計画的に、迅速に、早めに準備をしていく、対応していくことが、住民に対しても、啓発なり、そういう情報を提供していかなくちゃならんことだと思うわけです。そのための行政の受け皿として、相談の窓口として、きっちりとした対応をしていただきたいということなわけです。

あと、窓口については、企画広報課でやっていだたけるということですが、情報化の拠点の問題と、今言ったケーブルテレビの整備の問題と、密接に絡んでくるかなというふうにも思いますが、そういう意味で、宿毛市との関係する機関、事業者との連携で、そういう情報化の拠点化に向けてのプロジェクトみたいな形のものも、考えて、例えば情報発信していくためのいろんな整備をしていかにやならん。

先ほど、専門家の意見も聞いて、モバイルの関係で、拠点化の問題で、市長はおっしゃったんだと思いますが、専門家の意見も聞いてやることであれば、なおさらそうした基盤整備、それから、よく言う情報の内容、コンテンツを充実させていくことも含めて、どういったサービスをしていくのか。

だから、行政チャンネルも含めて、かかわってくる課題だと思うわけです。そういうトータル、総合的な観点から、この情報化戦略も、宿毛市としてちょっと考えていくべきではないかなというふうに思います。

ちょっと、大雑把でわかりにくいかもしれま

せんけれども、その情報格差の是正とあわせて、そういう情報の拠点化、発信の拠点として、宿毛市がこの地域で確固たる地位を築いていく、そういうリーダーシップを發揮する。情報関係は、宿毛市にお任せというくらいな感じで、宿毛市を引っ張っていくことが、この地域の中で、1つの生き残りとしての方策の1つではないかなというふうにも思います。

そういう部分で、この情報化の拠点についても、積極的に、専門家の意見ということありますから、プロジェクトを立ち上げるんだったら立ち上げるような方向で取り組んでいくべきではなかろうかというふうに思います。

何か、目標を高いところへ持って、いい話をしても、具体的に取り組む内容が伴わないと何もなりませんので、ぜひ、具体的に取り組んでいくご答弁をいただきたい。あつたらいいなとかいうことではなくて、できんのやったらできん、やるんであれば、こうしてやりますということを言っていただきたいと思います。

携帯メールを利用した、情報伝達システムの導入につきまして、再質問でお答え願いたいわけですが、この携帯メールを利用して、かなり進んだ地域ではやっておるわけですね。他の市町村でも、もう既に導入してやっているところもあります。

ここで、先ほど、東小学校の取り組みの話をご紹介したのは、実際に有効であるということが実証された1つの事例であるというふうに思います。

携帯電話、みんな持っていますし、かなりの方が持つておられると思います。したがって、そういう登録を、メールのアドレスの登録をしていただく。それに対して、サーバー、ここで構えて役所から、防災担当の方から、まとめてそういう発信をしていくことも、そんなに難しいことではないし、お金がそんなにかか

ることでもないと思うわけですが、そのことについて、以前も検討するというお話を聞いてまして、きょうは答えが聞けると思っておりましたけど、全くそういう前向きの話はありませんので、もう一度、もし検討するんであれば、いつごろ答えを出すとかいうくらいはご答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、2回目の質問を、再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 中川議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの戸籍住民票の管理の関係でございます。目的外使用が明らかになった場合の対応ということでございます。

結果的に、だまされた形の宿毛市はどうするのかということでございます。このことについて、先ほどの答弁の中に入っていたものですから、答えさせていただきます。

今回の問題におきましては、先ほどもチラリと触れましたが、行政書士の資格を与えた3名の所管する各都道府県知事によりまして、何名か廃業勧告の行政処分が行われたと、このように伺っております。

ただ、戸籍法に基づきまして交付をした本市としましては、このように興信所に依頼をして、個人情報を入手するといった手法につきましては、非常な憤りを感じずにおれないということで、いずれにしましても、法の整備が急務ということになろうかと思います。

総務省、法務省とも、個人情報の観点から、法の改正の動きもあると伺っております。早い時期に法が改正されるものと思っておりますが、だまされたと言って怒るばかりではなくともならないわけでございますけれども、これからのこと、厳正な審査を、総務省からの4月26日の通達で来ております。

行政書士連合会等からも、請求書の様式を変更されておりますので、こういった形での、今までの書式にのっとっただけでなくて、厳正な審査を行っていきたいと、このように思っております。

それから、地上波デジタルで、SWANの関係で4,500、それから難視聴の500という5,000の地域、世帯ですね。これは、ケーブルを通っていないところでございますが、エリア外につきましては、エリアの拡張を、先ほどもちょっと触れましたけど、国や県の難視聴対策等の箇所と連携をとりまして、対策を検討していくかなきやいけない。

これは、中川議員のご指摘のように、2011年になってこれやったんじや、何ともなりませんので、これからやらなきやいけないということでございます。

すぐに対策を考えなきやいけないわけでございますが、そしてまた、情報サービスの関係とも、これまたかかわってくると思います。携帯メールともかかわってくるものでございます。プロジェクトなり、情報サービスの関係のプロジェクトを、これからきちんと立ち上げた形で、専門家の意見を聞きながら、早いうちの手を打っていきたい。どういった形になるか、私自身も専門家ではございませんので、専門家のご意見をきちんと聞いた上で、これらの問題に対応もしていきたいというふうに思っておりますし、また、携帯メールの関係でございます。前向きの検討でなくて、やれということでもございまし、やらなきやいけないというふうに思っておりますので、すぐに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○副議長（菱田征夫君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） どうもありがとうございました。

1点目の戸籍情報の関係で、不正利用事件が

あったわけですが、市長として、ぜひ、今後、こういうことの起こらないように、きちっとした対応を、行政として、していただきたいというふうに思います。

県、国に対しても、機会あるたびに、そういった個人情報がきちんと保護できる法体系の整備についても、ぜひ、市長の立場で、積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

そして、デジタル関係の2011年の7月に起こる完全デジタル化によるアナログ廃止。廃止というか、終了という事態を踏まえて、適切な準備をしていただくということも、先ほど、目標として、やっていこうという決意をお聞きいたしましたので、それを期待をして、ぜひ実現をしていただくようにお願いをしたいと思います。

1点だけ、ちょっと加えてお願いをしておきたいわけですが。答弁は要りません。

SWANテレビも含めて、この受益者との連携を重要に私は考えておりまので、宿毛市として、全体のコーディネートをしていく、お世話していく、そういう責任はあるというふうに思います。困った事態が起こらないように、周到な、ぜひ準備をして、対応をお願いをしたいと思います。

細々ありますけれども、ぜひ、具体的に取り組みを今後進めていくということで、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○副議長（菱田征夫君） これにて、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

-----

午後 3時05分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。

ただいま、市長から、「議案第37号及び議案第38号」の2議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第37号及び議案第38号」の2議案を日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

「議案第37号及び議案第38号」の2議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 大変お疲れのところを、追加ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

「議案第37号及び議案第38号」は、平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算、並びに宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

介護保険法の一部を改正する法律が、平成17年6月22日に成立したことに伴い、これまで介護報酬から給付されていた食費及び居住費について、本年10月から特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護療養型医療施設においては、給付の対象から除外されることになりましたので、関連予算の追加と、条例の一部を改正するものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りたいと思います。

提案理由の説明を終わります。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時08分 散会

第 3 回 宿毛市議会定例会

第 9 日

平成 17 年 9 月 22 日（木曜日）

平成 17 年  
第 3 回宿毛市議会定例会会議録第 4 号

1 議事日程

第 9 日 (平成 17 年 9 月 22 日 木曜日)

午前 10 時 開議

第 1 議案第 1 号から議案第 38 号まで

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 1 号から議案第 38 号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員 (17 名)

2 番 中 平 富 宏 君	3 番 有 田 都 子 君
4 番 浦 尻 和 伸 君	5 番 菊 地 徹 君
6 番 寺 田 公 一 君	7 番 菱 田 征 夫 君
8 番 宮 本 有 二 君	9 番 濱 田 陸 紀 君
10 番 沖 本 年 男 君	11 番 西 郷 典 生 君
12 番 岡 村 佳 忠 君	13 番 佐 田 忠 孝 君
14 番 田 中 徳 武 君	15 番 山 本 幸 雄 君
16 番 中 川 貢 君	17 番 西 村 六 男 君
18 番 岡 崎 求 君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員 (1 名)

1 番 浅 木 敏 君

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福 田 延 治 君
次兼庶務係長	小 野 正 二 君
議事係長	岩 本 昌 彦 君
調査係長	乾 均 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第38号まで」の38議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。

6番、質疑を行います。

私の聞きますのは、議案第15号「一般会計補正予算」と、議案第32号の2議案でございます。

まず、議案第15号の方から、順次聞いていきたいと思います。

まず、15号別冊、ページ26ページ、5款1項3目の農業振興費の11節の需用費の17万円を減額して、報償費・旅費のところで、地産地消促進事業報償費ということになっておりますが、これの変更理由と内容について、お示しを願いたいと思います。

続きまして、同じ農業振興費の次の負担金補助金及び交付金というところの中山間地域等直接支払交付金というので413万8,000円を補正をしておりますが、これの内容と、どこの、地域がわかっておれば地域、どこの地域に交付したのかもお示し願いたいと思います。

続きまして、同じ農業費の農地費で、13節の弓場ため池地質調査等委託料ということで400万が計上されていますが、これの内容をお示し願いたいと思います。

続きまして、27ページ、5款2項3目の12節役務費の共生林整備事業手数料ということで、915万4,000円が計上されていますが、この公有林、どこの公有林を共生林として

整備するのかをお示し願いたいと思います。

続きまして、29ページ、6款1項5目の13節オニヒトデ等駆除委託料ということで、30万8,000円が補正されておりますが、オニヒトデ、これはサンゴの食害という部分だと思うんですが、宿毛市ではどこの地域で、どれくらいの効果があったのかということをお示し願いたいと思います。

続きまして30ページ、土木費、7款2項4目の15節の工事請負費を、1億37万7,000円を減額補正し、19節のところでアロケーションの負担金ということでなってますが、この事業内容をお示し願いたいと思います。

続きまして33ページ、7款4項1目の22節市営住宅明渡し等請求訴訟費ということで、80万が組まれてますが、市営住宅の明渡し訴訟ということですので、内容をお示し願いたいと思います。

同じページの7款5項1目15節工事請負費、がけくずれ住家防災対策工事費ということで620万7,000円が補正されております。これは、どこの地域を工事しようとするものなのか。箇所が何カ所かあれば、またその箇所数もお示し願いたいと思います。

続きまして34ページ、7款7項1目15節の松田川親水公園整備工事費ということで、1,100万が計上されています。この松田川親水公園については、今、歩道が整備されただけで、あと、ほとんどの整備がされてませんが、この1,100万でどのような整備がなされていくのかをお示し願いたいと思います。

次に、35ページ、9款2項2目教育振興費の18節備品購入費の高知県山の学校支援事業備品購入費を、6万5,000円を減額して、11節の需用費を同額増額しておりますが、これの、どういう理由で増減があったのかをご説明願いたいと思います。

次に、36ページ、9款4項1目社会教育総務費のところで、中尾ミエチャリティーコンサートということで、各節で出されてますが、先日、市長もチャリティーでくろしお鉄道の支援を目的としてやるというような説明がありましたが、この教育総務費ということでここに上がっていますが、事業内容と、ここでやることの意味を、予算支出する意味を説明願いたいと思います。

同じく、13節の文化講演会委託料というところの100万を減額してますが、この意味もあわせてご説明願いたいと思います。

それで、最後、15号では最後になりますが、39ページ、10款2項2目の過年度土木施設災害復旧費ということで、15節で工事費1,685万7,000円が出されておりますが、これの事業内容をご説明願いたいと思います。あわせて、これは予算としては出ておりませんが、先だってありました台風14号での件数及び被害額がわかっておれば、ご説明願えればと思います。

最後に、議案第32号であります。

32号、宿毛市公園条例の一部を改正する条例でありますが、都市公園条例の一部を改正する条例でありますが、条例の内容としては、シャワー室の利用料の設定になっていると思うんですが、総合運動公園内にあるトレーニング室が、昨今の健康ブームといいますか、いうところで利用が非常に多いと聞いております。その中で、特に市外からの利用者が、利用料が安いということで多数来ているという話も聞いておりますが、市内外の利用者の割合などがわかれれば、ご説明を願いたいと思います。それによって、再質疑をしたいと思います。

よろしくお願ひします。以上です。

○議長（岡村佳忠君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、寺田議

員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、ページ26ページ。款項目の5・1・3の中で、11節の17万円の減額を説明、内容ということでしたが、この目の全体が地産地消事業推進事業の事業費になっておりまして、まず、8節で8万円の補正をお願いします。

この内容につきましては、今回の議案の中で、企画費の中で減額しております地域づくりアドバイザー事業の中で、その中で地産地消推進事業として特産品の開発と、パイナップル等の栽培についての講演会をその中で予定をしておりましたが、今回、その事業が採択にならなかつた関係で、今回、地産地消推進事業の中での扱いいいますか、対応をしたいと考えております。

特産品ということですので、パイナップル等の栽培についての講演会を予定しておりますが、先生につきましては、琉球大学の先生を予定しております。

11節の17万円の減額につきましては、100万の全体の中での予算調整としての減額です。

それから、2点目の、同じく19節413万8,000円の中山間地域等直接支払交付金の内容ですが、まず、対象地域ということでありましたが、対象地域は8集落を対象にしまして、山北で4集落、それから山奈で天神、西竹石、芳奈、それから平田で黒川、合計8集落を予定しております。

一応、合計で、対象面積約40ヘクタールで、集落協定を結びまして、集落で水路、農道の管理をするとともに、この事業の目的であります耕作放棄の防止、景観の向上、環境保全等多面的機能の向上を図っていきたいと考えております。

交付金の額につきましては、急傾斜が2集落あります。それから、緩傾斜が、緩い傾斜のと

ころですが、6集落ありますて、内容によって反当、10アール当たり2万1,000円から6,400円が単価となっております。

この事業につきましては、本年度から5年間、継続して事業をすることが必要となります。

財源につきましては、国50、県が25、市が25パーセントで、市費分につきましては、特別交付税で財源措置があります。

同じく、款項目5・1・5の13委託料、弓場のため池地質調査等委託料400万円の内容ですが、現地調査によりまして、危険箇所が判明し、県営事業で事業はお願いする予定ですが、本年度、市単独事業で地質調査と事業計画書の作成が必要ですので、その業務を委託するための予算であります。

この事業につきましては、県営事業としまして、平成18年度に事業採択のための法手続きをして、平成19年度に詳細設計といいますか、作成をして、平成20年度に本体工事を実施する計画であります。

全体の事業費につきましては、詳細設計書ができるないとはつきりしませんが、約1億円を予定をしております。その宿毛市の負担金は、その中の10パーセントであります。

それと、最後に、27ページの款項目5・2・3、公有林整備事業費の中で、共生林整備事業手数料とあります。915万4,000円の内容ですが、これは、荒瀬山の事業なんですが、生活環境保全林であります荒瀬山なんですが、ヒノキの面積17.3ヘクタールの間伐、それから広葉樹が27.77ヘクタールの除伐、計45.15ヘクタールを整備をして、自然との触れ合いや環境保全など、森林と人との共生林としての整備を図ってまいります。

今後は、市民の皆様にピーアールして、できるだけ荒瀬山の方に行っていただくようにピーアールをしていきたいと考えております。

今回の荒瀬山のこの事業を、公有林整備事業として実施をしたいと考えますのは、荒瀬山は一般的に造林の区分で、共生林としての区分になっておりまして、一般の間伐事業といいますか、緊急間伐総合支援事業は対象になりませんので、今回、財源的には、国50パーセント、県20パーセント、市30パーセント。30パーセントには公有林整備事業債、起債を充当しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、おはようございます。6番議員の質疑にお答えをいたします。

ご質問の箇所につきましては、議案第15号別冊、29ページ、観光費の中の13節、オニヒトデ等駆除委託料30万8,000円の増額補正等についてお尋ねをいたしました。

この駆除エリアについて、まずお答えを申し上げます。

駆除エリアにつきましては、足摺・宇和海国立公園内に位置いたします当市沖の島の周辺海域でございまして、具体的には、水島、姫島、三ノ瀬、ムロバエ、この周辺海域を対象とした駆除対策を実施いたすものでございます。

これまでの事業を通じて、その効果はいかにあったかというご質問でございます。実際のところ、取っても取ってもふえ続けるというような状況にはございますけれども、1回の捕獲量が約300キロ程度。関係者の皆さんの評価といたしましては、効果絶大あるという評価はいただいております。

なお、今回の補正予算、当初に樹立はできませんでした。その理由といたしましては、昭和47年から平成15年度までは、国の補助事業を導入する中で、当該駆除対策を実施してきた経緯がございますが、財政等の関係がありまし

て、平成16年度からは、県単事業に移り変わっておりますが、ところがいきません、県もなかなか財政困難ということで、今年度、当初の予算構築時におきましては、県補助金が打ち切られた状況にございますけれども、私ども宿毛市といたしましては、県下唯一の離島の振興対策の一環として、当該予算の構築は絶対必要であるという思いを持ちまして、以後、積極的に県側に訴えた結果、担当課、従来は環境保全課でございましたけれども、今回の補助元は県の循環型社会推進課の予算を獲得することができましたので、今議会に補正計上を申し上げているものでございますので、何とぞよろしくお願いします。

○議長（岡村佳忠君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 土木課長、6番寺田議員の質疑にお答えいたします。

まず、初めに30ページ、土木費、7款2項4目地方道整備事業費土木費の中の15節の1億37万7,000円の減額と、それから19節負担金の8,228万2,000円の件ですが、先に19節のご説明した方が、15節と関連しておりますので、19節より説明させていただきます。

まず、この負担金は、県が事業主体となって、今、施行している二ノ宮の合併施行となつて文珠橋の架けかえ工事に伴う市としての事業費負担金8,228万2,000円です。

当初予算では、この事業費を工事請負費事務費の同金額を計上していましたが、県へ負担金として支出しますので、各節間の減額調整を行い、負担金として計上します。

15節ながですが、本年度、国庫補助対象事業費2億円を国に対して要望して、7路線、この二ノ宮文珠橋も含めて7路線整備する計画で立てていましたが、国の割当が1億7,000万で確定し、国庫補助対象費が3,000万減

額となりました。それに伴う工事費2,895万円と、今、先ほど説明しました文珠橋へいく、工事費としては7,668万円が県へ負担金として支出しますので、合わせて1億563万4,000円が15節の全部の減額予算となるがですけれども、13節の委託費を、委託をかける計画を持ってましたが、もう担当課で測量して、少しでも延長を延ばすということで、工事費にも振りかえますので、その13節から持ってきた工事費に525万7,000円を差し引いた残りが1億37万7,000円のトータルを減額するものです。

それから、33ページの7款5項1目、住家防災対策事業ですが、これの15節ですが、集中豪雨等により、民家の裏山などがこげた防災対策工事の工事費ですが、当初予算で1,522万6,000円計上して、現在、県より4件の割当を受けて、防災工事をもう既に実施しています。今後の台風時や追加割当に対応するために、今回、工事費602万7,000円を補正するものです。

箇所から、あれはまだ一応、決めてはおりません。今後、予測されたときに、すぐ対応できるように予算確保をしておくものです。

3件ぐらいはできりやせんろかという見込みではあります。

それから、34ページの7款7項1目、河川等の環境整備事業費の15節の1,100万、親水公園の工事費ですが、親水公園は今度、親水公園の入り口となる宿毛大橋付近に県の所有地がありました。そこにトイレを設置計画を立てており、その土地が借れるか借りんか。また、規模はどれればあのもんが入るかというのを調査する中で進めていましたが、ちょうど県と設置に伴う土地使用の協議が整いましたので、その建築及び外構工事費として1,100万円を計上したものでございます。

トイレの規模は、真丁の梓公園に設置しているトイレがそのままの形の、すっぽりきれいに入りますので、規模としてはあればの規模のものをしようとしています。設置する計画であります。

男子が1つ、女子が1つ、それから身障者が1つという形になります。

それから、39ページの10款2項2目過年度土木災害復旧費の中の15節ながでけんど、1,685万7,000円の増額の補正ですが、これ、昨年度、台風災害で被災した箇所が63カ所あります、16年度事業費、それから繰越明許費と、それから17年度の現予算、過年度災害復旧費の予算をもって対応しますが、現在までに60件を復旧するための割当事業費を受けて、市道母島古屋野線道路災害復旧工事の2件を残して、58件の復旧が、工事はもうすべて完了しております。

今回、補正した分は、残り3件を発注するための工事費1,685万7,000円を補正するものです。復旧箇所としましては、市道大島南線の道路災害復旧工事、あそこ3カ所あったんですけど、ちょうど1カ所、真ん中の工区、2工区が残っていますので、それと河川災2件を、残っていますので発注する予定です。

この予算は、現在、完了箇所の精算、事業費の調整を行ってますので、先に精算したときに、お金が余ればそちらで対応しますので、若干、これについては変更が生じる予算になろうかとは思います。

それから、最後に、さきの台風14号の公共土木債として起債している箇所は、河川災害、現時点の集約で河川災害で19カ所の5,960万、道路災で14カ所の9,150万円、合計で33カ所の1億5,110万程度となっております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、6番寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第15号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算、ページ33ページ。22節の市営住宅明渡し等請求訴訟費の内容について、お答えをいたします。

市営住宅2戸の入居者につきまして、家賃の督促を再三しておりますが、現在、家賃を滞納しまして、手続なしの状態で家財道具を置いたまま、1名の方は県外に転出し、1名の方は転出して住所不明の状況になっておりますので、今回、滞納家賃の支払請求と、住宅明渡しの請求訴訟を、現在、起こしている状況でございます。

判決が確定しますと、住宅の明渡しの判決の場合に、判決に応じないときに、執行官による強制執行となりますので、その場合に裁判所へ強制執行費用として、予納金を2戸当たり100万円納めるようになりますので、当初予算に20万円を計上しておりましたので、今回、80万円を計上するものであります。

これからも、長期滞納者等については、厳しい対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第32号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、シャワー室の利用がふえたということで、その利用状況を聞きたいという質問でございます。

今回の条例につきましては、トレーニング室が16年度に、トレーニングルームの機器を、リハビリから筋肉トレーニングまで対応できる機器を充実したことによって、非常に利用者がふえている状況でございまして、シャワーの利用もふえたということで、今回、条例としましては、シャワー利用につきまして、1回当たり100円ということで設定しております。

ご質問の利用状況でございますが、平成7年度の4月から8月までの間の5カ月間で、利用者が2,879名おります。そのうち、市内の方が2,349人、市外の方が530人ということで、市内の方の利用率が81.6パーセントという状況になっております。

以上です。

済みません、平成17年の4月から8月までの利用状況です。どうも済みません。

○議長（岡村佳忠君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 教育次長兼学校教育課長、6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊の35ページでございます。教育費の小学校費、教育振興費の備品購入費と需用費、高知県山の学校支援事業備品購入費の6万5,000円の備品の減額と、11節の需用費6万5,000円の増額の内容についてでございますが、この事業は、県の10分の10の補助事業でございまして、当初、備品8万円、当初予算で計上させていただいておりました。その後、県と調整する中で、補助事業になじまないということで、実はその備品8万の中にチエーンソーなんかもはめておりましたが、それが補助事業になじまないということで、その分を11節の方へ振りかえて、有効に活用していくと、こういう予定をしておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第15号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）ですけれども、ページ

36ページ、9款教育費、社会教育費の1目社会教育総務費の中の中尾ミエチャリティーコンサートの事業内容と予算支出の意味。そして、100万円の減額の意味ということでございますけれども、これは、昨日、市長も菊地議員さんの一般質問にもお答えいたしましたように、ことし6月1日ににっぽん丸、豪華客船にっぽん丸が入港いたしました。

その時に、中尾ミエさんが、催し物のゲストとして乗船をされておりました。その後、結局、これを機会にもって、非常に宿毛との交流が深まった関係で、宿毛でのチャリティーコンサートが実現したわけでございます。

今回のコンサートにつきましては、宿毛市はもちろんでございますけれども、土佐くろしお鉄道、中村宿毛線運営協議会等々、各種団体と連携して、必ずや成功に向けて取り組むということによって、中尾ミエさんから、土佐くろしお鉄道に貴重なチャリティーとして、寄附も行われるということはもちろんでございますけれども、今後、中尾ミエさんとの一層の人的つながりといいましょうか、そういうことを深めることによって、宿毛のピアールもしていただきたい。そして、宿毛の活性化にもつなげていきたいということを目的として、実施をするコンサートでございます。

コンサートの開催につきましては、10月28日、宿毛市総合社会福祉センターで行われます。

ぜひとも、各種、きのうの一般質問ではございませんでしたけれども、各種催し物の参加につきまして、市民の皆さんはもちろんのこと、議員の皆様方におかれましても、一層のご理解とご支援をいただきたいというふうに思っております。

チケットの販売につきましては、私ども文教センター、あるいは企画広報課、商工観光課の

中で販売をいたしております。

指定席につきましては、4,000円で、自由席が3,500円でございます。できるだけ早く、購入をしていただいたら、私どももう少し限りでございます。

それで、100万円の減額につきましては、そういったことでもって、これまで著名人をお呼びいたしまして、お話の講演会を実施しておりましたけれども、その分を取りやめたことによっての減額でございます。

なお、これに関する節につきましては、8節の報償費の20万円から、使用料及び賃借料の15万5,000円までが該当するものでございます。

中でも、8節の報償費の20万円につきましては、中尾ミエのチャリティーコンサートに友情出演として木原光知子さんが参加していただきます。このための報償経費でございます。

あと、その委託料につきましては、コンサートを主催していただきます企業に対して254万円、そして文化講演会、これまで、当初予算計上しておりました100万円を減額し、その差し引きを154万円計上させていただいておるものでございます。

トータルでは、306万7,000円を計上し、歳入では302万円計上いたしておりますけれども、全席売れての歳入計上でございます。ぜひとも、これにつきましては、実現できるように格段のご配慮をよろしくお願ひ申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質疑を行います。

大方のところは、説明の内容がわかりましたので、数点、再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、27ページの公有林の共生林整備事業ですが、荒瀬山、公園化されているところだと

思ってますが、歩道がかなり、最初は整備されてたと思いますが、この事業の中に、歩道整備も入っているのか、もしそこら当たりがわかれれば説明をお願いしたいと思います。

次に、今、最後に説明していただきました中尾ミエのチャリティーコンサートですが、収入、支出が、チャリティーということでやっても、支出の方が多いように聞こえたんですが、どの部分でくろ鉄の方にチャリティーとして淨財を寄附するのかがちょっとわからなかつたので、その部分がわかれれば説明をお願いしたいと思います。

それと、32号のトレーニング室ですが、利用の80パーセントが市内、80パーセント強が市内ということのようですが、私の聞いているところでは、市外からどんどん、ほかの、市外のトレーニングの利用料よりも安いということで、ふえてきてているというふうに聞いておりました。

できれば、この利用料設定を変更するときに、市内、市外で多少なりとも差をつけて、市民がより使いやすくするというか、した方がいいんじゃないかなと思ってますが、その点について、そういう構想があるのかないのか。また、検討はしたことがないのかをご説明していただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

荒瀬山につきましては、荒瀬山公園とか、一般的には言うたりしますが、正式には公園ではなくて、あくまでも生活環境保全林であります。

ご質問の歩道等の整備ということですが、今回、この事業で歩道等の整備も可能なわけですけれども、予算的な面もありまして、今回の中では歩道の整備は入っておりません。

なお、歩道につきましては、当初予算で下刈

り等の予算も入ってますので、もう既に歩道についての下刈り等は終わっております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、6番議員の再質疑にお答えをいたします。

中尾ミエチャリティーコンサートのチャリティーの支出についてでございますけれども、これにつきましては、委託料254万円計上いたしておりますと、その委託料の中から、チャリティーとして土佐くろしお鉄道株式会社の方にご寄附をいただくということになっております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、6番、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の公園条例の改正の中で、シャワー室、近隣市町村の100円と合わせた中で100円にしておりまして、今回の、今の現在の利用率も、81.6パーセントが市内の方、大方の方が市内ということで、100円については、今の100円で市外、市内含めて何とかするんじゃないかと。

トレーニング室は、1回100円と、非常に民間と比べたら安い状況でありますので、その当たり、これから非常に安いから、いっぱい使いたい人が使えんという状況になれば、また料金の改定も、うちが施設こなせてますけれども、実際、管理が生涯学習課ですので、そのあたりの状況になれば、また生涯学習課と協議しながら、進めていきたいと考えております。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号及び議案第15号から議案第24号まで並びに議案第37号」の12議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号及び議案第15号から議案第24号まで並びに議案第37号」の12議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号」の13議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、9月26日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 異議なしと認めます。

よって、9月26日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月23日から9月26日までの4日間休会し、9月27日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時48分 散会

## 議案付託表

平成17年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務常任委員会 ( 3 件)	議案第24号 議案第25号 議案第27号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について 宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例について こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について
教育民生常任委員会 ( 4 件)	議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第38号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について 宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
産業建設常任委員会 ( 6 件)	議案第26号 議案第31号 議案第32号 議案第34号 議案第35号 議案第36号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定について 宿毛市公園条例の一部を改正する条例について 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について 市道路線の認定について 市道路線の認定について

第 3 回 宿毛市議会定例会

第 14 日

平成 17 年 9 月 27 日（火曜日）

## 平成17年

## 1 議事日程

第14日(平成17年9月27日火曜日)

午前10時 開議

## 第1 議案第1号から議案第38号まで

(議案第1号及び議案第15号から議案第24号まで並びに議案第37号、討表論、決)

(議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号、委員長報告、質疑、討論、表決)

(議案第2号から議案第14号まで、特別委員会設置、付託)

第2 陳情第34号外2件

### 第3 委員会調査について

----- • • ----- • • -----

## 2 本日の会議に付した事件

## 日程第1 議案第1号から議案第38号まで

日程第2 陳情第3 4号外2件

### 日程第3 委員会調査について

— — — — • • — — — — • • — — — —

### 3 出席議員（17名）

2番 中 平 富 宏 君

4番 浦 尻 和 伸 君

6番 寺田公一君

8番 宮本有二君

0番 沖 本 年 男 君

2番 岡 村 佳 忠 君

4番 田 中 德 武 君

6番 中川 貢君

8番 岡崎 求君

----- • • ----- • • -----

4 欠席議員（1名）

## 1番 浅木 敏君

----- • • ----- • • -----

## 5 事務局職員出席者

# 事務局長 福田延治君

次長  
兼庶務係長 小野正二君

議事係長 岩本昌彦君

調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

#### 6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
助役	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画広報課長	小松宣男君
総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長	間和海君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
水道課長兼下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長補佐	土居利充君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第38号まで」の38議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前11時32分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号をこれを承認することに決しました。

これより、「議案第15号から議案第24号まで及び議案第37号」の11議案について、討論に入れます。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第15号から議案第24号まで及び議案第37号」の11議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第24号まで及び議案第37号」の11議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号」の13議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（田中徳武君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第25号、第27号、第33号の3議案でございます。

議案第25号は、宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてでございます。

地方公共団体における職員給与、あるいは職員数、勤務条件等の公表につきましては、これまで昭和56年の自治事務次官通知に基づきまして、市民の皆様には、9月広報を通じ、実施してまいりました。

今回、地方公務員法が改正されたことに伴いまして、本市の条例で定め、広報及びインターネットにより公表することとなったため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第27号につきましては、宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

審議会の委員のうち、市議会の議員及び市の職員を除くとともに、委員の数を23人から18人に減員しようとするものでございます。

議案第33号、こうち人づくり広域連合規約の一部の改正をする規約についてでございます。

中村市と西土佐村が平成17年4月10日に合併し、四万十市となり、池川町、仁淀村及び吾川村が平成17年8月1日に合併し、仁淀川

町になったことに伴いまして、規約の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第291条の3第1項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

上記3議案とも、いずれも慎重に審査いたしました結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付議されました議案についての報告といたします。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。  
○教育民生常任委員長（沖本年男君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第28号から議案第30号まで及び議案第38号の4件であります。

まず、議案第28号、宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本条例は、宿毛市立学校体育施設を、一般の方々が使用する際の使用料等を定めたものであります。弘瀬小学校と母島小学校、及び弘瀬中学校と母島中学校の統合に伴い、施設の名称に変更があったほか、田ノ浦小学校運動場を一般利用の対象から除外することとなったため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

本件につきまして、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適當であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号、宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本件は、宿毛市スポーツ審議会委員のうち、これまで行政関係代表から委員を選任していたものを、PTA関係者から選任することに改めるとともに、委員の構成から議会関係代表を削

除しようとするものでございます。

本件につきまして、担当課からの詳しい説明を受ける中で慎重に審査した結果、原案を適當であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号、宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

当施設ができた当初は、1階の一部をトレーニングルームとして利用し、使用料を徴収しておりましたが、現在は備品等の保管室として利用していることから、条例中体育館の使用料を定めた別表の中から、トレーニングルームの項を削除しようとするものであります。

本件につきましても、慎重に審査した結果、原案を適當であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号、宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本件は、10月1日から介護保険法が一部改正されることに伴い、入所者の居住費、短期入所者の滞在費の負担区分をこれまでの3段階から4段階に分け、それぞれ負担金の額を改正することや、食費が介護サービスの対象から除外されるため、これまでの介護サービスの1割を負担するという形ではなく、全額を自己負担金として徴収しようとするものであります。

審議の過程で、入所者の自己負担金がふえることを危惧する意見が出されました。現状では、最高額を負担する入居者は1名のみであり、大半の入居者については、むしろ減額になるとの実情をも考慮した結果、原案を適當であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案4件についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。  
○産業建設常任委員長（浦尻和伸君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第26号、議案第31号、議案第32号並びに議案第34号から議案第36号までの6議案であります。

議案第26号、すぐもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定について。

本件は、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、それまで公共団体や公共的団体に限定されていた公の施設の管理委託について、民間企業を含む法人、その他の団体に行わせることができる指定管理者制度が導入されたことにより、すぐもサニーサイドパークの管理委託に民間参入を可能とし、民間ノウハウや活力の導入を図り、さらなるサービスや利便性の向上を期し、経費の節減を図ろうとするものであります。

慎重に審査をした結果、原案を適當であると認め、可決すべきものと決しました。

議案第31号、宿毛市公園条例の一部を改正する条例について。

本件は、議案第26号において、すぐもサニーサイドパークに指定管理者の導入を可能とするため、新たにすぐもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例を制定することに伴い、宿毛市公園条例からすぐもサニーサイドパークの規定箇所を削除するものであります。

慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

議案第32号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について。

本件は、宿毛市総合運動公園の施設のうち、これまで使用頻度が少なく、使用料を見合わせていた体育館及び陸上競技場のシャワー施設について、使用料を徴収するため、条例の一部を

改正しようとするものであります。

慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

議案第34号、字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について。

本件は、宿毛市錦の一部、通称「四季の丘」の住居表示を実施するに当たり、字の区域及び名称の変更並びに字の廃止をする必要があり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査をした結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

議案第35号、議案第36号、市道路線の認定について。

本件2議案は、高砂地区内の道路を新たに市道として認定しようとするものであります。この路線は、宅地造成等により、住宅の定住化が進み、集落化した団地内にあり、既に公衆用道路として宿毛市に帰属されております。

適切な維持管理をする上で、道路法の道路として認定するものであります。

担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号」の13議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号」の13議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第25号から議案第36号まで及び議案第38号」の13議案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議案「第2号から議案第14号まで」の13議案については、すべて決算認定にかかる議案でありますので、この際、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって、本案については、8人の委員をもって構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました「決算特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中平富宏君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君、沖本年男君、佐田忠孝君、田中徳武君、中川 貢君、以上8人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を「決算特別委員会」の委員に選任することに決しました。

続いて、「決算特別委員会」の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

—————・—————・—————

午前11時51分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に「決算特別委員会」の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（福田延治君） 事務局長。

「決算特別委員会」の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、田中徳武君。副委員長、寺田公一君。以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 日程第2「陳情第34号及び陳情第36号並びに陳情第37号」の3件を一括議題といたします。

「陳情第34号及び陳情第36号並びに陳情第37号」の3件については、各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3 「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

去る9月14日に開会いたしました今期定例会は、本日までの14日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました38議案のうち、決算認定議案を除きまして、いずれも原案のとおりご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ここで、議会中の、少し喜ばしい点を2つほど報告をさせていただきたいわけでございます。

1つは、皆様もう既にご存じのとおりでございます。本市出身の豊ノ島閑が、十両で見事1

4勝1敗で優勝されまして、本日、当市に凱旋をするということでございます。非常にこの豊ノ島閑の優勝につきましては、宿毛市の皆さんにも元気を与えてくれる出来事だろうというふうに思っております。

もう1点でございますが、これはきょう通知がございまして、宿毛線の3月に事故が起きました宿毛駅の復旧でございます。この見通しがきちんと立ちまして、10月31日に駅舎の竣工がなります。そして、11月1日の始発から、宿毛駅から従前どおりの復旧がなされるということの、土佐くろしお鉄道からの通知が、本日まいりました。

長い間、皆様方には、市民の皆様方にはご不便をおかけいたしましたが、11月1日から全面復旧ということをご報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、またより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、また健康にもご留意されまして、さらにご活躍をされますことをご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成17年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成 17 年 9 月 22 日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 25 号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第 27 号	宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 33 号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当

平成 17 年 9 月 22 日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 28 号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 29 号	宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 30 号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 38 号	宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成 17 年 9 月 22 日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第 103 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 26 号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第 31 号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 32 号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第 34 号	字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について	原案可決	適 当
議案第 35 号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第 36 号	市道路線の認定について	原案可決	適 当

平成17年9月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第36号	宿毛市立野球場夜間照明施設の設置について
陳情第37号	義務教育費国庫負担制度を堅持し教育の機会均等を求める意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成17年9月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第34号	排水ポンプ機の取替えについて

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成17年9月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 田 中 徳 武

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年9月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 沖 本 年 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 教育問題について
  - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (3) 下水道事業の運営管理状況について
  - (4) 老人対策の状況について
  - (5) 保育施設の管理状況について
  - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年9月22日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 浦 尻 和 伸

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 市営住宅の管理状況について
  - (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年9月27日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

議会運営委員長 西 村 六 男

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一般質問通告表

平成17年第3回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	2番 中平富宏君	<p>1 防災について（市長）            (1) 自主防災組織について            (2) 防災無線（津波警報）について</p> <p>2 宿毛湾港について（市長）            (1) 防波堤を利用し生態系を生み出す港づくりについて            (2) 企業誘致について</p>
2	8番 宮本有二君	<p>1 篠山小・中学校改築計画について            (市長、教育長、関係課長)</p>
3	10番 沖本年男君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）            (1) 宿毛市観光開発公社の運営について            (2) 山田川の堤防補強について            (3) 坂本ダムの下流の渇水期における対応について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）            (1) 学校給食への地元産食材の活用について</p>
4	5番 菊地 徹君	<p>1 宿毛市の活性化について（市長）            (1) 交流人口、流動人口を増やす方策について            (2) インターネットライブカメラの設置について            (3) 海外の港湾都市との交流について</p> <p>2 ごみの収集体制について（市長）</p>
5	17番 西村六男君	<p>1 構造改革特区の取り組みについて（市長）</p>
6	3番 有田都子君	<p>1 環境問題について（市長）            (1) 市庁舎の地球温暖化対策について            (2) 軒前清掃について</p> <p>2 各種催事への市職員の参加について（市長）</p> <p>3 こども議会（小学校）について（市長、教育長）</p> <p>4 防災ずきん所持について（教育長）</p> <p>5 宿毛市生徒指導総合連携推進事業について（教育長）</p>

		1 戸籍情報の職務上請求書不正利用事件について（市長）
		2 情報格差の解消と情報化戦略について（市長）
7	16番 中川 貢君	(1) 2011年7月の地上波デジタル化への対応について
		(2) 情報インフラ、情報サービスの拠点化戦略について
		(3) 携帯メールを利用した緊急情報伝達システムの導入について
		(4) 行政チャンネルと宿毛市のホームページの充実について

平成 17 年第 3 回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月27日	承 認
第 2 号	平成 16 年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 3 号	平成 16 年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 4 号	平成 16 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 5 号	平成 16 年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 6 号	平成 16 年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 7 号	平成 16 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 8 号	平成 16 年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 9 号	平成 16 年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 10 号	平成 16 年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 11 号	平成 16 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 12 号	平成 16 年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 13 号	平成 16 年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月27日	継続審査
第 14 号	平成 16 年度宿毛市水道事業会計決算認定について	9月27日	継続審査
第 15 号	平成 17 年度宿毛市一般会計補正予算について	9月27日	原案可決
第 16 号	平成 17 年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第 17 号	平成 17 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決

第18号	平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第19号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第20号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第21号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第22号	平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第23号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第24号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第25号	宿毛市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	9月27日	原案可決
第26号	すくもサニーサイドパークの設置及び管理に関する条例の制定について	9月27日	原案可決
第27号	宿毛市振興計画審議会条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第28号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第29号	宿毛市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第30号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第31号	宿毛市公園条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第32号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決
第33号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	9月27日	原案可決
第34号	字の区域及び名称の変更並びに字の廃止について	9月27日	原案可決
第35号	市道路線の認定について	9月27日	原案可決
第36号	市道路線の認定について	9月27日	原案可決

第37号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	9月27日	原案可決
第38号	宿毛市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月27日	原案可決